

意

匠

法

(昭和三十四年四月二三日  
法律第一二五号)



【沿革略記】

○意匠条例 (明治二年二月一八日勅令第八五号意匠条例ヲ以テ公布、同二年二月一日ヨリ施行)

○意匠法 (明治三年三月一日法律第三七号意匠法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行)

○意匠法 (明治四年四月二日法律第二四号意匠法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年十一月一日ヨリ施行)

○意匠法 (大正一〇年四月三〇日法律第九八号意匠法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行)

改正 (昭和四年四月四日法律第四九号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一〇月一日ヨリ施行)

(昭和八年三月一五日法律第一〇号意匠法中改正ノ件ヲ以テ同法中改正、同年勅令第一九九号ニ依リ同年八月一日ヨリ施行)

(昭和十三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)

(昭和二十二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二十三年七月一五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号を以て同法中改正、同年五月二五日から施行)

(昭和二十六年三月六日法律第一一号をもつて同法中改正、即日施行)

(昭和三十四年四月一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行)

○意匠法  
改正

(昭和三四年四月一三日法律第一二五号意匠法をもつて公布、同三五年四月一日から施行)

(昭和三七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和三七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和三九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)

(昭和四五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四六年一月一日から施行)

(昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて同法中改正、即日施行)

(昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は即日施行、その他は同五一年一月一日から施行)

(昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、登録料の改正規定は同年五月一日から施行)

(昭和五三年四月二六日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)

(昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、国際出願の翻訳文の提出期限の延長に關係した改正規定は同年一二月八日から施行、その他は同年六月一日から施行)

(平成二年六月一三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年二月一日から施行)

(平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、手数料等の改正規定は同年七月一日

から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年一月二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年二月一四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、特許異議の申立てに関係した改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成七年五月二日法律第九一号附則をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成八年六月二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に関係した改正規定は同年一〇月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、国と国以外の者との共有に係る意匠権等の登録等の取扱いの改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四一号をもつて同法中改正、同一二年一月一日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四三三号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一一年二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)

(平成一一年二月二二日法律第二二〇号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一四年四月一七日法律第二四号をもつて同法中改正、同年九月一日から施行)

(平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定、特許料等の減免措置の見直しに関係した改正規定については、同一六年四月一日から、その他について

は、同十六年一月一日から施行)

(平成十五年五月三〇日法律第六一号をもつて同法中改正、同十七年四月一日から施行)

(平成十六年六月一八日法律第一二〇号をもつて同法中改正、同十七年四月一日から施行)

(平成十七年六月二九日法律第七五号をもつて同法中改正、同年十一月一日から施行)

(平成十八年六月七日法律第五五号をもつて同法中改正、新規性喪失の例外の適用に係る提出期限の延長に係した改正規定は同年九月一日から、類似の範囲の明確化及び罰則の見直しに係した改正規定は同十九年一月一日から、その他の改正規定は同十九年四月一日から施行)

(平成二〇年四月一八日法律第一六号をもつて同法中改正、特許料等の引下げに係した改正規定は同年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係した改正規定は同二十一年一月一日から、その他の改正規定については同二十二年四月一日から施行)

(平成二十三年六月八日法律第六三号をもつて同法中改正、同二十四年四月一日から施行)

(平成二六年五月一四日法律第三六号をもつて同法中改正、附則第九条の改正規定は公布の日、地域団体商標の改正規定は同年八月一日、意匠法等の改正規定の一部は同二七年五月一三日、その他の改正規定は同二七年四月一日から施行)

(平成二六年六月一三日法律第六九号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行)

(平成二七年七月一〇日法律第五五号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行)

(平成二八年五月二七日法律第五一号をもつて同法中改正、同二九年五月三〇日から施行)

(平成三〇年五月三〇日法律第三三三号をもつて同法中改正、新規性喪失の例外に係した改正規定は同年六月九日から、電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手續に係した改正

正規定は令和二年一月一日から、その他の改正規定は令和元年七月一日から施行)

(令和元年五月一七日法律第三号をもつて同法中改正、特許法における査証制度の創設に係  
した改正規定は同年一〇月一日から、意匠登録出願手続及び救済措置の拡充等に係した改正  
規定は同三年四月一日から、その他の改正規定は同二年四月一日から施行)

(令和三年五月一九日法律第三七号をもつて同法中改正、同四年四月一日から施行)

(令和三年五月二一日法律第四二二号をもつて同法中改正、割増特許料の納付の免除、国際意匠  
登録出願における新規性喪失の例外の特例、国際意匠登録出願の査定方式の特例に係した  
改正規定は同年一〇月一日から、意匠の実施の定義の見直しに係した改正規定は同四年一〇  
月一日から、特許権等の回復要件の緩和に係した改正規定は同五年四月一日から、その他  
の改正規定は同四年四月一日から施行)



# 意匠法

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条) .....	一四四
第二章 意匠登録及び意匠登録出願(第三条―第一五条) .....	一四五
第三章 審査(第一六条―第一九条) .....	一五九
第四章 意匠権 .....	一七八
第一節 意匠権(第二〇条―第三六条) .....	一三八
第二節 権利侵害(第三七条―第四一条) .....	一三七
第三節 登録料(第四二条―第四五条) .....	一四九
第五章 審判(第四六条―第五二条) .....	一五九
第六章 再審及び訴訟(第五三条―第六〇条の二) .....	一七一
第六章の二 ジュネーブ改正協定に基づく特例 .....	一八二
第一節 国際登録出願(第六〇条の三―第六〇条の五) .....	一八二
第二節 国際意匠登録出願に係る特例(第六〇条の六―第六〇条の三三) .....	一八五
第七章 雑則(第六〇条の二四―第六八条) .....	一四五
第八章 罰則(第六九条―第七七条) .....	一四三

附則

.....

一四四〇



## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣 旨)

本条は、この法律の目的について規定したものである。法律の冒頭に目的規定を置き、その法律の趣旨や性格等を明らかにしている。

意匠の創作は、特許法における発明、実用新案法における考案と同じく、抽象的なものである。しかし、発明や考案が自然法則を利用した技術的思想の創作であり、特許法及び実用新案法はその側面からの保護を目的としているのに対し、意匠法は二条一項の表現からも明らかかなように美感の面からアイデアを把握し、これを保護しようとするものである。すなわち、特許法及び実用新案法と意匠法とは保護の方法が異なるのである。

本条に規定されているように、この法律の目的は意匠の保護及び利用を図って意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することである。意匠と産業の発達の間には幾つかの態様が考えられる。まず、優れた意匠を商品に応用することによって需要が増加し、産業の興隆が実現される場合がある。また、優れた意匠が同時に技術的に優れている場

合もあり、技術の進歩ひいては産業の発達が意匠そのものによって直接に実現される場合がある。

〔字句の解釈〕

〈意匠〉二条一項参照

〔参 考〕

〈意匠権と商標権・著作権〉意匠権は商標権又は著作権と抵触する場合がある（二六条）。すなわち、同一のアイデアが意匠権、商標権、著作権それぞれの対象になり得るのである。これらの権利について簡単に説明すれば、意匠権と商標権とは産業財産権であるという点で共通するが、保護の対象が異なる。意匠権が美的な創作を保護するものであるのに対し、商標権の保護対象は商標を使用する者の業務上の信用である。業務上の信用と無関係なものは意匠であり得ても商標ではなく、視覚を通じて美感を起こさせることができないものは商標ではあり得てもそれについて意匠登録を受けることができない。また、意匠権と著作権との相違は、前者が産業政策的観点から認められる権利であつて、国家の行政処分によつて発生するのに対し、後者は著作者の精神的表現に關してその人格的・財産的利益を保護することを目的とする権利であり、著作物の成立と同時に発生する点である。

（定義等）（見出し改正、平一八法律五五号）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限る。画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。（改正、平一〇法律五

## 一、令元法律三二

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。(改正、平一八法律五五、令元法律三)

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入(外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。)又は譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為(本号追加、令元法律三、改正、令三法律四二)

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為(本号追加、令元法律三)

三 意匠に係る画像(その画像を表示する機能を有するプログラム等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。))を含む。以下この号において同じ。)について行う次のいずれかに該当する行為(本号追加、令元法律三)

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出(提供のための展示を含む。以下同じ。))をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器(以下「画像記録媒体等」という。)の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。(本項追加、平一八法律五五、改正、令元法律三)

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、この法律で特に重要な語句について定義したものである。

一項は意匠について定義を設けたものである。意匠法上の意匠には、物品及び建築物の形状等（形状、模様、色彩又はこれらの結合）及び画像が含まれており、これらの部分についても意匠登録を受けることができる（なお、後述する八条に規定する組物の意匠、八条の二に規定する内装の意匠についても部分について意匠登録を受けることができる。）こと、及びこれらについて審美的なものでなければならぬことが規定されている。

一項の改正の経緯及び趣旨は以下のとおりである。

昭和三四年に現行法が制定される以前の大正一〇年法一条では「物品ニ関シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案」と規定しており、審美的なことについては何ら表現していない。しかし、学説は一致して意匠が審美的なものでなければならぬとしていた。昭和三四年制定の現行法では旧法の解釈を法文に規定して、意義を明らかにした。

平成一〇年の一部改正では、「物品の部分」を意匠の構成要素として新たに加え、部分意匠（物品の部分の形状等）が意匠登録の対象となるようにした。昭和三四年の現行法制定時から当時までは「物品」とは市場で流通する有体物であり、独立して取引の対象となり得ない物品の部分は、意匠法上の「物品」ではないものとして扱われ、物品の部分に係る意匠は保護対象とはなっていなかった。しかし、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣が増加し、十分にその投資を保護することができないものとなっていたことから、物品の部分に係る意匠も保護対象となるように改正したものである。なお、平成一〇年の一部改正時は八条に規定されている「組物の意匠」について、「組物の意匠」の保護の価値はその全体の組合せが有する美感にあることから、「組物の意匠」については、部分に係る創作を評価する部分意匠の出願は認めないこととし、二条一項では八条を除いて「物品の部分を含む」と規定していた（令和元年の一部改正で廃止）。

平成一八年の一部改正では、一部改正前二項を新設（令和元年の一部改正で削除）し、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像について、それらが物品の部分の形状等に含まれることを明確にし、物品の本来的な機能を発揮できる状態にする際に使用される画面上に表示された画像を物品の部分として限定的に保護することとした。くわえて、同項で保護する画像については、当該画像等がその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護対象とすることとした。

令和元年の一部改正では、物品の形状等と並列するように、建築物の形状等及び画像を意匠の定義に追加した。建築物については、店舗の外観に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増え、意匠権による保護ニーズが増加したため、意匠の定義に追加した。なお、ここでいう建築物は、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。また、画像については、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像が一般化したことや、画像の表示場所が物品の表示部に限られず多様化したこと等により、幅広い画像について意匠権による保護を求めるニーズが生じていたことから、意匠の定義に追加したものである。ただし、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として画像デザインの開発投資を促進する以上、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切であることから、意匠に該当する「画像」には、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもののみが含まれる旨を規定することとした（よって、映画の一場面等の画像は、意匠権の保護対象とならない）。なお、一項の画像は平成一八年の改正で加えられた一部改正前二項で保護対象としていた操作画像を包摂し、表示場所も限定するものでないことから、同項を削除した。また、平成一〇年の一部改正時、部分意匠に関して、八条を除いて「物品の部分を含む」と規定し、「組物の意匠」については部分意匠の出願は認めないものとしていた点について、商品の多様化が進み、商品の基幹部分は同一であるが、その細部について多様な形状等をあしらう

商品群が増加してきたことから、このような商品群についても組物として保護することができるよう、組物についても部分意匠を認めることとし、部分意匠の対象から組物の意匠を除くとしていた規定を削除した。二項は、意匠の実施について定義したものである。

大正一〇年法では、七条の意匠権の効力として「製作、使用、販売、拡布」という用語を使っていたが、その内容より明確にするため昭和三四年の改正で「意匠に係る物品を」製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のため展示し又は輸入する行為」と改められた。なお、大正一〇法において、輸入は二六条の罰則において規定されていたが、意匠の実施の一つと考え、昭和三四年の改正で意匠の実施として規定された。

平成六年の一部改正では、特許法二条三項の改正に合わせ、譲渡若しくは貸渡しの申出を実施の定義に追加し、平成一八年の一部改正において、輸出を実施の行為に追加した。

令和元年の一部改正では、建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、物品の意匠、建築物の意匠及び画像の意匠の実施行為をそれぞれ定義するため、一号から三号までを新設した。一号はそれまでの物品の意匠の実施を号として書き起こしたものであり、二号の建築物の意匠の実施と三号の画像の意匠の実施については、物品の意匠と同様の行為を規定しているが、建築物の意匠と画像の意匠の性質を踏まえ、次の点を変更している。まず、二号の建築物の意匠の実施については、「製造」に代わる概念として「建築」と規定し、また、不動産の輸出入は想定されないことから、輸出及び輸入を規定しないこととした。三号の画像の意匠の実施については、画像の作成や譲渡は、実質的には当該画像を表示するためのプログラムの作成や譲渡に当たることから、「画像を表示する機能を有するプログラム等」が画像に含まれる旨を規定した。また、画像そのものが対象となる行為と、画像を記録した記録媒体や内蔵する機器（画像記録媒体等）が対象となる行為とがあることから、これらをイ、ロに分けて規定することとした。具体的には、イで規定する画像の意匠の実施行為については、「製造」に代わる概念として「作成」と規定した上、ネットワークを通じた画

像の提供行為が実施に含まれるよう「電気通信回線を通じた提供」を規定した。また、口で規定する画像の意匠の実施行為については、その譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しへの申出を規定している。

令和三年の一部改正では、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を「輸入」に含む旨を規定した。この改正前において、電子商取引の発展や国際貨物に係る配送料金の低下等により、海外の事業者が、国内の事業者を介することなく、直接、国内の消費者に対して少量の模倣品を販売し、送付する事例が急増したが、この場合、現行の「輸入」行為の主体は国内の消費者と解されるところ、消費者の行為に意匠権の侵害は成立せず、また、海外の事業者の行為に侵害が成立するかどうかは明らかでないことから、税関において意匠権の侵害を認めて没収等することができなかつた（関税法六九条の二第一項九号及び二項）状況に鑑み、海外の事業者の行為に着目した行為を規定することとした。これにより、事業者が権原なく「輸入」を行った場合には意匠権の侵害が成立し、国内の荷受人が消費者である場合を含め、当該行為により持ち込まれた物品は税関での没収等の対象となる。なお、本項は、「外国にある者」を主体とする行為を定めるものであるが、その行為のうち日本国内に到達する時点以降を捉え、国内における行為として規定するものであり、日本の領域外における行為（外国における発送等）は規制対象に含まれない。そのため、我が国の意匠権の効力をその領域外に及ぼすものではなく、属地主義に反するものではない。また、「以下同じ」と規定するとおり、本条以降の意匠法上の「輸入」（三八条、四四条の三、五五条）や輸入を含む「実施」についても同様に適用される。なお、「他人をして持ち込ませる行為」については商標法二条の「字句の解釈」も参照されたい。

三項は、意匠法上の「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう旨を規定している。昭和三四年の意匠法制定時は、「登録意匠」の定義は「実施」の定義よりも前（一部改正前二項）に規定されていたが、平成一八年の一部改正時に同項を物品の操作の用に供される画像についての規定（一部改正前二項）に改め、「実施」の定義の後の三項として、一部改正前二項と同じ内容である「登録意匠」の定義の規定が追加された。

〔字句の解釈〕

- 1 〈物品〉有体物である動産を指す。
- 2 〈形状〉実用新案法一条の〔字句の解釈〕参照
- 3 〈操作〉一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を入力することをいう。
- 4 〈機能を発揮した結果として表示されるもの〉機能とは願書や願書に添付された図面から特定できる意匠から一般的に想起される特定の機能を意味する。また、機能を発揮した結果として表示される画像とは、入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像を意味する。
- 5 〈美感〉美に対する感覚のことである。美感は音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については視覚を通じて起こる場合に限られる。
- 6 〈プログラム等〉特許法一条の〔字句の解釈〕参照
- 7 〈電気通信回線〉特許法一条の〔字句の解釈〕参照
- 8 〈画像を記録した記録媒体〉画像を記録したUSB端末やCD-ROM等の記録媒体を指す。
- 9 〈画像を内蔵する機器〉画像を含むアプリケーションがインストールされたスマートフォン、画像を表示する機能を有するプログラム等を内蔵する洗濯機やDVDプレーヤー等を指す。
- 10 〈画像記録媒体等〉意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器を指す。意匠の実施行為は意匠に係る画像について規定するものであるため、「画像記録媒体等」に記録又は内蔵される画像は意匠に係る画像に限定される。

## 第二章 意匠登録及び意匠登録出願

### (意匠登録の要件)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠(改正、平一一法律四一)

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く。)については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。(改正、令元法律三)

(改正、平一〇法律五一)

(旧法との関係) 一条及び三条

(趣旨)

本条は、意匠登録の要件について規定したものである。第一に意匠は工業上利用することができるものでなければならぬ。すなわち、意匠法で保護に値する意匠は特許法や実用新案法にいう「産業上利用することができる」発明・考案とは異なり、工業的方法により量産されるものに限られるのである。例えば農具は農業に使用されるものであるから意匠登録の対象となるのではなく、工業的に大量生産されるものであるから、そのデザインが意匠登録の対象となるのである。

第二に、意匠が新規なものであることを要する。これは一項の各号に規定されているところであり、意匠が出願前に公知である場合（一号）、意匠が出願前に刊行物に記載されていた場合又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となっていた場合（二号）には新規性がないものとされる。特許法や実用新案法のように公然実施をされたものが規定されていないのは、意匠は外観で判断するため、公然実施をすれば全て公知になることに基づく。現行法制定時、特許法や実用新案法では、公然知られた発明・考案及び公然実施された発明・考案については新規性の判断を国内に限定しつつ、刊行物記載に関しては、交通及び通信技術の発展等を考慮し、新規性の判断を国内に限定しないという態度をとった。しかし、意匠は、大部分の場合、刊行物に記載されるよりも意匠を施した物品が市場に出回るほうが早いのが実情であり、外国における新規性の判断を特に刊行物記載に限定したのではほとんど無意味となるので、外国における公知の事実も参酌することにしたのである。その後、平成十一年の一部改正により、特許法や実用新案法においても、意匠と同様に外国における公知（公然知られていること）の事実も参酌されることとなった。三号は、一号又は二号に掲げる意匠に類似する意匠は新規性がないものである旨を規定したものである。意匠の新規性の判断は外形的な物品の形状、模様等を比較して行うものであるから、全く同一の意匠に限らず類似のものまでも新規性がないとしたのである。旧法は「又ハ之ニ類似スルモノ」と三条一項各号の末尾に規定していたが、昭和三十四年制定の現行法では独立の号として規定を設けた。

第三に、意匠は容易に創作できる程度のものであつてはならない(二項)。昭和三四年の現行法制定時においては、日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠について登録を受けることができない旨を規定していたが、平成一〇年の一部改正において、創作性の高い意匠を的確に保護するために、日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。これは、日本産業が世界市場において製品競争力の優位性を保つために、創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すことが必要であることから、創作非容易性の要件を引き上げたものである。また、令和元年の一部改正において、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。これは、情報技術の発達により、より多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されるようになっていくところ、これらのデザインに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合には独自の創作性を有さず、意匠権による保護に値しない。しかし、単に刊行物やインターネット上で公開された意匠については、必ずしも「公然知られた」ということはできないことから、これらの意匠に基づいて容易に創作することができた意匠についても意匠登録を受けられない旨を明記し、創作非容易性の要件を引き上げたものである。また、同改正によつて、画像を意匠の定義に追加したことに伴い、日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた画像に基づいて容易に創作できた意匠についても登録を受けることができないものとした。

#### 〔字句の解釈〕

1 〈公然知られ〉秘密の状態にはされておらず、現実には知られていることを指す。

2 〈頒布された刊行物〉特許法二九条の「字句の解釈」参照

- 3 〈電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった〉特許法二九条の〔字句の解釈〕参照
- 4 〈形状等〉二条一項で、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」の略称として規定されているものであり、物品又は建築物と一体化している形状、模様若しくは色彩である意匠を含む概念である。
- 5 〈画像〉本条における「画像」は、画像全般を指し、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限定されない（二条一項参照）。

（同前）

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。（改正、平一八法律五五）

（本条追加、平一〇法律五一）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一〇年の一部改正において新設されたものであり、意匠登録の要件として、後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。

この規定は、①先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については、その先願の意匠が設定登録され、意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものとすることはできないため、このような意匠について意匠権を与えることは、新しい意匠の創作を保護しようとする意匠制度の趣旨（二条）からみて妥当でないこと、②先願として完成品の意匠が出願された後、その先願の意匠が意匠公報に掲載される前に、その完成品を構成する部品の意匠が出願された場合、平成一〇年の一部改正前の拒絶条項によつては拒絶されず、いずれの出願も登録されるため、権利関係の錯綜を招来していること、③平成一〇年の一部改正において、部分意匠制度が導入されたこと及び組物の意匠の登録要件が緩和され、更に組物として登録される対象が拡大されたことにより、先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠が後願として出願されるケースが増大するものと考えられるとの理由から、新設したものである。

本条の適用については、後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の願書及び願書に添付された図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似の意匠に係る後願がある場合、意匠全体としては類似しないものであつても後願を拒絶することとするものである。また、意匠公報に掲載された先願であることを条件としているから、取下げ、放棄、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した先願（協議が不成立又は不能の場合を除く）に係る意匠については意匠公報に掲載されないため、この規定の適用の根拠とならないものである。

ただし書の規定は、平成一八年の一部改正において加えられたものである。本文の規定に該当し、拒絶されることとなる後願であっても、先願の意匠公報の発行の日前までに同一人がした出願については拒絶されないこととした。平成一〇年の本条制定当初、先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠を後願として出願した場合、先願の意匠について意匠

登録した上に、その後願の意匠についても意匠登録して保護することは、新たな意匠の創作を保護しようとする意匠制度の趣旨（一条）からして妥当でないこと、また、先願として意匠権を得た意匠の一部と同一又は類似の意匠について同一人が後日に改めて権利化することは、実質的な権利期間の延長を招くおそれがあり、不適當であることから、後願の出願人が先願の出願人と同一人であるか他人であるかを問わず、本条を一律に適用することとしていた。しかしながら、デザイン開発において、製品全体、個々の部品の順に順次デザインが決定されていく開発実態に合わせて適時に出願することが困難であることや、模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった模倣に対抗するため、部品の意匠や部分意匠の意匠権の取得が戦略的に行えないといった問題が生じていた。

このような背景から、平成一八年の一部改正において、同一出願人の場合は権利の錯綜の問題が生じないこと、後日の出願を認めることが先願の意匠権の実質的な権利期間の延長につながるようにより一定程度の出願の期限を設けるべきことを考慮して、先願の意匠公報の発行の日前までに同一人が出願した後願の部品の意匠又は部分意匠について、本条の規定により拒絶されないこととしたものである。

#### 〔字句の解釈〕

1 〈意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前〉平成一八年の一部改正において設けられたただし書の規定の趣旨は、同一の出願人が、完成品の意匠と部品の意匠又は部分意匠の両方の意匠権を取得できるようにすることであるから、規定の適用については先願が登録されたことが前提となり、意匠公報に掲載される根拠条文として、二〇条三項のみを挙げている。

2 〈同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項〉二〇条四項は秘密意匠に関する意匠公報への掲載を規定したものであり、二〇条三項四号に掲げる事項の掲載は秘密の期間が経過した後に行うこととしている。すなわ

ち、ただし書の規定は、先願が秘密意匠である場合において、秘密の期間の経過後に掲載される意匠公報の発行の日前までも、同一人による後願の出願に係る意匠について意匠登録を受けることができるものではない。仮にこれを認めた場合、秘密の期間は最長三年であるため、長期間にわたる後日出願が可能となり、実質的に先願の意匠権の権利期間を延長することにもつながる懸念がある。また、先願が長期にわたって秘密とされている間に、更に先願の一部の意匠について意匠登録を受けることができると、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触するとの蓋然性が高まる懸念される。このような理由により、先願が秘密意匠である場合であっても後願の出願について意匠登録を受けることができる期間が過度に延長されないように措置したものである。

(意匠の新規性の喪失の例外)

**第四条** 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。(改正、平一〇法律五一、平一一法律四一、平三〇法律三三)

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。(改正、平一〇法律五一、平一一法律四一、平二三法律六三、平三〇法律三三)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出

し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平一一法律四一、平一八法律五五、平二六法律三六、令三法律四二）

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。（本項追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 一二五条において特六条の規定を準用

〔趣 旨〕

本条は、新規性の喪失の例外について規定したものである。旧法（大正一〇年法）では二五条で特許法六条を準用し、博覧会出品の場合にのみ新規性の喪失の例外を認めていたにすぎない。特許法ではこのほかにも特許を受ける権利を有する者の意に反して告知になつた場合、試験によつて告知になつた場合にも新規性の喪失の例外を規定していたが、意匠法にそれがなかつたのは広く例外事由を認めてまで意匠を保護する必要はないと考えられたためと推測される。

しかし、意匠は人の目に触れればすぐに模倣される可能性があり、権利者の意に反して出願前に告知になる機会は発明の場合よりもかえつて多い。また、意匠は販売、展示、見本の頒布等により売行きを打診してみても一般の需要に適合するかどうかの判定が可能である場合が多いが、旧法（大正一〇年法）の下では一度販売等を行えば新規性を喪失し、その後に出願しても拒絶されることになる。これでは余りに社会の実情に沿わない結果となるので、一項では意

匠登録を受ける権利を有する者の意に反した場合、二項では意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因する場合を規定しており、二項に該当する場合は三項の手続をすればなお新規性を失わないことにしたのである。

なお、平成三〇年の一部改正において、デザインを公開してから市場の評価を確認した後に実際の製品化を行うビジネスモデルが拡大しつつあること、オープン・イノベーションの進展による共同研究や産学連携が活発化する中、多数の者がデザイン開発に関与することから本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっていること、さらに、米国、欧州、韓国及びシンガポール等の諸外国における新規性喪失の例外期間が一年であることを踏まえ、新規性喪失の例外期間を「六月以内」から「一年以内」に延長することとした。

二項では、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因する場合（試験、学術発表に限らず、販売、展示等を含む。）も新規性の喪失の例外の対象とする旨を規定している。また、平成三三年の一部改正において、それまでの意匠登録を受ける権利を有する者の内外国特許庁への出願行為に起因して特許公報等に掲載されたことにより新規性を喪失した場合には新規性の喪失の例外の対象とならないものと解釈、運用してきたことについて、明文化した。なお、特許法及び実用新案法では、平成三三年の一部改正前までは、意に反して新規性を喪失した場合のほかは、試験や学術発表など、特許法三〇条旧一項及び旧三項に列挙した事由に限定されていた。これは、発明や考案は一度公開されると社会の技術水準の一部となり、その上に技術活動が積み重ねられていくものであるため、この公開された発明や考案に後から特許又は実用新案登録を与えることは、技術活動を阻害することになるから、余り広く新規性の喪失の例外を認めることは許されないと考えられていたのに対し、意匠の場合にはそのような弊害は考えられないので、実情に適合させるために新規性の喪失の例外を広く認めていた。しかし、特許法及び実用新案法においても、新規性の喪失の例外の対象を限定列挙する方式では発明や考案の公開態様の多様化に十分に対応できなくなっていたことなどから、平成三三年の一部改正において、意匠法と同様に、特許又は実用新案登録を受ける権利を有する者の行為に起因する場合にまで対象を広げ

ることとし、これと併せて、特許又は実用新案登録を受ける権利を有する者の内外国特許庁への出願行為に起因して特許公報等に掲載されたことにより新規性を喪失した場合には新規性の喪失の例外の対象とならないことを明確化した（当該改正の趣旨については、特許法三〇条の「趣旨」を参照のこと）。

三項は手続規定である。意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠について新規性の喪失の例外の規定が適用されるには、まず、出願の際にその旨を記載した書面を提出し、出願の日から三〇日以内に証明書を提出することを要する。この証明書の提出期限については、本項制定当初、意匠は具体的な物品の形状、模様等であり、抽象的な発明や考案の場合よりも証明書の作成が容易であるため、特許法及び実用新案法よりも短い、出願の日から一四日とされていた。しかしながら、意匠法の場合は、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因する意匠の新規性の喪失を広く救済するものであり、産業界での本制度の利用が増加していたこともあって、短期間で証明書を作成することが容易でない場合も少なくなかった。また、出願の日から三〇日程度に期限を延長しても、特許庁における審査をほとんど支障なく運用することが可能である。このような背景から、平成一八年の一部改正において証明書の提出期限を三〇日に延長する改正を行った。令和三年の一部改正において、意匠法六〇条の七に規定する「証明書」が、本項に規定する「証明書」と同一であることから、形式的な修正を行った。

四項は、平成二六年の一部改正において追加された。特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、本項を新設し、三項に規定する期間について救済規定を整備した。なお、四項を新設するに当たり、三項に略称規定を置くこととした。

（意匠登録を受けることができない意匠）

第五条 次に掲げる意匠については、第三条（意匠登録の要件）の規定にかかわらず、意匠登録を受けることがで

きない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠（改正、令元法律三）
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠（本号追加、平一〇法律五一、改正、令元法律三）

〔旧法との関係〕 二二条

〔趣旨〕

本条は、意匠登録を受けることができない意匠について規定したものである。旧法には「菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形状又ハ模様ヲ有スルモノ」という規定があつたが、菊花御紋章と同じような形状、模様を有する意匠は三条違反（創作が容易な場合）として拒絶されることになると思われるので、本条からは除外した。

二号は「世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ」という旧法の規定に相当するものである。「世人ヲ欺瞞スル」という表現は相当に広い意義を有するが、公益に関係があるものを意匠登録しないという本条の趣旨からすれば、出願を拒絶すべき場合としては出所の混同を生ずる場合に限られるため、そうした実態を明確に表現したのである。なお、令和元年の一部改正において建築物及び画像が意匠の定義に追加されたことから、本号においてもこれらを追加した。

三号は、平成一〇年の一部改正により部分意匠制度を導入したことに伴い新設した。物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠については、三条の一般的な登録要件を満たすものであつても、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。本号を設けた趣旨は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠に意匠権が設定されると、第三者がその機能を有する物品を実施しようとする場合、この意匠権の侵害になってしまう

ため、経済活動を不当に制限し、かえって産業の発達を阻害する要因になりかねないことに基づくものである。また、諸外国等においても、TRIPS協定二五条の規定において、物品の機能を確保するために不可欠な形状を保護対象から除外することは加盟国の任意で定めてよいことになっており、実際に多数の国等（英国、フランス、欧州連合知的財産庁、韓国等）が機能にのみ基づく意匠を保護対象から除外しているところである（令和四年七月一日時点）。

物品の機能を確保するために不可欠な形状としては、①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状、②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（形状に基づく機能の發揮が主たる使用の目的となる物品である場合に限る。）が想定され、これらの形状のみからなる意匠は拒絶（一七条一号）、無効（四八条一項一号）の対象となる。

なお、平成一〇年の一部改正当時、①諸外国等の意匠制度においては、機能的意匠については、効力制限の明文の規定を有する例は皆無であること、②産業財産権法の中で、競争秩序的な色彩が強い商標法と、創作的な色彩が強い意匠法とでは法目的・法体系が若干異なり、効力が及ばない旨の規定を有する商標法の例が直ちに意匠法に該当しないこと、③判例により、訴訟上の対応が既に可能となっており、効力制限を新たに設ける実質的な必要はないことから、機能にのみ基づく意匠には意匠権の効力が及ばない旨の規定は設けないこととした。

また、令和元年の一部改正に伴い、建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠及び画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠についても、意匠登録を受けることができない旨を規定した。建築物及び画像について「機能」でなく「用途」と規定したのは、物品については、「物品の機能」という表現が通例であるところ、建築物及び画像については、「建築物の用途」「画像の用途」という表現が通例であるためである。

#### 〔字句の解釈〕

1 〈物品の機能を確保するために不可欠な形状のみ〉その形状が専ら①物品の技術的機能を確保するために必然的に

定まる形状、又は②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状だけで構成されているものを指す。ただし、②については形状に基づく機能の發揮が主たる使用の目的となる物品である場合に限られており、例えば乾電池のように標準化された形状であっても、その形状に基づく機能の發揮が主たる使用の目的ではない意匠については、機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠に該当しない。

2 〈建築物の用途にとって不可欠な形状のみ〉その形状が建築物の用途を確保するための必然的な形状となるものを指す。例えばガスタンクのように、タンク内で高圧の気体を貯蔵するに当たり、タンクにかかる圧力を均一にするため必然的に球体とせざるを得ない建築物等が想定される。

3 〈形状のみ〉物品の技術的機能及び建築物の用途は専ら形状によって体现されることから、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、その意匠の形状にのみ着目するとの趣旨を現している。この点は、「不可欠な立体的形状と識別力を有する文字、図形等が結合している商標」については保護の余地を残す商標法四条一項一八号の趣旨とは相違するものである。

4 〈画像の用途にとって不可欠な表示のみ〉その表示が画像の用途を確保するための必然的な表現となるものを指す。例えば標準規格により定まる表示だけで構成された画像等が想定される。

(仮通常実施権)

第五条の二 意匠登録を受ける者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常

実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（本条追加、平二三法律六三、改正、令元法律三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、平成二三年の一部改正により新たに創設された仮通常実施権について規定したものである。一項及び二項の趣旨は特許法三四条の三の〔趣旨〕を参照されたい。三項は、仮通常実施権に関する特許法の準用条文について規定したものであり、通常実施権と同様、仮通常実施権にも当然対抗制度を導入した。また、仮通常実施権者の実施の継続を確保するため、特許出願から意匠登録出願への変更（一三条一項）、実用新案登録出願から意匠登録出願への変更（同条二項）について、元の出願に仮通常実施権者が存在する場合には、変更後の意匠登録出願に設定行為で定めた範囲内で仮通常実施権が許諾されたものとみなすこととした。

## (意匠登録出願)

第六條 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。(改正、平八法律六八)

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途(改正、令元法律三)

2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

(改正、平一一法律二六〇)

3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができるためその意匠を認識することができるときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。(改正、平八法律六八、令元法律三)

4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。(改正、平一〇法律五一、令元法律三)

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒

色のうち一色については、彩色を省略することができる。(改正、平一〇法律五一)

6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。(改正、平一〇法律五一、令和法律三)

〔旧法との関係〕 意施規一条及び二一条において特施規三七条二項の規定を準用

〔趣旨〕

本条は、意匠登録出願の際に提出すべき書類について規定したものである。一項一号及び二号は特許法三六条、実用新案法五条と同様である。三号の「意匠に係る物品」とは意匠を現す具体的な物品のことである。

なお、平成八年の一部改正では、商標法条約が願書・各種申請書の記載事項を簡素化し、条約上で定める要件以外の要件を課することを禁止していることから(同条約三条⑦)、意匠法でも、これに対応する改正をした。すなわち、一号中、従前は代理人の有無にかかわらず常に記載することを義務付けていた(「出願人が」法人にあつては代表者の氏名)を、代理人がいる場合には不要とする趣旨で削除した。また、平成八年の一部改正前の二号に規定していた「提出の年月日」も、願書を作成する際に出願人がその提出の年月日を確定できないこと及び出願の年月日を認定するのは特許庁であること等の趣旨により削除した。

また、令和元年の一部改正において、建築物及び画像の意匠登録が可能となったことに伴い、一項三号中、建築物及び画像についてはその用途を願書に記載することとした。また、三項、四項及び七項においても、建築物及び画像の意匠についての願書の記載事項を整備するために必要な改正を行った。

平成一〇年の一部改正では、類似意匠制度の廃止に伴い、類似意匠の意匠登録出願をする場合の規定である旧三項を削除した。

三項は、意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさが分からないため、その意匠がどのようなものが不明である場合の規定である。意匠に係る物品又は建築物に特殊な材質を用い、あるいは意匠に係る物品又は建築物を特別な大きさにした場合などに実益がある。なお、画像については、その材質又は大きさを考慮する必要がないことから、本項においては規定していない。

四項は変化する意匠についての規定である。玩具などには形状が変化するものが多く、例えば動物の形状をした玩具では四本足で立っている場合と後二本足で立っている場合とでは形状が違ったものとなることがある。したがって、四本足の形状について意匠登録を受けていても二本足の形状について他人に意匠登録を受けられるおそれがある。しかし、形状の異なる状態ごとに意匠登録を受けるために出願するのでは煩わしさに耐えないので、四項のような規定を設けて変化する意匠について一出願で完全な権利が取れることにしたのである。

二項、五項、六項及び七項は出願人の便宜のための規定である。五項で彩色を省略することができるとしたのは、黒色の物品の上に模様が立体的に表現されている場合、全部を黒色にすると模様が現れないことになるので、模様のみを黒で表現し、地の黒色は省略できるとしたのである。白色についても同様の理由により彩色を省略することができる。

#### 〔字句の解釈〕

1 〈意匠に係る建築物若しくは画像の用途〉建築物又は画像の本来的な用途を指す。物品と異なり、建築物又は画像については、単に「建築物」又は「画像」と記載されたのみでは、意匠を特定する上で十分ではない可能性があることから、その用途を願書の記載事項とすることとした。

2 (物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合若しくは建築物の機能に基づいてその形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が変化する場合又は画像の機能に基づいて画像が変化する場合を指す。なお、五条三号において、「物品の機能」と區別して「建築物の用途」及び「画像の用途」と規定したのに対し、六条四項においては、建築物の形状等及び画像がこれらの「用途」に基づいて変化するというよりは「機能」に基づいて変化すると考えるのが妥当であるから、物品と同様、建築物や画像についても「機能に基づいて変化する場合」と規定している。

(一) 意匠(出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。(改正、平一法律一六〇、令元法律三)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。当然のことのようであるが、一つの図面に多くの意匠を記載して出願する場合があるので、それを防ぐため注意的に規定した。本条に違反した場合は拒絶の理由となる(一七条)。なお、令和元年の一部改正前には、「意匠に係る物品」について経済産業省令で定める物品の区分に基づいて記載することとしていた。これは、「意匠に係る物品」の記載を出願人の自由に任せて、例えば「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて非常に広範な意匠の出願を認めたと同一の結果を生ずるためである。しかし、令和元年の一部改正において、経済産業省令で定める「物品の区分」を廃止し

た。これは、急速な技術革新に伴って市場に多様な新製品が流通する中、出願人の便宜の観点から、より柔軟な出願手続を設けることが必要であるため「物品の区分」を廃止するとともに、「一意匠」の対象となる「一物品」「一建築物」「一画像」の範囲を、経済産業省令で定めることとしたものである。

また、令和元年の一部改正では、複数の自社製品に共通の一貫したデザイン・コンセプトを用いることでブランド価値を高める企業が増えている中、同一のコンセプトに基づく形状等を別々の物品に応用したものと等について一括して出願することへのニーズが高まっている状況を踏まえ、複数の意匠に係る出願を一の願書により行う手続についても、経済産業省令で定めることとした。

#### (組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。（改正、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、令元法律三三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、昭和三四年の現行法制定時に新設された規定であり、組物の意匠について規定したものである。旧法（大正一〇年法）に規定はないが、デザイナーセットのように物品が一組として取引の目的となるときは「組の意匠」と称して一組の物品全体を一出願ですることが実務上認められていた。本条はこのような実務を「組物の意匠」として明文化し、組物全体として統一があるときは一出願で意匠登録を受けることができる旨を規定したものである。組物全体とし

て統一がある場合には種々の態様がある。例えばせん茶セットの個々の物品にそれぞれ松、竹、梅の模様を現した場合には、松竹梅という観念上関連性があるもので統一されているといえる。また、ディナーセットの個々の物品に同一模様（例えばバラの花）を施した場合も、同一の模様によって統一されているといえる。

平成一〇年の一部改正では、製品開発の多様化及び高度化に伴い、特定目的のために供される複数の物品群について、それらの自由な組合せを可能としつつ、全体的に統一感を持たせるように個々の物品のデザインを行ういわゆる「システムデザイン」や「セットもののデザイン」がデザイン創作活動の実態としてよく見られるようになってきていることを踏まえ、産業活動の実態に合わせて保護対象を柔軟に見直すことができるようになるため、一部改正前一項に規定されていた「組物の意匠」の要件のうち、「慣習上組物として販売され」を削除し、同種物品によるシステムデザインを保護するために、「二種以上の物品」を「二以上の物品」と改めた。

また、組物を構成する個々の物品の意匠がそれ自体意匠登録を受けることができるものであることが必要である旨を定めていた一部改正前二項を削除した。これは、「組物の意匠」が、権利行使の際には、「組物の意匠」全体として権利行使できるのみで、当該組物を構成する個々の物品ごとには権利行使することができないものとなっていることから、「組物の意匠」の登録要件とその権利行使の態様との不整合を解消したものである。

令和元年の一部改正においては、意匠の保護対象に建築物の意匠及び画像の意匠を追加したことに伴い、二以上の建築物又は画像であって経済産業省令で定めるものを構成するものに係る意匠も、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる旨を規定した。また、これに加え、それまで認めていなかった組物の意匠について部分意匠の出願を認めることとした（二条の「趣旨」を参照されたい）。

（内装の意匠）

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。（本条追加、令元法律三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、令和元年の一部改正において新設された規定であり、内装の意匠について規定したものである。店舗等の内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出した上で、サービスの提供や製品の販売を行う企業が増加していることを受け、内装デザインを意匠権で保護できるように、本条を新設した。

対象については、「店舗、事務所その他の施設」と規定し、店舗デザインやオフィスデザイン等を内装意匠の対象として規定している。また、内装意匠の構成要素としては、店舗や事務所等の内部の什器（机、椅子、ソファ、棚、台、カウンター、照明等）や、床、壁、天井等の装飾及び画像が想定されることから、「施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像」を規定した。また、内装意匠の本質は、家具や什器の組合せや配置、壁や床の装飾等によって統一的な美感が醸成される点にあることから、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる旨を規定した。なお、内装の意匠についても組物の意匠と同様に部分意匠の登録が認められる。

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人

のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めたる一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。(改正、平八法律六八、平一〇法律五一)

4 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。(改正、平二三法律六三)

5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。(改正、平二三法律六三)

(改正、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 四条

〔趣旨〕

本条は、同一又は類似の二以上の意匠登録出願があつた場合にいずれを意匠登録するかについて規定したものである。二以上の意匠登録出願があつた場合の取扱いについては旧法(大正一〇年法)においても規定されており、本条の規定による取扱いもこれと変わらない。

一項は、同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について、意匠登録を受けることができる旨を規定する。ここにいう最先の意匠登録出願人とは、最先の意匠登録出願に係る限りにおける意匠登録出願人であり、その最先の意匠登録出願人が同一又は類似の意匠について後日再び意匠登録出願をした場合においてまで、その者が最先の意匠登録出願人であるということである。意匠登録を受けることができる趣旨ではない（なお、本条の例外規定として、関連意匠制度がある。趣旨については一〇条参照）。また、意匠登録を受けることができるといっても、先願であるということによってのみでは意匠登録されず、他の登録要件を具備していなければならぬことは言うまでもない。さらに、本項の規定によつて後願であるとされるものについても、その出願後に、先願の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、却下され、又は拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定する場合もあり得る（これらの場合は二以上の意匠登録出願が競合していたことにはならない。詳細は三項を参照されたい。）。

二項は、同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合の規定である。この場合、特許庁長官は四項の規定により相当の期間を指定して、協議すべきことを命じ、その協議によつて定められた者のみが意匠登録を受けることができるものとした。その協議が整わないときは、いずれも意匠登録を受けることができない。同日に二以上の意匠登録出願があった場合であるから同日のうちの時間の前後は問わない点、また、本項後段の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも意匠登録を受けることができない点については、特許の場合（特三九条二項）と同じである。また、平成一〇年の一部改正において、一〇条の「類似意匠」を改めて、本項の例外として「関連意匠」を新設したが、その要件を具備しない限り、同一又は類似する意匠について二以上の意匠権を認めないとする意匠法の原則から、同一又は類似する意匠についての「意匠登録出願」が、同日に二以上あったときには、それらの出願については、出願人の異同にかかわらず、協議の対象となる。

三項は、特許の場合（特三九条五項）と同様に、旧法の運用において行われていたことを明確にする意味において規

定されたものである。この規定により、例えば出願人の異同にかかわらず二以上の意匠登録出願が日を異にしてされたときは一項の規定により後願の意匠登録出願は拒絶されることになるが、先願の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき（互いに類似する）同日出願間の協議が成立しなかったことにより拒絶査定が確定したときを除く。）は、当該出願は初めからなかったことになるので、その後願の意匠登録出願は後願でなくなり、意匠登録を受けることができるようになるわけである。

なお、平成八年の一部改正において、三項中の「無効」を「却下」に改めたが、これは六八条二項で準用する特許法一八条において「無効」を「却下」に改め、六八条二項で準用する特許法一八条の二に「却下」を新設したことに伴うものである。さらに、平成一〇年の一部改正において、本項は意匠登録出願が放棄された場合及び拒絶査定又は拒絶審決が確定した場合についても当該出願が初めからなかったものとみなす旨を規定したので、意匠権の設定登録がされた出願及び（互いに類似する）同日出願間の協議が成立しなかったことにより拒絶査定又は拒絶審決が確定した出願のみが、本条の先後願の判断においては先願として取り扱われることになる。

四項は、二項の場合に協議をしてその結果を届け出るべき旨を命ずることについて規定し、五項は、その命令に対する届出が指定期間内にされないときは協議が成立しなかったものとみなすことができる旨を規定する。

なお、平成二三年の一部改正において、一部改正前四項を削除し、特許法と同様に（特三九条の〔参考〕を参照されたい）、冒認出願について「先願の地位」を認めることとした。

（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

第九条の二 願書の記載（第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事

項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。（改正、平八法律六八、平一〇法律五一、平一八法律五五）

（本条追加、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新設されたものであり、願書の記載又は図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正が要旨を変更するものであることが意匠権の設定の登録後に認められた場合の取扱いについて規定したものである。

平成五年の一部改正前の意匠法では、一五条において改正前の特許法四〇条を準用していたが、平成五年の一部改正において、特許法では、制度の国際的調和を図る観点から、不適法な補正がなされたことが登録後に判明した場合は、補正がなされた時に出願日を繰り下げの旨を規定した特許法四〇条を廃止し、不適法な補正であることが登録後に判明した場合には、当該補正を無効理由とすることとされたが、意匠法においては、特許法における訂正審判制度に相当する制度が設けられていないため、不適法な補正であることが登録後に判明した場合に、当該補正を無効理由とすると、権利者には何らの防御手段がなく、酷であるため、救済措置を設けておく必要があることから、特許法四〇条に相当する規定を存続させることとしたものである。

意匠法においては、補正が要旨変更であると認定された時期によってその取扱いも異なってくるべきであるという観

点から、規定がなされている。本条は、そのうち、補正が意匠権の設定登録後（二七条の二は設定登録前に要旨変更と認められた場合について規定するので、本条は登録後の場合に限られる。）に要旨変更と認められた場合であり、このような場合、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出したときにしたものとみなすこととしたものである。この結果、意匠権者としては、補正が要旨変更であったという理由のみで意匠登録を無効にされることはないが、出願の時点が繰り下がる結果、本来の意匠登録出願の時と手続補正書を提出した時との間に新規性を喪失する理由や同一又は類似の意匠についての第三者の意匠登録出願があった場合などは、その意匠登録は意匠登録無効審判により無効にされることとなる。

本条の規定により要旨の変更であるべき旨の認定をするのは、審判官又は裁判官である。意匠登録無効審判において要旨変更と認定されたため意匠登録出願の時点が繰り下がった結果、意匠登録を無効にされた場合はともかく、その他の場合においては、一つの事件（例えば侵害訴訟）における要旨変更であるとの認定は他の事件（別の侵害訴訟）の裁判官の認定を何ら拘束するものではない。

また、平成八年の一部改正で、六条一項の旧二号を削除したことに伴い、該当箇所を改正した。

平成一〇年の一部改正では、類似意匠制度の廃止に伴い、六条の旧三項を削除したことから、該当箇所を改正した。

なお、平成一八年の一部改正では、二四条に二項が新設されたが、本条においては、従来どおり二四条一項のみを引用するものとし、該当箇所を改正した。

#### 〔字句の解釈〕

〈願書の記載〉願書中の「意匠に係る物品」（六条一項三号）、「意匠に係る物品の説明」（意匠登録を受けようとする物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載）、「意匠の説明」（六条三項から七項まで）に記載されている事項のことである。本条においては、願書の記載事項のうち、六条

一 項一 号及び二 号（出 願 人 の 氏 名 等）並 び に二 項（図 面、写 真、ひ な 形 又 は 見 本 の 別）に 掲 げ る 事 項 に つ い て は、要 旨 変 更 か 否 か の 判 断 の 対 象 と な ら な い た め、当 該 事 項 が 本 条 に い う「願 書 の 記 載」か ら 除 外 さ れ る 旨 を 規 定 し た。

（関連意匠）

第一〇条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百一十一年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。（改正、平一八法律五五、平二三法律六三、平二六法律三六、令元法律三）

2 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二

項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。(本項追加、令元法律三)

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。(本項追加、令元法律三)

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。(本項追加、令元法律三)

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。(本項追加、令元法律三)

6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第一項及び第四項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。(本項追加、平一八法律五五、改正、令元法律三)

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。)に係る関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。)にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。(改正、平一八法律五五、令元法律三)

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。（本項追加、令元法律三）

（改正、平一〇法律五一）

〔旧法との関係〕 三条二項

〔趣旨〕

本条は、関連意匠について規定したものである。

昭和三四年の現行法制定時においては、パリエーションの意匠群を、一の登録意匠（本意匠）とその登録意匠に類似する意匠（類似意匠）として保護する類似意匠制度が設けられていたが、侵害訴訟の場では、類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるものにとどまつており、侵害のおそれのある意匠が本意匠よりも類似意匠に類似している場合でも、類似意匠に基づく侵害の成否は訴訟の対象とならず、本意匠の意匠権の侵害の成否としてのみ訴訟が進められていた。パリエーションの意匠群は、創作の観点からは同等の価値を有するものであるにもかかわらず、類似意匠制度の下では、登録された意匠が本意匠か、類似意匠かにより、権利の効力範囲に差異が出るという事態が生じており、類似意匠として登録されたパリエーションの意匠を的確に保護するものとはなっていなかった。

このため、平成一〇年の一部改正において、このような問題点を有していた類似意匠制度を廃止し、デザイン開発の過程で、一のデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする関連意匠制度を創設するものとした。

一項は、同一出願人の意匠登録出願に係る場合であつて、類似する意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠をその関連意匠として、意匠登録を受けることができる旨を規定したものである。平成一〇年の関連意匠制度創設時、関連意匠として意匠登録を受けることができるのは、本意匠の意匠登録出願と同日に行われた意匠登録出願の意匠に限られていたが、平成一八年の一部改正において、デザイン重視の商品開発においては、製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略がより機動化・多様化しつつあったことや、同日出願のみを認める制度下にあつては、市場投入が予想されるデザイン・バリエーションの全てについての図面等を出願時に準備しなければならず、柔軟な出願方法に対応できないとの指摘があつたことから、本意匠の意匠公報（秘密とされていた登録意匠が秘密でなくなった場合に掲載されるものを除く）発行の前日までの間に登録された関連意匠についても意匠登録を受けることができることとした。この改正により、一〇条一項の規定が、意匠登録出願人の異同に関わりなく同一又は類似する意匠について同日に意匠登録出願された場合は協議によりいずれか一の出願を選択するものとしている九条二項の例外規定であることだけでなく、異なつた日に意匠登録出願があつたときは最先の意匠登録出願人のみがその意匠の登録を受けることができるとしている九条一項の例外規定となつた。平成二六年の一部改正においては、形式的な改正を行った。

さらに、令和元年の一部改正において、自社製品に共通の一貫したデザイン・コンセプトを用いることで独自の世界観を築き上げ、製品の付加価値を高める動きが加速する中で、意匠登録を受けることができる関連意匠の出願時期が本

意匠の意匠公報発行の日前まででは、長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘があった。これを受けて、本意匠の出願の日から一〇年までの間に出版された関連意匠については、意匠登録を受けることができないこととした。また、本意匠の出願の日から一〇年までの期間中であっても、登録料未納等により本意匠の意匠権が消滅した後にも関連意匠の登録を認めると、一度本意匠の消滅によりパブリック・ドメインとなった意匠が、後に登録された関連意匠の権利範囲に含まれてしまい、第三者の利益を害するおそれがあるため、適切でない。よって、関連意匠の設定登録時に本意匠の意匠権が存続していることを要件とすべく、本項にただし書を追加した。また、令和元年の一部改正において一五条一項における特許法の準用規定を改正したことに伴い、形式的な改正を行った。

二項から五項までは令和元年の一部改正により新設された規定である。

二項は、関連意匠の登録における三条一項及び二項の適用除外規定である。本意匠の意匠公報発行後に関連意匠について出願した場合、関連意匠の出願時には本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていることが考えられる。これらの場合に、三条一項一号又は二号の意匠に該当するとして本意匠と類似する関連意匠の出願が拒絶されてしまうことを避けるため、関連意匠についての三条一項及び二項の適用については、自己の意匠のうち本意匠と同一又は類似のものは、三条一項一号又は二号に該当するに至らなかったものとみなす旨を規定した。

三項は、関連意匠の登録における三条の二ただし書の読替規定である。出願した関連意匠が秘密意匠として意匠登録を受けようとしている自己の先願意匠の一部と類似する場合、当該先願の意匠登録出願が秘密意匠として意匠公報に掲載されるまでの間は、三条の二ただし書の規定により関連意匠の登録が可能である。しかしながら、先の意匠公報発行から秘密解除までの期間に関連意匠が出願された場合は、三条の二ただし書が適用されないため、当該関連意匠出願が三条の二の規定により拒絶されることとなる。同一人による先願についての意匠公報発行から秘密解除までの間にされた関連意匠の登録だけができなくなることを避けるため、関連意匠に係る三条の二ただし書の適用については、秘密解

除時に発行される意匠公報発行の日前まで同条の適用が除外されることとすべく、本項において必要な読替規定を設けることとした。

四項は、本意匠とは非類似であつて、関連意匠にのみ類似する意匠の登録について規定したものである。令和元年の一部改正前は、一部改正前三項において、関連意匠にのみ類似する意匠については、類似の無限連鎖を回避するためとして、意匠登録しない旨が規定されていた。しかし、一貫したデザイン・コンセプトに基づいて、市場動向等を踏まえて製品等のデザインを長期的に進化させていくためには、類似する意匠を連鎖的に保護すべきとの指摘があつたことから、一部改正前三項を削除した上で本項を新設し、関連意匠にのみ類似する意匠についても登録を認めることとした。本項により、関連意匠にのみ類似する意匠は、当該関連意匠を本意匠とみなして一項の規定により関連意匠として登録することができる、また、当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、当該意匠が類似する関連意匠を本意匠とみなして同様に登録を受けることができる。

五項は、四項の場合における一項の適用についての読替規定である。四項は、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠について、当該意匠が類似する関連意匠を本意匠とみなして一項を適用するものであるが、四項により意匠登録される関連意匠の出願時期については、本意匠とみなされた関連意匠の出願から一〇年までとしてしまうと、関連意匠の連鎖によって一つの意匠群が永続的に保護されてしまふ適切でない。したがつて、四項により意匠登録される関連意匠の出願時期については、最初に選択した本意匠の出願から一〇年までとするよう、本項において必要な読替規定を設けている。

六項は、平成一八年の一部改正により一部改正前二項として新設された規定であり、本意匠の意匠公報発行の日前までの後日出願による関連意匠について意匠登録を受けることができることとしたことで、一旦本意匠やその関連意匠に対して専用実施権を設定された後に、追加的に二七条一項ただし書の規定に違反した関連意匠について出願がなされる可能

性が高まるため、既に専用実施権を設定した本意匠に対し、関連意匠は登録を受けることができないものとした。令和元年の一部改正において、二項から五項までの新設に伴い一部改正前二項から六項へ条文移動した上、形式的な改正を行った。

七項は、平成一八年の一部改正により一部改正前二項が新設されたのに伴い、一部改正前三項から四項へ条文移動し、令和元年の一部改正において二項から五項までが新設され、一部改正前三項が削除されたのに伴い、一部改正前四項から七項へ条文移動したものである。平成一八年の一部改正により、本意匠の意匠公報発行の日前までの後日出願による関連意匠について意匠登録を受けることができるとしたことで、一項において、九条一項及び二項の規定の適用除外が規定されたと同様に、ある本意匠に係る複数の関連意匠が登録される場合であって、それらの関連意匠が相互に類似しているときは、当該関連意匠同士にも九条一項及び二項の規定が適用されない旨を確認的に規定した。なお、平成一八年の一部改正前においては、本意匠に係る複数の関連意匠は全て本意匠と同日に出願しなければならなかったため、九条二項のみが適用除外の対象とされていたが、当該改正において本意匠の意匠公報発行の日前までの後日出願による関連意匠について意匠登録を受けることができるとしたことにより、本意匠に係る複数の関連意匠を異なる日に出願することが可能となったため、九条二項に加えて、同条一項も適用除外の対象に加えることとした。また、令和元年の一部改正において、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠も登録できるようになったことから、これらを含めた全ての関連意匠について最初に選択した本意匠を「基礎意匠」と定義した上で、当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠が複数登録される場合であって、それらの関連意匠が相互に類似するときであっても、当該関連意匠同士にも九条一項及び二項の規定が適用されない旨を規定した。

八項は、令和元年の一部改正により新設された規定であり、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠が複数登録される場合において、これらの関連意匠同士における三条一項及び二項の例外規定を設けるもの

である。なお、出願中の関連意匠のうち、放棄等によって最終的に登録されなかった意匠と同一又は類似の意匠については、三条一項及び二項の適用を除外することは適切でない。また、意匠登録された関連意匠のうち、既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠の意匠権が復活することとなる。このため、これらの意匠は三条一項及び二項の適用除外の対象から除くよう規定した。

〔字句の解釈〕

〈第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠〉意匠公報又は特許公報等の発行や、自己が製造、販売等した実施品によって公知となった自己の意匠を指す。

（意匠登録出願の分割）

第一〇条の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。（改正、平八法律六八）

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項（意匠の新規性の喪失の例外）並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（パリ条約による優先権主張の手続）（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（パリ条約の例による優先権主張）（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項（パリ条約の例による優先権主張））において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項（パリ条約の例による優先権主張）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。（改正、平六法律一一六、平八法律六八、平一〇法律五一、平二六法律三六、令元法律三）

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類

であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項（これらの規定を第十五條第一項において準用する同法第四十三條の第二項（第十五條第一項において準用する同法第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。（本項追加、平一一法律四一、平二六法律三六、改正、令元法律三）

（本條追加、昭四五法律九二）

〔旧法との関係〕 該當條文なし

〔趣旨〕

本條は、昭和四五年の一部改正において新設された規定であつて、意匠登録出願の分割について規定したものである。

昭和三四年に制定された意匠法では、一五條において特許法四四條の規定を準用していたのであるが、昭和四五年の一部改正により特許及び実用新案については分割の時期に制限が加えられることになった。しかし、意匠の分割については制限を加えないこととしたので特許法をそのまま準用することはできなくなり、改正前の特許法四四條と同趣旨の規定を新たに設けた。

また、平成六年の一部改正においては、パリ條約の例による優先権の主張が認められることになったことに伴い、これを一部改正前三項（平成八年の一部改正で二項に改正）に追加する改正を行った。

また、平成八年の一部改正においては、一部改正前二項で「査定又は審決が確定するまで」と規定していた分割のできる時期を「審査、審判又は再審に係属している場合」に改め、その旨を一項中に規定し、これに伴つて旧二項を削除

し、旧三項を二項に繰り上げた。この改正は、商標登録出願の分割の時期の改正と同趣旨のものである（商一〇条一項の〔趣旨〕参照）。なお、商標登録出願の分割については、商標法条約への対応から「拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合」も可能としているが、意匠登録出願の分割については、同条約の制約を受けないことに加えて、実務上も訴訟係属中に分割を認める実益がほとんどないので、特許出願や実用新案登録出願の場合と同様に、訴訟係属中の分割は認めないこととした。

三項は、平成十一年の一部改正において新たに規定されたものであり、元の出願に対して提出した書面又は書類の一部については、分割出願についてもその出願時に提出したものとみなすものである。

平成二十六年の一部改正においては、二項及び三項について形式的な改正を行った。

また、令和元年の一部改正において、一五条においてパリ条約の例による優先権の主張についての救済措置を規定している特許法四三条の二を新たに準用することとしたことに伴い、所要の改正を行った。

第一条及び第二条 削除（削除、平一〇法律五二）

〔参 考〕

一一条は、「組物の意匠」についての意匠登録出願を分割することができる旨を規定したものであったが、平成一〇年の一部改正において、八条旧二項の削除に伴い、「組物の意匠」の各構成物品に係る意匠には登録要件が課せられないものとなったこと、及び新たな「組物の意匠」制度は「組物の意匠」全体としての美感を評価するものであること、個々の構成物品について美感を主張するために「組物の意匠」の分割を認めることは制度趣旨との齟齬が生ずることから削除した。

一二条は、類似意匠の意匠登録出願を通常の意匠登録出願に、通常の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更ができる旨を規定したものであったが、平成一〇年の一部改正による類似意匠制度の廃止に伴い、削除した。

(出願の変更)

- 第一三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。(改正、平二法律三〇、平五法律二六、平二〇法律一六)
- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。(改正、平五法律二六)
- 3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条(期間の延長)の規定により同法第二百一十一条第一項(拒絶査定不服審判)に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。(改正、昭四五法律九一、平六法律一一六)
- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。(本項追加、平一〇法律五一)
- 5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。(本項追加、平二〇法律一六、平二三法律六三)
- 6 第十条の二第二項及び第三項(出願の分割)の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。(本項追加、昭四五法律九一、改正、平五法律二六、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律四一、平二〇法律一六)

(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平一〇法律五一、平二〇法律一六)

〔旧法との関係〕 七条

〔趣旨〕

本条は、特許法四六条、実用新案法一〇条と同じく、出願の変更について規定したものである。旧法(大正一〇年法)では特許出願からの変更を規定していなかったが、昭和三四年の現行法制定時においては、新たにその場合も認められた。ある新しい形状の発明をしてそれが技術的に効果があるものと考えて特許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合などに、本条が利用されることになる。なお、昭和四五年の一部改正において、特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した際、その意匠登録出願は原出願をしたときにされたものとみなす規定(一部改正前三項)及び原出願がみなし取下げとなる規定(一部改正前四項)を削り、分割の規定を準用する規定を新設した(現行の六項)。

平成五年の一部改正においては、実用新案法が実体的要件についての審査を行うことなく登録が行われる制度に改正されたことに伴い、実用新案登録出願の拒絶査定が行われることを前提とした箇所を削除(二項、二項の該当部分及び四項)し、実用新案登録出願の場合は、出願として特許庁に係属している間は、特許出願の場合のような制限(二項ただし書)なく、意匠登録出願への変更をすることができることとした(二項)。

平成一〇年の一部改正においては、それまで準用していた一一一条二項が削除されたことに伴い、特許出願及び実用新案登録出願から意匠登録出願への出願の変更があった場合には、元の特許出願及び実用新案登録出願については取り下げられたものとみなす旨の規定を新たに四項に規定した。

平成二〇年の一部改正においては、拒絶査定不服審判の請求期間を「三十日」から「三月」に拡大したことに伴い、

出願の変更をすることができる期間についても同様に「三月」とする改正を行った（二項）。

五項は、平成二〇年の一部改正において設けられたものであり、特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、特許出願の放棄又は取下げと同様に、その特許出願から意匠登録出願への変更についても、当該仮専用実施権者等の承諾を得ることを要件とすることが規定された（特三八条の五及び六一〇条の「趣旨」を参照されたい）。

なお、平成二三年の一部改正前は、登録した仮通常実施権者を有する者があるときは、その者の承諾を必要としていたが、同改正において、仮通常実施権の登録制度を廃止したことに伴い、仮通常実施権者の承諾を不要とし、五条の二第三項において、承諾に代わる措置を設けることとした。

（特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例）

第一三条の二 特許法第八十四条の三第一項（国際出願による特許出願）又は第八十四条の二十四第四項（決定により特許出願とみなされる国際出願）の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項（書面の提出）、同法第八十四条の四第一項（外国語特許出願の翻訳文提出）の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五条第二項（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。（改正、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平六法律一一六、平三三法律六三）

2 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十八条の三第一項（国際出願による実用新案登録出願）又は

第四十八条の十六第四項（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項（書面の提出及び補正命令等）の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項（外国語実用新案登録出願の翻訳文提出）の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。（改正、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一一六、平二三法律六三）

（本条追加、昭五三法律三〇）

### 〔趣旨〕

本条は、特許協力条約に基づく国際特許出願による特許出願（二項）又は国際実用新案登録出願（二項）から意匠登録出願への出願変更が認められるには、当該出願が我が国において手続的に確定している必要がある旨を規定したものである。

一項は、国際特許出願を意匠登録出願に変更するための要件について規定したものである。国際特許出願が我が国において手続的に確定するためには、特許法一八四条の五第一項の規定による書面を提出し（外国語で出願した場合はこれに加えて特一八四条の四の規定による翻訳文を提出）、かつ、特許法一九五条二項の規定により納付すべき手数料を納付しなければならない。また、特許法一八四条の二〇第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同様の理由により、同条一項の申出の際に手数料及び外国語でされた国際出願にあつては翻訳文を提出して前記手数料納付

等に相当する手続が既になされているので、特許庁長官による当該申出についての決定以後とした。

二項は、国際実用新案登録出願を意匠登録出願に変更するための要件について規定したものである。国際実用新案登録出願が手続的に確定するためには、実用新案法四八条の五第一項の規定による書面を提出し（外国語で出願した場合はこれに加えて実四八条の四の規定による翻訳文を提出）、かつ、実用新案法五四条二項の規定により納付すべき手数料を納付しなければならない。また、実用新案法四八条の一六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同様の理由により、同条一項の申出の際に手数料及び外国語でされた国際出願にあつては翻訳文を提出して前記手数料納付等に相当する手続が既になされているので、特許庁長官による当該申出についての決定以後とした。

(秘密意匠)

第一四条 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第四十二条第一項の規定による第一年度の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平一八法律五五）

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 秘密にすることを請求する期間

3 意匠登録出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権

者以外の者に示さなければならない。

- 一 意匠権者の承諾を得たとき。
- 二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- 三 裁判所から請求があつたとき。
- 四 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。(改正、平一一法律一六〇)

〔旧法との関係〕 六条及び意施規四条から六条まで

〔趣旨〕

本条は、秘密意匠について規定したものである。自己の創作を社会に公開した代償として独占権が与えられるという産業財産権制度の本来の趣旨からすれば、秘密意匠を認めるのは疑問だという意見もある。しかし、ある意匠を創作したその実施化にまだ取りかからないというような場合には、まず先願としての出願を確保しておく必要がある一方で、商品の販売前に意匠公報の発行により意匠が公開されると商品の広告、販売計画に支障を来す場合があり、このような場合に秘密意匠の規定が活用されている。出願した意匠について意匠登録を受け、それが意匠公報に掲載されると、その出願をした業者の将来の意匠の傾向を他の業者に知られ、また、その意匠を基としてそれを転用したような意匠を作り出されるおそれがあるからである。技術の上に技術を積み重ねるといふ構成をとる特許法及び実用新案法においては、独占権の対象を一般に秘密にしておくことは許されないが、意匠法は同じく産業の発達を目的とするにもかかわらず、美的観点からその目的を達成しようとするものであるため、例外的に秘密意匠制度が認められると考えられ

る。一項は秘密にすべき期間を三年以内という短期間に限定しているが、余りに長い期間を認めるのは権利者に過度の保護を与えることになるからである。この期間は三項によつて延長又は短縮することができるが、意匠を秘密にするとは、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間に限られる。二項は必要な書面の記載事項についての規定である。意匠についての詳細は既に提出されている願書の記載から明らかであるため、意匠登録出願人の氏名や住所及び秘密にすることを請求する期間のみを記載事項にした。重点が期間の記載にあることは言うまでもない。四項は秘密意匠の閲覧を許す場合に関する規定である。四項一号は特段の説明を要しないであろう。二号は、例えば秘密意匠の後願であるとの理由により出願を拒絶された場合の出願人から請求があつたときを指す。三号は前例で出願人が「拒絶をすべき旨の審決に不服で」裁判所に出訴した場合に、審理の必要上裁判所が請求するときなどがこれに該当する。四号は利害関係人が請求する場合である。秘密を請求した意匠権者は、三七条三項の規定により警告した後でなければ差止請求権を行使することができないのであるが、意匠権侵害であるとしてその警告を受けた者が秘密意匠の詳細を知ることができるようになるため、四号を設けた。

なお、平成一八年の一部改正において、審査の早期化に伴い、審査が出願時の予想よりも早期に終了した結果、秘密意匠の請求の必要が生じたような事態に対処できるようにするために、秘密意匠の請求をすることができると同時に、出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第一年分の登録料の納付と同時に請求することができることとした。

#### 〔字句の解釈〕

〈秘密意匠〉意匠公報の掲載事項に関しては二〇条四項、六六条三項、権利侵害に関しては三七条三項に規定がある。

第一五條 特許法第三十八條（共同出願）及び第四十三條から第四十三條の三まで（パリ条約による優先権主張の手續及びパリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三條第一項中「經濟産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

（改正、昭四五法律九一、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一一六、平一〇法律五一、平二六法律三六、平二七法律五五、平三〇法律三三、令元法律三）

2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。（改正、平二〇法律一六、平二三法律六三）

3 特許法第三十五條（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。（改正、平二〇法律一六）

〔旧法との関係〕 二五條において特許法を準用

〔趣旨〕

本條は、特許法の規定を準用したものである。旧法は二五條で一括して準用していたが、この法律では各章の末尾にその章に関連する特許法の條文を準用するという方針をとった。すなわち、審査については一九條に、意匠権については三六條に、権利侵害については四一條に、登録料については四五條に、審判については五二條に、再審については五八條に、それぞれ準用條文の規定がある。

本條は、一項が意匠登録出願に関する準用規定、二項が意匠登録を受ける権利についての準用規定である。特許法三八條を準用しているのが旧法（大正一〇年法）と異なるところである。三項は職務発明についての規定を従業者等がし

た意匠の創作（職務創作）に準用したものである。

また、従来は一項において準用していた特許法四四条については、昭和四五年の一部改正により一〇条の二を新設し、同趣旨を規定することになったので、削除することにした。

また、昭和六二年の一部改正により、特許出願及び実用新案登録出願については、優先権証明書の提出期限を出願公開制度との関係を考慮しつつ「優先日から一年四月以内」に延長したが、意匠登録出願については、出願公開制度を採用していないため、優先権証明書の提出期限の延長から生ずる審査の遅延による影響が大きい等の理由から従来どおり「出願の日から三月以内」とした。

また、従来は一項において準用していた特許法四〇条については、平成五年の一部改正において、九条の二を新設し、同趣旨を規定することとなったので、削除することとした。

また、平成六年の一部改正では、一項において特許法四三条の三（一部改正前四三条の二）を準用し、パリ条約の例による優先権の主張が認められることとなった。

なお、平成一〇年の一部改正により、特許出願及び実用新案登録出願については、特定の国においてした出願に基づく優先権の主張について、願書において第一国出願を特定することにより、優先権の主張に必要な書類を提出したものとみなす規定（特四三条五項）を新設したが、意匠登録出願については、当該規定を適用しないこととしたので、特許法四三条（パリ条約による優先権の主張の手続）のうち一項から四項までを準用することとした。

平成二三年の一部改正において、仮通常実施権（五条の二）を導入したことに伴い、特許法三三条四項についても準用することとした。

平成二六年の一部改正においては、救済規定の整備が行われた。すなわち、本条は特許法の規定の準用について規定しているところ、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、同法四三条新設六項及び七項を新たに準用することと

し、パリ条約等による優先権の主張に係る優先権を証明する書類の提出期間（二項において準用する特四三条二項）について救済規定を整備した。さらに、特許法四三条一項を改正し、パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願をすることができざる期間を「経済産業省令で定める期間内」としたが、意匠登録出願におけるパリ条約による優先権の主張については、従前のとおり、意匠登録出願と同時にするとともに、特許法新設四三条の二（パリ条約の例による優先権の主張（同法四三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は意匠登録出願については適用しないため、それぞれ、必要な読替えを新たに規定した。また、特許法四三条の二の新設に伴い改正前の特許法四三条の二が四三条の三に移動したことにより、「第四十三條の二」を「第四十三條の三」に改めた。

平成二七年の一部改正において、特許法四三条六項及び七項を新設して注意喚起のための通知に係る規定を整備したが、意匠登録出願についての優先権書類の提出手続については従前のとおりとするため、所要の改正及び必要な読替えを規定した。

平成三〇年の一部改正においては、出願人の利便性の向上及び行政処理の効率化の観点から、特許出願の手続において既に導入されている、優先権書類の電子的交換を意匠分野においても導入するため、特許法四三条五項についても意匠法で準用することとし、必要な読替えを規定した。

また、令和元年の一部改正においては、出願人の利便性を一層向上させる観点から、パリ条約による優先権の主張の手続における注意喚起のための通知を規定している特許法四三条六項、当該通知を受けた者の一定期間内の書類又は書面の提出を規定している同条七項、パリ条約の例による優先権の主張を定めた特許法四三条の二を新たに準用することとした。

### 第三章 審 査

#### (審査官による審査)

第一六条 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

(旧法との関係)

一一一条

(趣 旨)

本条は、審査官による審査について規定したものである。趣旨については特許法四七条の〔趣旨〕を参照されたい。

#### (拒絶の査定)

第一七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。(改正、平二三法律六三)

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二(意匠登録の要件)、第五条(意匠登録を受けることができる意匠)、第八条(組物の意匠)、第八条の二(内装の意匠)、第九条第一項若しくは第二項(先願)、第十条第一項、第四項若しくは第六項(関連意匠)、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条(共同出願)又は第六十八条第三項において準用する同法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。(改正、昭六二法律二七、平一〇法律五一、平一八法律五五、平二三法律六三、令元法律三)

- 二 その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- 三 その意匠登録出願が第七条（一意匠一出願）に規定する要件を満たしていないとき。（改正、平一〇法律五一）
- 四 その意匠登録出願人がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していないとき。（改正、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、拒絶の査定についての規定である。旧法（大正一〇年法）は拒絶理由通知に関する特許法七二条を準用するのみで、拒絶理由については規定するところがなかった。本条は行政処分の基準を明確にすべきという要請から具体的な拒絶理由を列挙した。

一号は意匠登録の要件（三条及び三条の二）を満たしていない場合、意匠登録を受けることができない意匠である場合（五条）、組物の意匠登録の要件（八条）を満たしていない場合、内装の意匠登録の要件（八条の二）を満たしていない場合、先後願の関係についての規定に違反する場合（九条）、関連意匠の意匠登録の要件（二〇条一項、四項、六項）を満たしていない場合、共同出願についての規定に違反する場合（意一条一項及び特三八条）、権利能力のない外国人が出願した場合（意六八条三項及び特二五条）に関する。

なお、平成一八年の一部改正において、意匠法二七条一項ただし書の規定に違反した関連意匠の出願を防ぐために新設された一部改正前一〇条二項（令和元年の一部改正において六項に条文移動）を新たな拒絶理由として追加した。また、令和元年の一部改正において、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めるために新設された一〇条四項を新たな拒絶理由として追加した。二号は意匠登録が条約に違反する場合である。三号は一意匠一出願の規定に違反した場合、四号は出願人が真の権利者（意匠登録を受ける権利を有する者）でない場合である。

## (補正の却下)

第一七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。(改正、平二〇法律一六)

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。(改正、平一五法律四七)

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新設されたものであり、九条の二と同様に要旨変更を伴う不適法な補正がなされた場合の取扱いについて規定したものである。

従来の意匠法においては、一九条において特許法五三条の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において、特許法五三条の規定が改正され、意匠法で準用することができなくなったため、この特許法の一部改正前五三条の規定に相当する規定を新設したものである。

平成五年の一部改正では、特許法において制度の国際的調和、迅速な権利付与の実現の観点から、新規事項を追加す

る不適法な補正がなされたときは、拒絶理由（特四九条一号）の対象とし、補正却下の適否を争う補正却下決定不服審判を廃止することとしたが、意匠法においては、特許法のような広範な補正が認められておらず、誤記の訂正等を行うことが許容されているのみであることから、特許法において問題とされているような広範な補正がなされることによる権利付与の遅延が生じていなかったこと及びたとえ補正がなされた場合であっても、願書の記載及び図面等が意匠の内容を現すものであることから、願書の記載又は図面等についての補正は、願書の記載又は図面等に本質的変更を加えるものとして、要旨変更に該当する場合がほとんどであり、補正が要旨変更か否かの判断を行うに当たり、解釈が入り込む余地が比較的少なく、客観的な判断が可能であり、審査の遅延に与える影響が少ないことから、特許法の旧五三条に相当する規定を新設し、補正却下の制度を存続させることとした。

一項は、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正が要旨変更であると認められた場合に決定をもってその補正を却下すべき旨を規定する。この決定に対して不服のある者は、四七条一項の規定により補正却下決定不服審判を請求することができるが、補正却下決定不服審判を請求することなくその決定が確定し、又は請求をしたが理由なしとされて請求不成立とされた場合の当該審決が確定してしまうとその補正はされなかったことになり、審査はその補正がされる前の意匠登録出願について行われる。

二項については別段説明を要しないであろう。

三項は、一項の規定による決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から三月を経過するまでは査定をしてはならない旨を規定する。その趣旨は、第一に、却下の決定の謄本の送達後三月を経過するまでに次条に規定する新たな意匠登録出願をした場合には、次条二項の規定により元の意匠登録出願は取り下げられたものとみなされ、ひいては取り下げられたとみなされた意匠登録出願について査定がなされたことになるので、その点が明確になるまで査定を待とうというものである。第二に、却下の決定に対しては、その決定の謄本の送達後三月以内に補正却下決定不服審判を

請求することができるが、その補正却下決定不服審判の結果いかんによっては査定の対象となる意匠登録出願の内容が変更される可能性があるため、三月を経過するまで査定を控えた上、補正却下決定不服審判請求の有無を確認し、補正却下決定不服審判の請求があった場合は、四項の規定により審査を中止しようというものである。なお、平成二〇年の一部改正において、補正却下決定不服審判の請求期間を「三十日」から「三月」に拡大したことに伴い、三項の期間についても同様に「三月」とする改正を行った。

四項は、補正の却下の決定に対して補正却下決定不服審判の請求がされた場合は、その補正却下決定不服審判の審決が確定するまで意匠登録出願の審査を中止すべき旨を規定する。もし審決確定前に補正が却下された後の意匠登録出願について審査をしても、審判請求が理由ありとされた場合は補正後の意匠登録出願について審査をし直さなければならず、また、補正後の意匠登録出願について審査しても審判請求が理由なしとされた場合は補正が却下された後の意匠登録出願について審査しなければならないことになるからである。なお、平成一五年の一部改正において、個々の審判を独立した名称で規定したことに伴い、「第四十七条第一項の審判」を「補正却下決定不服審判」と規定する修正を行った。

(補正後の意匠についての新出願) 函

第一七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。(改正、平五法律二六、平二〇法律一六)

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けた

い旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

(本条追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、昭和六〇年の一部改正により特許法及び実用新案法において補正却下後の新出願の制度を廃止したこと及び意匠法において同制度を存続することとしたことに伴い新設されたものであり、平成五年の一部改正により条文移動がなされたものである。

一項は、前条一項の却下の決定があつた補正後の意匠について新たな意匠登録出願をした場合の意匠登録出願の時点についての特例を規定したものである。意匠を記載した図面又は意匠に係る物品の補正をした場合に、その補正が要旨変更であるかどうかについての認定が補正の直後になされるものであれば本条のような特例はほとんど必要でないが、実際には補正をしてから期間が経過した後に要旨変更であると認定される場合も生じ得るものであり、しかもその却下された補正後の意匠について新たな意匠登録出願をした場合に、その意匠登録出願の時点が補正をしたときから期間が経過したままの時点であるというのは、意匠登録出願人に苛酷であるというので、本項の規定が置かれた。しかし、本項の規定の適用を受けた場合は二項に規定するように元の意匠登録出願は取り下げたものとみなされることになる。

したがって、新たな意匠登録出願と元の意匠登録出願とを並存せしめたい場合は、三項に規定するような手続をすることなく、却下された補正後の意匠について新たな意匠登録出願をし、意匠登録出願の時点についての特例を受けないというで行うよりほかはない。ともあれ、手続の簡便迅速ということから考えても、要旨変更とされるおそれがあるようなものについては、補正によらないで、初めから新たな意匠登録出願によることが望ましい。

三項は、一項の規定の適用を受けるための手続である。

なお、平成二〇年の一部改正において、補正却下決定不服審判の請求期間を「三十日」から「三月」に拡大したことに伴い、一項の期間についても同様に「三月」とする改正を行った。

(同前) 函

第一七条の四 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する前条第一項に規定する期間を延長することができる。（改正、平五法律二六）

（本条追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、昭和六〇年の一部改正により特許法及び実用新案法において補正却下の決定に基づく新出願の制度を廃止したこと及び意匠法において同制度を存続することとしたことに伴い新設されたものであり、さらに平成五年の一部改正により、条文移動されたものである。補正却下の決定後一七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしようとする者が遠隔又は交通不便の地にある者である場合に同項の期間を延長する旨を規定したものである。期間の延長の詳細については特許法四条の〔趣旨〕を参照されたい。

(意匠登録の査定)

第一八条 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならぬ。

(旧法との関係)

該当条文なし

(趣 旨)

本条は、意匠登録の査定について規定したものである。意匠は物品の外観について成立するもので流行に左右される等の関係から迅速に権利を設定することが実情に即するものであるため、特許法等とは異なり、現行法（昭和三四年法）制定当初より、出願公告をすることなく権利を付与することにしたのである（平成六年及び平成八年の一部改正により、特許法及び商標法についても出願公告を経ずに特許（登録）査定が行われることとなった）。したがって、拒絶の理由が発見されない場合には本条によって直ちに意匠登録をすべき旨の査定が行われる。査定的方式については、一九条で準用する特許法五二条に規定がある。

(特許法の準用)

第一九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十二条（査定の方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。（改正、平五法律二六、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 一二五条

〔趣 旨〕

本条は、審査に関する特許法の条文を準用したものである。なお、従来準用していた補正却下について規定する特許法五三条については、平成五年の一部改正により、一七条の二を新設し、同様の趣旨を規定することになったので、削除することとした。

また、平成六年の一部改正において、準用規定の条文移動に伴う改正が行われた。

## 第四章 意匠権

### 第一節 意匠権

#### (意匠権の設定の登録)

第二〇条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項〔登録料〕の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。(改正、令三法律四二)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所(改正、昭四五法律九二)

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容(改正、平一〇法律五二)

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(本号追加、平一〇法律五一)

4 第十四条第一項〔秘密意匠〕の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

〔旧法との関係〕 八条一項

〔趣 旨〕

本条は、意匠権の設定の登録について規定したものである。一項は意匠権が設定の登録により発生する旨を定めたもの、二項は設定登録が第一年度の登録料の納付後に行われるべき旨を規定したものである。三項は意匠公報に掲載すべき事項について定めている。四項は秘密意匠に関するものである。秘密意匠の意匠権が発生したときには三項一号から三号までに掲げる事項を意匠公報に掲載し、「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」は秘密とされる。これは秘密意匠制度の目的からみて当然のことであるが、独占権の対象が公開されない状態を永續させるのは望ましくないので、秘密にすることを請求した期間が経過したときは遅滞なく意匠公報に掲載することにしたのである。

平成一〇年の一部改正では、三項五号を新設した。部分意匠についての意匠権の設定の登録があった場合には、その旨を意匠公報に掲載する必要があること等により、他法（特六六条三項七号、実一四三条三項七号、商一八条三項六号）に倣い、四号までに規定されていないその他の「必要な事項」について意匠公報に掲載する旨を規定したものである。

なお、平成三十一年の意匠法施行規則等の一部改正により、同年五月一日以降の意匠登録出願では部分意匠の旨の記載は、意匠公報に掲載しないこととした。

令和三年の一部改正において、四二条が改正されたことに伴い、形式的な修正を行った。

〔字句の解釈〕

1 〈登録料〉四二条一項参照

2 〈意匠公報〉六六条参照

## 〔存続期間〕

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

（改正、平一〇法律五一、平一八法律五五、令元法律三）

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。（本項追加、平一〇法律五一、平一八法律五五、令元法律三）

## 〔旧法との関係〕 一一二条

## 〔趣旨〕

本条は、意匠権の存続期間の終期について規定したものである。

一項は、関連意匠の意匠権を除いた通常の意匠権の存続期間の終期について規定しているものである。意匠には流行によって移り変わっていくライフサイクルが非常に短いものもあるが、輸出用の食器類などには長い間世界各国の人々に愛好されているものも少なくなく、取引業界においても存続期間の延長の要請は強い。意匠は発明や考案の場合と異なり、長期間の独占権を与えても技術開発を阻害するというような事態は生じないと考えられる。詳しくいえば、発明や考案では技術を公開する代償として特許権又は実用新案権が与えられるのであるから、特許権や実用新案権の存続期間を余り長くすると、既に社会一般の常識となった技術についていつまでも独占権を欲しのままにし、技術の向上を阻害することになるが、意匠は審美的な観点から保護されるものであるため、存続期間を長くしても弊害は少ない。

外国の立法例も意匠権には通常一五年以上の存続期間を認めており、例えばEUでは最長二五年の保護が与えられる（令和四年七月一日時点）。また、意匠権とある点で共通の性格を有する著作権は、ベルヌ条約加盟国においては著

作者の死後五〇年以上保護しなければならず（我が国の著作権法では死後七〇年（著五一条二項）、商標権は何回でも存続期間を更新することができる永久の権利と考えられている。このような事情を考慮して旧法（大正一〇年法）では設定の日から一〇年であった意匠権の存続期間を昭和三四年制定の現行法において一五年に延長し、さらに、平成一八年の一部改正において二〇年に延長し、さらに、令和元年の一部改正においては、意匠登録出願と特許出願の変更出願が増加する中、存続期間の終期の起算日が、意匠権では設定登録時、特許権では出願時などと異なることに起因して、知的財産権の管理上不便が生ずるおそれがあることから、特許権と同様に、意匠権の存続期間の終期の起算日を出願時に変更した。また、企業特有のデザイン・コンセプトの開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましいため、意匠権の存続期間を「設定の登録の日から二十年」から「意匠登録出願の日から二十五年」に変更する改正を行った。

二項は、平成一〇年の一部改正において新設された規定であり、関連意匠の意匠権の存続期間の終期について規定したものである。本意匠とその関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生ずることとなることから、関連意匠の意匠権は、関連意匠の意匠権の設定の登録が本意匠の意匠権に遅れた場合でも、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようにするために、関連意匠の存続期間の終期は本意匠の設定登録の日から起算する旨を規定していた。

ただし、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由、すなわち、①意匠権の放棄、②登録料の不納付、③無効審決の確定を理由として消滅した場合については、本意匠と関連意匠の整理が便宜的なものであり、各々の意匠が同等の創作的価値を有することを踏まえ、関連意匠同士の間連性は維持しつつ、関連意匠の意匠権は存続するものとした。

その後、令和元年の一部改正において、意匠権の存続期間を意匠登録出願の日から二五年に変更したこと、また、一〇条七項において本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、関連意匠の意匠権の存続

期間については、基礎意匠の意匠登録出願の日から二五年とする旨の改正を行った。

(関連意匠の意匠権の移転)

第二二条 基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。(改正、平一〇法律五一、令元法律三)

2 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。(改正、平一〇法律五一、令元法律三)

(旧法との関係) 八条三項

(趣旨)

本条は、平成一〇年の一部改正において、関連意匠制度の創設に伴って改正された規定である。本条は、従来、類似意匠の意匠権に関する規定であったが、類似意匠制度の廃止に伴い当該規定を削除し、新たに本意匠及びその関連意匠の意匠権について、分離して移転できない旨等を規定したものである。また、令和元年の一部改正において、関連意匠のみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。)の意匠権について、分離して移転できない旨等を定めることとした。

一項は、関連意匠が登録されている場合、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権について移転が可能であるのは、それらを一括で移転する場合のみであり、分離して移転することができない旨を規定している。

これは、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権について、それらの一部のみが移転された場合やそれらが別々の者に移転された場合に、基礎意匠とその関連意匠の意匠権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり、同一意匠権者の下でのみ権利の重複を認める関連意匠制度の制度趣旨に反するものとなるからである。

二項は、存続期間の満了以外の理由で基礎意匠の意匠権が消滅した場合、その基礎意匠に複数の関連意匠が登録されているときは、一度設定された権利関係の安定を図るために、それらの関連意匠の意匠権は分離して移転することができない旨を規定したものである。

(意匠権の効力)

第二三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

〔旧法との関係〕 八条二項

〔趣 旨〕

本条は、意匠権の効力について規定したものである。意匠権は特許権、実用新案権と同じく抽象的なアイデアの保護に関する権利である。そして、意匠権については「登録意匠及びこれに類似する意匠」を業として実施をすることができるとした。旧法(大正一〇年法)の下では、自己の登録意匠と類似する意匠が他人の登録意匠とも類似している場合には、意匠権者はその類似する意匠の実施をすることができないが、本条のように規定した結果、自己の登録意匠に類似する意匠については他人の登録意匠と類似する場合でも実施をすることができるようになる。

ただし、出願日が先である意匠権を優先させることにし、二つの登録意匠の類似範囲が重なり合う場合には、出願日が後である意匠権はその重複する部分については実施する権利を有しないことになるという構成をとった（二六条二項）。意匠権者甲の登録意匠A及び意匠権者乙の登録意匠Bに類似する意匠をCとし、甲が乙よりも先に出願したと仮定すると、甲が独占的に実施できるのは、AとC、乙の意匠権の範囲はB（BとCでなく）である。甲及び乙の出願が同日の場合には相互に関係なく類似の意匠Cを実施することができる。

〔字句の解釈〕

〔業として〕特許法六八条〔字句の解釈〕参照

〔参考〕

〈意匠権の分割移転制度の廃止〉旧法一六条は「意匠権ハ第五条ノ規定ニ依リ指定シタル物品ニ依リ之ヲ分割シテ移転スルコトヲ得」と規定していたが、新法ではこの制度を廃止した。分割移転は、意匠を現す物品を指定する場合に、一類別（旧意施規一〇条参照）の範囲内において二個以上の物品にわたって指定することができるという前提で設けられたものと想像されるが、意匠の特性から現実には物品の指定は一つに限られ、この制度を活用する余地がない。ただし、組物の意匠についてはやや問題であるが、この場合は併合出願を認めて出願手数料を実質的には安いものとしているので、その代償として分割移転を廃止しても不当な結果を生じないと考えられ、結局、分割移転制度は全面的に廃止することとされたのである。

（登録意匠の範囲等）（見出し改正、平一八法律五五）

第二四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若

しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。(本項追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

一項は、登録意匠の範囲について規定したものである。意匠は物品の外観であることから、登録意匠の範囲は願書に添付された図面、写真、ひな形又は見本により現された意匠及び願書の記載（意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明の欄の記載）に基づいて定められる。特許発明、登録実用新案の範囲は、特許請求の範囲、実用新案登録請求の範囲等の文言による記載に基づいて定められる（いわゆる、クレーム制度）が（特七〇条及び実二六条）、意匠は意匠登録請求の範囲を文言で記載する方法を採っていない。

二項は、平成一八年の一部改正において、意匠の類否判断について明確化するために、最高裁判例等の説示（最三小判昭四九年三月一九日民集二八巻二号三〇八頁）「意匠法三条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする（後略）」に基づき規定したものである。

〔字句の解釈〕

〈需要者〉取引者及び需要者を意味する。最高裁の判例上、意匠の類否判断の視点は一般需要者とされているが、当該最高裁判例以後、意匠の類否判断の視点を取引者、需要者としている裁判例が多く存在すること等を考慮し、意匠法においては、意匠の類否は、一般需要者ではなく需要者に起こさせる美感の共通性の有無に基づいて判断するものと

規定した。

(同前)

第二五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。(改正、平一一法律四二)

〔旧法との関係〕 一二二条一項二号

〔趣旨〕

本条は、意匠の範囲についての特許庁の判定について規定したものである。意匠権者は登録意匠に類似する意匠も実施することができるから(二三条)、類似する意匠の範囲についても判定を求めることができる。詳細は特許法七一条の〔趣旨〕を参照されたい。

(同前)

第二五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定を嘱託があつたと

きは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

(本条追加、平一一法律四二)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があったときの取扱いについて規定したものである。詳細は特許法七一条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

〔字句の解釈〕

〔鑑定の嘱託〕特許法七一条の二の〔字句の解釈〕参照

(他人の登録意匠等との関係)

第二六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触すると

きは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

〔旧法との関係〕 八条四項

〔趣旨〕

本条は、他人の登録意匠等との関係について規定したものである。

旧法（大正一〇年法）は実用新案権・商標権との抵触、登録実用新案との利用について規定しているにすぎないが、利用抵触の関係が生ずるのはこれらの場合に限られないので、現行法（昭和三四年法）ではさらに登録意匠・特許発明を利用する場合、意匠権・特許権・著作権と抵触する場合を新たに規定した。

まず一項は登録意匠について利用抵触関係が生ずる場合についての規定である。他人の登録意匠を利用する場合とは、ある物品の意匠Aがその意匠権の対象となっていた場合に、その意匠Aをそのまま実施することとなるような意匠であるときを指す。

例えば他人がハンドルの意匠について意匠権を有する場合において、そのハンドルを用いた自転車の意匠について意匠登録を受けたような場合である。この場合、ハンドルの意匠を実施しなければ、自転車の意匠を実施できないので、自転車の意匠権者は、自己の意匠を実施しようとするときはハンドルの意匠権者からそのハンドルの意匠権について実施の許諾を受けなければならないのである。その許諾が受けられないときは、三三条の規定に従い、特許庁長官に対して通常実施権の設定をすべき旨の裁定を請求することができる。特許発明・登録実用新案を利用する場合もこれに準じて考えることができよう。

意匠権が特許権あるいは実用新案権と抵触する場合とは、ある物品の形状が技術的效果もあり同時に美的でもあるという場合に、技術的效果の面について特許権あるいは実用新案権が、美的な面について意匠権が、それぞれ設定されて

いるときをいう。また、意匠権と商標権との抵触は、ある物品の形状や模様が意匠でもあり商標でもある場合に生ずることがある。

意匠権が著作権と抵触する場合とは、著作権の対象である彫刻を置物のようにある物品の形状として用いたときなどに考えられる。

二項は登録意匠に類似する意匠について利用抵触関係が生ずる場合を規定している。「意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権と抵触するとき」とは、二つの登録意匠の類似範囲が重なり合う場合（二三条の「趣旨」参照）、出願が後である意匠権者はその重複する部分について実施をすることができない旨の規定である。

本条に該当する場合には、通常実施権の許諾を受けなければならない。権利者が任意に通常実施権を許諾しない場合には、特許庁長官の裁定を請求できる（二三条）。

#### （意匠権の移転の特例）

第二六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

2 基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、基礎意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。（改正、令元法律三）

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。(改正、平二六法律三六)

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合には、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

(本条追加、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成二三年の一部改正により新たに創設された意匠権の移転の特例について規定したものである。

一項、三項、四項の趣旨については、特許法七四条の「趣旨」を参照されたい。

二項は、一項の規定による請求ができない場合について規定したものである。なお、平成二三年の一部改正においては、本意匠と関連意匠との関係について規定していたが、令和元年の一部改正において、関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう)の意匠権について規定するよう改正した。基礎意匠及び関連意匠のうち一部の意匠権のみが冒認出願等であつた場合に、仮に一部の意匠権についてののみ真の権利者(意匠登録を受ける権利を有する者)による移転請求を認めると、結果的に二以上の者に重複した権利の登録がなされることとなるため、このように重複的な権利の登録を防止する必要がある。この点、二二条では、基礎意匠及び関連意匠の意匠権は、分離して移転することができないこととされており、基本的には、真の権利者に基礎意匠及び関連

意匠のうち一部の意匠権のみが移転されることにより、二以上の者に重複した権利の登録がなされることはない。

しかし、例えば基礎意匠又は関連意匠の中に、放棄されて消滅した意匠権があるような場合、残りの全ての意匠権について移転請求が認められ、真の権利者が登録時に遡って意匠権者となれば、放棄された意匠権が過去に存在していたときの意匠権者は冒認者等のままであるため、放棄されるまでの期間は二以上の者に重複した意匠権が存在していたこととなる。そこで、本項では、このように過去分について重複した意匠権の登録が生ずることを防止するため、基礎意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該意匠権が四九条の規定により初めから存在しなかったものとみなされたときを除き、移転請求ができないこととした。

三項及び四項の趣旨については、特許法七四条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、三項後段について、平成二六年の一部改正により、意匠法六〇条の一二において国際意匠登録出願に補償金請求権制度を導入することに伴い、意匠権の移転に伴う補償金請求権の移転に係る規定を整備した。特許法七四条二項の規定により、同条一項の規定による特許権の移転の登録があったときは、同法六五条一項又は一八四条の一〇第一項の規定による補償金請求権も、最初から当該移転の登録を受けた者に帰属していたものとみなすこととしている。意匠法六〇条の一二で補償金請求権に係る規定を設けるに当たり、特許法に倣い、意匠法二六条の二第一項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転の登録があったときは、意匠法六〇条の一二第一項の規定による補償金請求権も、初めから当該移転の登録を受けた者に帰属していたものとみなすこととした。

〔参 考〕

（二項の規定により一項の規定による請求ができない場合）意匠権が放棄された場合のほか、登録料の未納により意匠権が消滅した場合及び後発的無効理由（四八条一項四号）に該当することで意匠権が消滅した場合がある。

## (専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。(改正、平一〇法律五一、令元法律三)

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、全ての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、令元法律三)

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

〔旧法との関係〕 二五条において特四四一条一項の規定を準用

## 〔趣旨〕

本条は、意匠権についての専用実施権について規定したものである。

一項本文、二項、四項の趣旨については、特許法七十七条〔趣旨〕を参照されたい。

一項ただし書は、平成一〇年の一部改正において関連意匠制度の創設に伴って新設された規定である。なお、平成一

○年の一部改正においては、本意匠と関連意匠との関係について規定していたが、令和元年の一部改正において、関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。）の意匠権について規定するよう改正した。基礎意匠及びその関連意匠の意匠権の一部に専用実施権が設定された場合や別々の者に専用実施権が設定された場合に、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり、関連意匠制度の趣旨に反することとなるため、基礎意匠又はその関連意匠の意匠権についての専用実施権を設定する場合は、同一の者に対して、同時にその基礎意匠に係る全ての関連意匠の意匠権についての専用実施権又はその関連意匠に係る基礎意匠及びその他の関連意匠の意匠権についての専用実施権を設定し、その設定された状態を維持すべき旨を規定したものである。

三項は、存続期間の満了以外の理由で基礎意匠の意匠権が消滅した場合、一度設定された権利関係の安定性を図るために、関連意匠の意匠権についての専用実施権は同一の者に対して同時に設定し、その設定された状態を維持しなければならぬ旨を規定したものである。

〔字句の解釈〕

〈業として〉特許法六八条〔字句の解釈〕参照

（通常実施権）

第二八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。（改正、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 二二五条において特四八条の規定を準用

〔趣旨〕

本条は、通常実施権について規定したものであり、一項は、通常実施権の許諾について、二項は、通常実施権の権利の内容について規定したものである。一項及び二項の趣旨は特許法七八条の「趣旨」を参照されたい。

三項は、通常実施権の共有、放棄及び通常実施権の対抗力について、特許法の規定を準用する旨を定めたものである。平成二三年の一部改正により、特許法と同様、通常実施権に当然対抗制度を導入した。

（先使用による通常実施権）

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らずに自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施

権を有する。(改正、昭六〇法律四一、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 九条

〔趣旨〕

特許法七九条の「趣旨」を参照されたい。なお、特許法及び実用新案法とは異なり、昭和六〇年の一部改正において意匠法では補正却下後の新出願制度が存置された(一七条の三参照)。この新出願は手続補正書を提出した時に意匠登録出願をしたものとみなされるが、そのような場合には、九条の二(平成五年の一部改正以前は一五条一項で特四〇条を準用)の場合とともに元の意匠登録出願の際か手続補正書を提出した際のいずれかの時点において本条の要件が満たされれば、先使用による通常実施権が認められる。なお、平成五年の一部改正により、本条で引用されている条文が移動されたことに伴い、関連箇所を改正を行った。

〔字句の解釈〕

〈事業の準備〉特許法七九条の「字句の解釈」参照

(先出願による通常実施権)

第二九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者(前条に該当する者を除く。)は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常

実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

(本条追加、平一〇法律五二)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、先出願による通常実施権について規定したものである。本条の規定の適用がある場合について例示する。甲が平成一一年二月一日に意匠Xについて意匠登録出願をした場合に、意匠権の存在しない公然知られた意匠Zに客観的に類似するものであったため、当該出願について、同年九月一日に拒絶査定が確定した。一方、乙は甲の意匠登録出願の内容である意匠Xと類似する意匠Yを自分で独立的に（すなわち、甲の模倣としてではなく）創作し、平成一一年四月一日に意匠登録出願をし、同年一月一日に意匠登録された場合に、甲が一月一日の時点で自らが出願していた意匠Xの実施をしていたとすれば、甲は意匠Yが意匠登録された後も引き続き意匠Xの実施をする権利を有するというものである。

(1) この規定を採用したのは、九条三項の規定の改正に伴うものである。

① 現行法（昭和三四年法）では、拒絶査定又は審決が確定した意匠登録出願（以下「拒絶確定出願」という。）は、先後願の判断においては先願として取り扱われ、これと同一又は類似する意匠に係る後願の意匠登録は排除され

ることから、先に意匠登録出願をした者がその拒絶確定出願に係る意匠を実施しても、これに類似する後願の意匠権により権利侵害とされる事態は起こり得なかつた。

② 平成一〇年の一部改正により、拒絶確定出願を先後願の判断において先願として取り扱われないこととしたのに伴い、拒絶確定出願に類似する後願に係る意匠登録出願であっても、他の登録要件を具備する意匠について意匠登録される場合があり得ることから、現行制度において規定されている先使用による通常実施権（二九条）が認められないときには、後願意匠の登録により先願の拒絶確定出願の実施が後発的に制限され、その実施者は不測の損害を被るおそれが生ずることとなる。

③ 先願の規定の改正に伴うこのような問題に対応し、新たに意匠権を取得することができるようになる後願に係る意匠権者と先願に係る拒絶確定出願の出願人との利害関係を調整するため、本条に規定する全ての要件を具備する場合に、後願に係る意匠権についての通常実施権を設けたものである。

(2) 本条の通常実施権が認められるのは、以下の三つの要件を全て具備する場合である。

① 実施開始の時期的要件（柱書）

本条の通常実施権が認められるには、後願に係る意匠権の設定登録の際に、その意匠又はこれに類似する意匠の実施又はその準備をしていなければならない。

なお、柱書に「（前条に該当する者を除く。）」という規定を設けたのは、次のような理由に基づく。すなわち、本条の通常実施権は、後願に係る意匠登録出願からその設定登録までの間に開始された実施等について対象とするものであり、後願に係る意匠登録出願前からの実施等について複数の通常実施権が認められることとした場合は、後願の意匠権者の権利を不当に制約することにもなりかねないことから、専ら先使用による通常実施権（二九条）によるべき旨を定めた。したがって、前条及び本条の通常実施権の要件をともに具備している場合は、前

条の通常実施権のみを主張することができる。

② 先出願の拒絶確定意匠と実施意匠との関係についての要件（一号）

本条の通常実施権が認められるには、意匠権の設定登録がされる後願よりも先にその意匠又はこれに類似する意匠の意匠登録出願をし、自らが意匠登録出願をした意匠の実施又はその準備をしていなければならない。

③ 先出願の拒絶確定意匠についての客観的要件（二号）

本条の通常実施権が認められるには、自らが意匠登録出願した意匠について拒絶査定又は審決が確定しており、かつ、その意匠が客観的に三条一項各号（公然知られた又は刊行物記載の意匠と同一又は類似）の一に該当していなければならない。

- (3) 本条の先出願による通常実施権が認められる者は、意匠権の設定登録がされる後願よりも先に出願をした者であり、かつ、後願に係る意匠の設定登録（権利の発生）の際、現に日本国内において実施又はその準備を開始している者であつて、後願に係る意匠権者の行為（意匠登録出願・意匠権の設定登録）よりも先になされていることから、前条の先使用による通常実施権の場合と同様に、意匠権者に対して対価を支払う必要はない。

〔字句の解釈〕

〈第三条第一項各号の一に該当〉先願として意匠登録出願された意匠が、客観的にその出願前に意匠権の設定登録がされていらない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠又はこれに類似する意匠であるという趣旨である。本条が設けられたのは、自己の意匠登録出願した意匠が三条一項各号（公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠と同一又は類似の意匠）の意匠に該当している場合、すなわち、その出願前に意匠権の設定登録がされていない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠又はこれに類似する意匠に客観的に該当する場合で

あつて、その意匠登録出願が拒絶されたときには、自らは意匠登録を受けることはできないながらも他人の許諾を得ることなく実施することが可能であり、その出願をした意匠の実施が後願に係る登録意匠によつて後発的に意匠権侵害とはされないとの安心感を抱くものと認められることによるものである。

なお、二九条の二第一号に該当する場合としては、他人の意匠権が存する意匠と同一又は類似する場合もあり得るが、このような場合に、意匠権者の許諾を得ることなく実施等をしたときは、後願に係る意匠権の通常実施権の当否を論ずるまでもなくその意匠権の侵害を構成することから、実際には、意匠権の設定登録がされていない公然知られた又は刊行物に記載された若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠又はこれに類似する意匠に限られることになる。

(意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第二九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(本条追加、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

特許法七九条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第三〇条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。(改正、平一五法律四七)

- 一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者
- 二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者
- 三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者(改正、平一五法律四七、平二三法律六三)

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有

する。

〔旧法との関係〕

一〇条

〔趣旨〕

特許法八〇条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成一五年の一部改正において、四八条一項の審判を意匠登録無効審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

また、平成二三年の一部改正において、登録なしに通常実施権者は対抗力を備えることとした（二八条）ことに伴い、登録の有無にかかわらず通常実施権者に法定通常実施権を認めることとした。

（意匠権等の存続期間満了後の通常実施権）

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る

部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

〔旧法との関係〕

一一条

## 〔趣旨〕

本条は、意匠権等の存続期間満了後の通常実施権について規定したものである。特許法八一条と同趣旨で詳細は同条の「趣旨」を参照されたいが、やや特殊なものは意匠権相互間の抵触について規定している点である。これは類似範囲も権利の内容に包摂する意匠権の特殊性によるものである。すなわち、意匠権者甲の登録意匠Aと意匠権者乙の登録意匠Bとが登録意匠に類似する意匠としてともにCを有すると仮定する。甲が先に出願をしたのであれば、乙はCについては実施することができない（二六条二項）。その場合、甲の意匠権が存続期間満了によって消滅した場合に、Cについて甲が実施することを認めた（一項）。二項では特許権との抵触を規定したのが大正一〇年法と異なる。

## （同前）

**第三二条** 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。（改正、平二三法律六三）

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

〔旧法との関係〕 一〇条二項

〔趣旨〕

特許法八二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（通常実施権の設定の裁定）

第三三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条（他人の登録意匠等との関係）に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。（改正、昭四六法律九六）

2 前項の協議を求められた第二十六条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。（本項追加、昭五〇法律四六）

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。（改正、昭五〇法律四六）

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条〔答弁書の提出〕の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。（本項追加、昭五〇法律四六）

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。(改正、昭五〇法律四六)

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。(本項追加、昭五〇法律四六)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手続等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。(改正、昭三七法律一六一、昭五〇法律四六、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 一三条

〔趣旨〕

特許法九二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(通常実施権の移転等)

第三四條 通常実施権は、前条第三項若しくは第四項(通常実施権の設定の裁定)、特許法第九十二条第三項(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)又は実用新案法第二十二条第三項(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者(専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他

の一般承継の場合に限り、移転することができる。(改正、昭五〇法律四六)

2 通常実施権者は、前条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二條第三項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者(専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。(改正、昭五〇法律四六)

3 前条第三項、特許法第九十二条第三項又は実用新案法第二十二條第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。(改正、昭五〇法律四六、平六法律一一六)

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。(本項追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 一二五条において特五一条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法九四條の〔趣旨〕を参照されたい。

(質権)

第三五條 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

- 2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。
- 3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

（改正、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

特許法九五条の〔趣旨〕を参照されたい。

（特許法の準用）

第三二八条 特許法第六十九条第一項及び第二項（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。（改正、昭五〇法律四六）

〔旧法との関係〕

一二五条

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。なお、令和三年の一部改正において、特許法九七条一項が改正され、特許権の放棄をするときに通常実施権者の承諾を不要とする改正が行われたことに伴い、同条を改正後も準用している意匠法についても同様に意匠権を放棄するときに通常実施権者の承諾が不要となった。

## 第二節 権利侵害

## 〔差止請求権〕

第三七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物品、建築物若しくは画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十四条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。）若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器（以下「一般画像記録媒体等」という。）又はプログラム等（画像を表示する機能を有するプログラム等を除く。以下同じ。）若しくはプログラム等を記録した記録媒体若しくは記憶した機器（以下「プログラム等記録媒体等」という。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。（改正、平一四法律二四、令元法律三）

3 第十四条第一項（秘密意匠）の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号（意匠公報の掲載事項）に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、差止請求権について規定したものである。一項及び二項は特許法一〇〇条と同旨であるから同条の〔趣旨〕

を参照されたい。

なお、二項における廃棄の対象は、昭和三四年の現行法制定時には「侵害の行為を組成した物」と規定されており、後に、平成一四年の一部改正において、これにプログラム等が含まれることが明文化された。これは、意匠法の保護対象である「物品」に無体物である「プログラム等」は含まれないが、侵害の行為を組成する物には、侵害物品を製造するために用いられる工作機の制御プログラム等が含まれ得るためである。その後、令和元年の一部改正において、意匠の定義に建築物及び画像を追加したことから、侵害の行為を組成した建築物及び画像についてもその廃棄を請求できることを明確化するため、廃棄の対象をそれぞれ列挙することとした。具体的には、意匠の定義に含まれる物品、建築物又は画像に加え、画像を記録した記録媒体又は画像を内蔵する機器を規定した。さらに、平成一四年の一部改正において廃棄の対象に含まれる旨が明文化されたプログラム等を規定するとともに、画像についてその記録媒体等を規定するのと同様、プログラム等を記録した記録媒体又は画像を記憶した機器についても規定した。

三項は意匠法に固有の規定である。差止請求権は侵害者の善意又は悪意を問わず行使することができるものである。しかし、秘密意匠の内容は一般公衆には公示されていないので（二〇条四項、秘密意匠と同一又は類似の意匠を善意で実施している者に対して、いきなり差止請求を行うことができるとしたのでは苛酷に過ぎると考えられ、本項の規定が設けられた。すなわち、一定の事項を記載し、かつ、特許庁長官の証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、差止請求権を行使できない。この警告を受けた者は秘密意匠の存在、内容等について更に詳細を調査するため秘密意匠の閲覧を請求できるが（一四条四項）、警告後もなお実施を継続するときは悪意の侵害者となり、侵害行為の停止又は予防のみならず、損害賠償を請求されることになる。

#### 〔字句の解釈〕

（一般画像記録媒体等）画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器をいい、記録又は内蔵される画像は機器の操作の用

に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限定されない（二条一項参照）。侵害行為を組成する画像は、同項の意匠の定義に該当する画像に限らず様々な画像が想定されるため、意匠に係る画像を記録又は内蔵した二条二項三号口の「画像記録媒体等」と區別し、「一般画像記録媒体等」を定義したものである。

（侵害とみなす行為）

第三八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。（改正、平六法律一一六、平一

四法律二四、平一八法律五五）

一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為（改正、令元法律三）

イ 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為（追加、令元法律三）

ロ 当該製造にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為（追加、令元法律三）

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為（本号追加、令元法律三）

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは

貸渡しの申出をする行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為（改正、令元法律三）

四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等登録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為（本号追加、令元法律三）

イ 当該建築にのみ用いる物品又はプログラム等登録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等登録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等登録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為（本号追加、令元法律三）

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等登録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所有する行為（本号追加、令元法律三）

七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成にのみ用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為  
(本号追加、令元法律三)

イ 当該作成にのみ用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成にのみ用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等（これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為（本号追加、令元法律三）

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

九 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を業としての電気通信回線を通じた提供のために保有する行為又は登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を業としての譲渡、貸渡し若しくは輸出

のために所持する行為（本号追加、令元法律三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は通常、間接侵害と称されている行為についての規定である。例えば意匠権の侵害に用いられる専用部品の供給などの行為は、多くの場合、意匠権を直接に侵害するとはいえないが、直接侵害を惹起する蓋然性が極めて高く、そのような行為を放置することは、意匠権の効力の実効性を失わせることになる。本条は、このような問題に対処するために設けられたものであり、侵害の予備的又は幫助的行為のうち、直接侵害を誘発する蓋然性が極めて高い一定の行為を意匠権の侵害とみなす規定である。

一号は、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等」、いわゆる「のみ品」（専用品）の譲渡等の行為を侵害とみなすものである。本号の規定が適用される例としては、カメラに意匠権が設定されている場合に、そのカメラを作るための部品のセットを製造する場合等が挙げられる。このとき、部品のセット自体はカメラの意匠権を直接侵害するものではないが、そのカメラの部品のセットでカメラ以外の物を作ることが考え難い場合は、いずれはその組立てセットによって侵害行為がされるものであるから、その前の段階における行為を侵害行為とみなして禁止しようというものである。この場合に、製造されたセットを購入等した者がカメラを組み立てた後における、その使用等の行為を侵害行為として押さえていくことは理論的には可能なのであるが、実際には多数の者によって各個に侵害行為がなされるので、その全てを押さえていくのは容易なことではないことから、意匠権者の保護のためにこのような規定が設けられたものである。

なお、平成六年の一部改正において、TRIPS協定二八条の規定に従い、特許法二条三項における発明の実施行為

に「譲渡若しくは貸渡し」が規定されたことに合わせ、必要な改正を行った。

また、昭和三四年の現行法制定時には、間接侵害の対象を物品の製造にのみ用いる「物」と規定し、その後、平成四年の一部改正において、特許法上の「物」にプログラム等が含まれること、及びネットワークを通じたプログラム等の提供等の新たな流通・サービス形態が発明の実施に含まれることを明確にする改正に合わせ、必要な改正を行った。さらに、令和元年の一部改正において建築物及び画像が意匠の定義に追加されたことから、間接侵害の対象を具体的に列挙することとした。具体的には、間接侵害の対象のうち、有体物である物品やプログラム等記録媒体等と無体物であるプログラム等では、間接侵害に当たる行為が異なることから、それぞれの行為を一号のイ、ロに分けて規定することとした。

二号は、令和元年の一部改正で新たに追加された規定であり、「物品の製造にのみ用いる」専用品に限らず、登録意匠等に係る物品の製造に用いる物品等であって、当該登録意匠等の「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」を、その意匠が登録意匠等であること及び当該物品等が意匠の実施に用いられることを知りながら、業として譲渡等する場合についても侵害とみなすものである。こうした侵害類型は、多機能型間接侵害等と呼ばれるが、特許法においては平成一四年の改正で措置されていたものの（一〇一条二号及び五号）、意匠法では部分意匠制度により侵害の捕捉が可能と考えられたことから措置されていなかった。しかしながら、例えば意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品（非専用品）に分割して輸入することにより、意匠権の直接侵害を回避するなどの巧妙な模倣例が見受けられたことから、これに対処すべく、令和元年の一部改正において、意匠法においても多機能型間接侵害に関する規定を措置している。なお、二号においても、有体物（物品又はプログラム等記録媒体等）をイに、無体物（プログラム等）についてはロに規定している。三号（令和元年の一部改正において二号が新設され、一部改正前二号が新三号とされた。）は、平成一八年の一部改正において、意匠権を侵害する物品を譲渡等（譲渡及び貸渡し）又は輸出を目的として所持する行為を「侵害とみなす行為」に

追加したものである。侵害物品を「譲渡、貸渡し」又は「輸出」する行為は、事後的な侵害防止措置が困難になる蓋然性の高い行為であるため、これらを目的として「所持」する行為を侵害とみなす行為とすることにより、侵害行為禁止の実効性を高めるとともに、侵害物品拡散の抑止を図るものである。

四号から九号までは、令和元年の一部改正において建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、物品の間接侵害規定と同様の行為を建築物及び画像についても規定すべく、新たに追加されたものである。なお、画像の間接侵害行為については、物品及び建築物の間接侵害行為の対象として規定されている物品、プログラム等記録媒体等、プログラム等に加え、画像の作成に用いる画像又は一般画像記録媒体等も想定されることから、これらも間接侵害行為の対象として規定している。

なお、令和三年の一部改正において、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が「輸入」に含まれるものとした（二条二項）ことに伴い、本条の「輸入」する行為にも同様の行為が含まれることとした。

#### 〔字句の解釈〕

1 〈視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの〉意匠を構成する部品等に加え、物品の製造、建築物の建築及び画像の作成に用いられる道具、例えば金型等も含まれ得る。逆に意匠の外観に現れないものや、微小な部品であつて意匠全体の美感の創出にほとんど影響を与えないもの等は、「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」には当たらない。

例えば持ち手とローラーからなる美容用ローラーの意匠の場合、その持ち手部分の部品やローラー部分の部品などは「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」に該当する場合がある。他方、意匠の外観に現れないため視覚を通じた美感を創出しない内部機構などは、その美容用ローラーの製造自体に欠かせないものであつたとしても、「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」には該当しない。

2 〈日本国内において広く一般に流通しているもの〉特許法一〇一条〔字句の解釈〕参照

## 3 (知りながら) 特許法一〇一条(字句の解釈) 参照

## (損害の額の推定等)

第二十九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一 意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物品の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち当該意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。))を控除した数量)を乗じて得た額(本号追加、令元法律三)

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(意匠権者又は専用実施権者が、当該意匠権者の意匠権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該意匠権者又は専用実施権に係る登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額(本号追加、令元法律三)

(本項追加、平一〇法律五一、改正、令元法律三)

2 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているとき

は、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。(改正、平一〇法律五一)

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、意匠権者又は専用実施権者が、自己の意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施の対価について、当該意匠権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該意匠権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該意匠権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。(本項追加、令元法律三)

5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。(改正、平一〇法律五一)

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(過失の推定)

第四〇条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

ただし、第十四条第一項〔秘密意匠〕の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、過失の推定について規定したものである。本文については特許法一〇三条の〔趣旨〕を参照されたい。ただし書は秘密意匠に関するものである。秘密意匠は意匠権が発生しても直ちにその内容が公告されない関係上（二〇条四項）、その間に意匠権を侵害した者に過失があったと推定するのは酷であり、秘密意匠の場合は例外としたのである。したがって、民法の一般原則によって権利者が過失を立証することになる。

（特許法の準用）

第四十一条 特許法第百四条の二から第百五条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限及び書類の提出等）、第百五条の二の十二から第百五条の六まで（損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。（改正、平一一法律四一、平一六法律二二〇、平二三法律六三、令元法律三、令三法律四二）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、意匠権又は専用実施権の侵害に関する特許法の準用条文について規定したものである。

なお、平成十一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、旧一〇五条の二（損害計算のための鑑定）及び一〇五条の三（相当な損害額の認定）の規定が新たに準用されることとなり、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三（特許権者等の権利行使の制限）及び一〇五条の四から一〇五条の六まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）の規定が、新たに準用されることとなった。

また、平成二三年の特許法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の四（主張の制限）の規定が新たに準用されることとなった。趣旨については特許法一〇四条の四を参照されたい。

さらに、令和元年の特許法等の一部改正において、査証制度が創設され、特許法一〇五条の二から一〇五条の二の一〇まで（査証人に対する査証の命令、査証人の指定等、忌避、査証、査証を受ける当事者が工場等への立入りを拒む場合等の効果、査証報告書の写しの送達等、査証報告書の閲覧等、査証人の証言拒絶権、査証人の旅費等及び最高裁判所規則への委任）の規定が新設されたことに伴い、査証制度が準用されないよう、形式的な改正を行った。

そして、令和三年の特許法等の一部改正において、第三者意見募集制度が創設され、特許法一〇五条の二の一（第三者の意見）の規定が新設されたことに伴い、同制度が準用されないよう、形式的な改正を行った。

#### 〔参 考〕

意匠権は方法について与えられるものではないため、特許法一〇四条（生産方法の推定）は準用されない。また、平成一六年の裁判所法等の一部改正において新設された特許法一〇五条の七（当事者尋問等の公開停止）の規定は、意匠の性質上、準用されない。令和元年の特許法等の一部改正において新設された査証制度についても、意匠権侵害訴訟において専門家による強制的な証拠収集が必要であるとのニーズが企業から寄せられなかったことから、これに関する規定

(特一〇五条の二から一〇五条の二の一〇まで)も準用していない。

### 第三節 登 録 料

#### (登録料)

第四二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条〔存続期間〕に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならぬ。(改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一三法律六三、令三法律四二)

2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。(改正、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七、令元法律三)

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二一〇条

〔趣旨〕

本条は登録料を定めたものであり、趣旨については特許法一〇七条の〔趣旨〕を参照されたい。

一項は意匠権の各年分の登録料の上限額について規定したものである。昭和三四年の現行法制定時には、一号において一年から三年目まで、二号において四年から一〇年目まで、三号において一一年から一五年目までの登録料を規定していた(三号は昭和三四年制定の現行法により意匠権の存続期間が延長されたことに関連して新設された)。

平成一八年の一部改正において、存続期間が一五年から二〇年に延長されたことに伴い、一部改正前三号において「第十一年から第十五年まで」としていたものを「第十一年から第二十年まで」と改正した。この改正においては、一六年から二〇年目までの登録料については、一一年から一五年目までの登録料と同額とされたが、これは、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられたためである。

平成二三年の一部改正においては、二号について、改正前には「第四年から第十年まで」としていたものを「第四年から第二十年まで」に改正し、併せて一部改正前三号を削除する改正をし、一一年目以降の登録料の金額を引き下げ、四年から一〇年目までの登録料と同額とする改定を行った。これは、改正当時においても、我が国企業において、デザインによる市場競争力確保の手段としてロングライフデザインが重視されていたが、累積的に増加する意匠登録料の後年度負担が重かったため、新たな意匠創作の保護や、バリエーション意匠の保護強化及び必要な権利維持への投資を抑

制せざるを得ない状況を招来していたこと、並びに我が国の意匠登録料は、諸外国の料金体系と比較して、初期費用は比較的低額であったが、後年度の負担が高額であったことに配慮したものである。

また、令和元年の一部改正において、意匠権の存続期間が「設定の登録の日から二十年」から「意匠登録出願の日から二十五年」に変更されたことに伴い、二号において「第二十年」としていたものを「第二十五年」と改正した。本改正においては、二〇年から二五年目までの登録料については、四年目から二〇年目までの登録料と同額とされたが、これは平成一八年の改正時と同様、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられたためである。

さらに、令和三年の一部改正において、特許料の場合と同様に、年限の区分けごとに各号で料金の金額を定める形式ではなく、上限額のみを法定した上で、具体的な金額は政令で定めることとする改正を行った。詳細は特許法一〇七条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠制度を廃止したことに伴い、類似意匠の意匠登録を受けようする場合の登録料について定めた一部改正前二項を削除した。

また、平成一五年の一部改正において、登録料等の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人が外れたことに伴い、一部改正前三項を削除するとともに、必要な改正を行った。

#### (登録料の納付期限)

**第四三条** 前条第一項の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつ

た日から三十日以内に納付しなければならない。(改正、平一〇法律五一、令三法律四二)

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその登録料を納付することができないときは、第一項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内はその登録料を納付することができる。（本項追加、平二六法律三六、改正、平二七法律五五）

〔旧法との関係〕 意施規九条

〔趣旨〕

本条は、登録料の納付期限について規定したものである。

旧意匠法施行規則九条では「第一年乃至第三年分ノ登録料」を査定又は審決が確定した日から三〇日以内に納付すべき旨を規定していたが、意匠には流行によつて左右されるライフサイクルの短いものも相当にあり、一度に三年分の登録料を取るまでもないと考えられるので、意匠権の設定の登録の際にも一年分の登録料を納付すればよいとしたのである。その半面、特許料や実用新案の登録料の場合のごとく、納付の減免又は猶予（特一九九条、実三二条の二）は認められない。その他詳細については特許法一〇八条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠の登録料を定めた四二条二項が削除されたことに伴い、該当箇所を改正した。

平成二六年の一部改正においては、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、四項を新設し、一項に規定する期間について救済規定を整備した。

平成二十七年の一部改正においては、「第一項に規定する期間」について明確化する旨の修正を行った。  
令和三年の一部改正において、四二条が改正されたことに伴い、形式的な修正を行った。

(利害関係人による登録料の納付)

第四三条の二 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(本条追加、平二七法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成二十七年の一部改正において、特許法一一〇条一項を改正して「利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者」が特許料を納付することができる旨を規定したが、意匠権に係る登録料については、従前のとおり利害関係人に限りその納付を許容することとするため、改正前の四五条（特許法の準用）から切り離して新たに規定したものである。

(登録料の追納)

第四四条 意匠権者は、第四十三条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が

経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。（改正、平二七法律五五）

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項〔登録料〕の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該意匠権者がその責めに帰することができない理由により第四十三条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(改正、令三法律四二)

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二三、平二七法律五五、令三法律四二)

〔旧法との関係〕 二二五条において特六二条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一一二条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法についても、登録料の場合(四二条)と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

また、平成二七年の一部改正において、四三条の二が新設されたことに伴い、一項及び四項に形式的な修正を行った。

さらに、令和三年の一部改正により、特許法と同様に、意匠権者の責めに帰することができない理由により納付期間内に登録料を納付することができなかった場合は、割増登録料の納付を免除する旨の規定を整備した。

## (登録料の追納による意匠権の回復)

第四四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から二月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。(改正、平三法律六三、令三法律四二)

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項(登録料の納付期限)に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

(本条追加、平六法律一一六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

特許法一一二条の二の(趣旨)を参照されたい。

## (回復した意匠権の効力の制限)

第四四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に、輸入をし、若しくは日本国内において製造若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品若しくは画像記録媒体等、日

本国内において建築若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物又は日本国内において作成若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像には、及ばない。(改正、令元法律三)

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができ、期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為(改正、平一四法律二四、令元法律三)

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為(追加、令元法律三)

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為(追加、令元法律三)

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為(本号追加、平一八法律五五)

四 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為(本号追加、令元法律三)

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為

五 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為（本号追加、令元法律三）

六 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為（本号追加、令元法律三）

イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの出出をした行為

ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその出出をした行為

七 当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持した行為（本号追加、令元法律三）

（本条追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の三の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成六年の一部改正において、TRIPS協定二八条の規定に従い、特許法二条三項における発明の実施行為に「譲渡若しくは貸渡し」の申出が規定されたことに合わせ、必要な改正を行った。

また、平成一四年の一部改正、平成一八年の一部改正及び令和元年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。なお、令和元年の一部改正においては、建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、一項について所要の改正を行うとともに、二項について四号から七号までを新設し、建築物及び画像についても物品と同様に回復した意匠権の効力の及ばない範囲を規定した。さらに、令和三年の一部改正において、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が「輸入」に含まれるものとした(二条二項)ことに伴い、本条の「輸入」する行為にも同様の行為が含まれることとした。

(特許法の準用)

第四五条 特許法第百十一条第一項(第三号を除く。)から第三項まで(既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。(改正、昭六二法律二七、平二六法律三六、平二七法律五五)

(旧法との関係) 二二五条において特許法を準用

(趣旨)

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。特許法一〇九条(特許料の減免又は猶予)を準用しなかった理由は既に四三条の解説で述べたところである。

平成二六年の一部改正において、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、同法一一一条新設三項の規定を新たに準用することとし、既納の登録料の返還請求期間(四五条において準用する特一一一条二項)について救済規定を整備した。

平成二七年の一部改正において、形式的な修正を行った理由は既に四三条の二の解説で述べたところである。

## 第五章 審判

(拒絶査定不服審判) (見出し改正、平一五法律四七)

第四六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日

から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。(改正、平一五法律四七、平二〇法律一六)

2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。(改正、平六法律一一六、平一五法律四七)

(旧法との関係) 二四条

(趣旨)

特許法二二一条の〔趣旨〕を参照されたい。

匠 法 1359 意

平成一五年の一部改正において、個々の審判を独立した名称で規定した。例えば四六条一項の審判は、従前より拒絶査定に対する審判、あるいは単に拒絶査定不服審判との名称を使用することが定着していたことから、他の法律における審判との区別を付け、審判名称を分かりやすいものとするため、法律全般にわたり、「第四十六条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」と規定した。同様に、「第四十七条第一項の審判」及び「第四十八条第一項の審判」についても、

それぞれ「補正却下決定不服審判」及び「意匠登録無効審判」と規定した。

また、平成二〇年の一部改正前は、拒絶査定不服審判の請求期間を拒絶査定の際の送達があった日から「三十日」以内としていたが、拒絶査定を受けた出願人に対する手続保障を充実させる観点から、同改正により当該期間を「三月」に拡大した。

〔補正却下決定不服審判〕（見出し改正、平一五法律四七）

- 第四七条 第十七条の二第一項（補正の却下）の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三月以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。（改正、昭六〇法律四一、平五法律二六、平一五法律四七、平二〇法律一六）
- 2 前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。（改正、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、補正却下の決定に対して不服のある出願人は、補正却下決定不服審判を請求することにより、補正却下の適否を争うことができる旨を規定したものである。

平成五年の一部改正において、特許法においては、補正却下決定不服審判の制度が廃止されたが、意匠法においては、以下の理由から補正却下決定不服審判を存続させることとした。

- (1) 特許法で認められているように広範な補正を行うこと（一部改正前特四一条）が認められていないため、補正がな

されることによる権利付与の遅延等の弊害も生じていないこと。

(2) 願書の記載及び図面等が意匠の内容となることから、願書の記載又は図面等に本質的な変更を加える補正は、要旨変更該当する場合がほとんどであるため、補正がなされた場合であっても、要旨変更か否かの判断を行うに当たり、解釈が入り込む余地が余り多くなく、客観的な判断が可能であるため、補正却下処分について争いがある場合も、その審理にさほどの時間を要することはないため、迅速な権利付与の障害とならないこと。

なお、平成一五年の一部改正において、四七条一項の審判を補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。また、平成二〇年の一部改正前は、補正却下決定不服審判の請求期間を補正却下の決定の謄本の送達があった日から「三十日」以内としていたが、補正却下の決定を受けた出願人に対する手続保障を充実にさせる観点から、同改正により当該期間を「三月」に拡大した。

(意匠登録無効審判) (見出し改正、平一五法律四七)

第四八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無

効審判を請求することができる。(改正、平一五法律四七)

一 その意匠登録が第三条、第三条の二(意匠登録の要件)、第五条(意匠登録を受けることができない意匠)、第九条第一項若しくは第二項(先願)、第十条第六項(関連意匠)、第十五条第一項において準用する特許法第三十八條(共同出願)又は第六十八條第三項において準用する同法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定に違反してされたとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八條の規定に違反してされた場合)にあつては、第二十六條の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。(改正、昭六二法律二七、平一〇法律五一、平一八法律五五、平二三法律六三、令元法律三二)

- 二 その意匠登録が条約に違反してされたとき。
- 三 その意匠登録がその意匠について意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたとき（第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。（改正、平二三法律六三）
- 四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。
- 2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第三号に該当することを理由とするものは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。（本項追加、平一五法律四七、改正、平二三法律六三）
- 3 意匠登録無効審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。
- 4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。（改正、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 一七条及び二二条

〔趣旨〕

本条一項は、審判により意匠登録を無効にすべき場合について規定したものである。この規定は一七条の拒絶査定をする場合と同様、意匠登録を無効にすべき理由を制限的に列挙したものであって、本項に掲げる理由以外の理由によつ

ては意匠登録を無効にすることができない。また、意匠登録を無効にするのは本項の審判による場合のみであって、裁判所その他の機関は意匠登録を無効にする処分をすることができない。なお、侵害訴訟の対象となっている意匠権については、本項の規定によりその意匠登録が無効にされない限り、裁判所はその意匠権は有効なものとして裁判しなければならぬが、侵害訴訟において、当該意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、当該訴訟におけるその意匠権の行使は許されない（意四一条で準用する特一〇四条の三。趣旨については特一〇四条の三の〔趣旨〕を参照されたい。）。

なお、平成一〇年の一部改正において、三条の二及び一〇条二項を追加し、一部改正前八条二項及び一〇条一項を削除した。一七条の拒絶査定をすべき理由としては、一〇条一項と二項が規定されているが、意匠登録された後に本意匠と関連意匠が類似していないという理由で意匠登録を無効とするのは意匠権者にとって酷であるということから、一〇条一項に関しては無効にすべき理由から外すこととした。

また、平成一八年の一部改正において、二七条一項ただし書の規定に違反した関連意匠の出願を防ぐために規定された一〇条二項を新たな無効理由として追加し、一〇条二項の新設に伴い二項から条文移動した三項も引き続き無効理由とした。

さらに、令和元年の一部改正において、一〇条三項が削除されたことに伴い、当該規定を無効理由から削除した。他方、一〇条二項から条文移動した六項は引き続き無効理由として規定している。なお、一〇条四項は一〇条一項と同様の理由で無効理由から除外している。

一項一号中、三条違反とは工業上利用することができない意匠について意匠登録された場合や、新規性、創作性を有しない意匠について意匠登録された場合であり、三条の二違反とは意匠公報に掲載された先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠が意匠登録をされた場合であり、五条違反とは公益的な理由に基づく不登録事由に違反して意匠登録さ

れた場合であり、九条違反とは先願でない意匠登録出願に意匠登録がされた場合であり、一〇条六項違反とは、本意匠の意匠権に既に専用実施権が設定されているにもかかわらず本意匠に係る関連意匠について意匠登録がされた場合であり、特許法二五条違反とは権利の享有能力のない外国人が特許を受けた場合であり、特許法三八条違反とは共同出願の規定の違反である。また、一号及び三号の括弧書は、平成二三年の一部改正において、意匠権の移転の特例（二六条の二）が規定されたことに伴い設けられたものである。詳細については特許法一二三条の「趣旨」を参照されたい。

四号は、後発的な事由によって無効にする場合であって、外国人が意匠登録後に意匠権を享有することができなくなった場合及び意匠登録後に条約が改正されて意匠登録の際には適法であったものが、その後、条約に違反するようになった場合である。

二項は、平成一五年の一部改正により追加された規定であり、意匠法に基づき付与される権利も特許法と同様に対世的効力を有するものであることから、冒認及び共同出願違反以外の無効理由について、特許法と同様、請求人適格を拡大し、何人も請求可能であることを明記した。なお、平成二三年の一部改正前は、冒認及び共同出願違反の無効理由についての請求人適格は利害関係人に限定されていたが、同改正ではさらに真の権利者（意匠登録を受ける権利を有する者に限定することとした。これらの詳細については特許法一二三条の解説を参照されたい。また、同改正では、四八条一項の審判を意匠登録無効審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

三項は、意匠登録の無効の効果が遡って生ずることとも関連して、意匠登録無効審判を意匠権の消滅後にも請求することができる旨を規定したものである。例えば意匠権の存続期間満了による消滅後に存続期間中の侵害行為に対する損害賠償の請求がされた場合、その請求をされた相手方は、意匠権の消滅後であってもその意匠登録について意匠登録無効審判を請求することができ、もし請求が容認されればその意匠権は初めから存在しなかったことになる（四九条）ので、損害の賠償をする必要がなくなる。

四項は、主として当該審判について利害関係のある者に参加の機会を与える意味において、審判の請求があった旨を通知することとしたものである。

## 〔同前〕

第四九条 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が前条第一項第四号〔後発的な無効理由〕に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。（改正、平五法律二六、平一〇法律五一）

〔旧法との関係〕 二五条において特五八条の規定を準用

## 〔趣 旨〕

本条は、無効審決の効果について規定したものであり、平成五年の一部改正において、一部改正前五〇条が移動したものである。

なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠制度の廃止により類似意匠の意匠登録がなくなったことに伴い、一項の該当部分を改正した。また、本意匠の意匠登録が無効になった場合、類似意匠の意匠登録も無効になるべき旨を規定していた一部改正前二項及び類似意匠の意匠登録が無効にされたときについて規定していた一部改正前三項を削除した。

(審査に関する規定の準用)

第五〇条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

(本項追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六、平二〇法律一六)

2 第十八条〔意匠登録の査定〕の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項〔拒絶査定不服審判における特則〕の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。(改正、昭六〇法律四一、平五法律二六)

3 特許法第五十条〔拒絶理由の通知〕の規定は、拒絶査定不服審判において査定理由と異なる拒絶理由を發見した場合に準用する。(改正、昭六〇法律四一)

(改正、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二五条において特一一三条一項の規定を準用

〔趣 旨〕

本条は、拒絶査定不服審判に審査の章の規定のうち必要なものを準用すべき旨を規定したものであり、平成五年の一部改正において、一部改正前五一条が移動したものである。特許法でいえば一五九条に相当するが、意匠法に特許法一五九条をそのまま準用することはできないので、本条に特別の規定を設けた。なお、一項は昭和六〇年の一部改正で追加された規定であり、特許法及び実用新案法では補正却下後の新出願制度が廃止され、意匠法では存置されたことか

ら、本条に特段の規定を設けた（一七条の三参照）。

さらに、従来は、五二条において特許法一五九条一項の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において、同項において準用する同法五三条（補正の却下）の規定が改正されたため、意匠法において同法一五九条一項の規定をそのまま準用することができなくなつたため、同項に相当する規定を一項に設け、拒絶査定不服審判（四六条一項）において、補正の却下（一七条の二）、補正却下後の新出願（一七条の三）の規定を準用することとした。また、二項においても、五一条を新設したことに伴い、引用箇所を改めた。

なお、平成一五年の一部改正において、四六条一項の審判及び四七条一項の審判を、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

なお、平成二〇年の一部改正において、補正却下の決定の謄本の送達後に審決を行つてはならない期間、及び補正却下後の新出願が可能な期間については、一項に読替規定を置くことにより、従来どおり三〇日とすることとした。これは意匠法での拒絶査定不服審判中に審判官によつてなされた補正却下（五〇条一項において準用する一七条の二第一項）に不服がある場合には、東京高等裁判所に出訴することができるが（五九条一項、この出訴期間については、審判において審査と比べてより慎重な審理が行われるため、それに対して取消訴訟を行うかどうかの判断は比較的容易に行うことができる）と考えられることから、決定の謄本の送達があつた日から三〇日とする現行制度を維持することとしたことによるものである（五九条二項において準用する特一七八条三項は平成二〇年の一部改正において改正されていない。）。

（補正却下決定不服審判の特則）**㊦**（見出し改正、平一五法律四七）

**第五一条** 補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件に

ついて審査官を拘束する。（改正、平一五法律四七）

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、補正却下決定不服審判（四七条一項）の特則について規定したものである。

平成五年の一部改正では特許法において補正却下決定不服審判が廃止され、従前の意匠法五二条において準用していた特許法一六二条（補正却下決定不服審判の特則）の規定が削られたため、同条に相当する規定を新たに設けたものである。

なお、平成一五年の一部改正において、四七条一項の審判を補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

（特許法の準用）

第五二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十一条の二（第一項第三号及び第二項第一号を除く。）

から第三百三十四条まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで（審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替

えるものとする。(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平八法律六八、平二五法律四七、平三三法律六三)

〔旧法との関係〕 二条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。特許法第六章の「審判」(二二一条から一七〇条まで)のうち、一二一条から一二五条まで、一五九条及び一六〇条三項は、いずれも相当する規定がこの法律にあるため準用されない。また、一二六条から一二八条まで、一三一条三項及び四項、一六五条及び一六六条は訂正審判に関する規定であるが、訂正審判がない意匠法には準用の余地がない。一五五条三項及び四項の準用を除外したのは、意匠法では二以上の意匠を包含する出願を認めなかったためである。

なお、昭和四五年の一部改正において、特許法において採用された審査前置制度は、意匠法においては採用しないこととしたので、該当条文を準用規定から除外する旨の改正を行った。

また、平成五年の一部改正における特許法の改正に伴い、①意匠法においては、訂正制度が設けられていないため、特許法一三四条二項及び五項(現一三四条の二第一項及び五項(特許無効審判の手續における訂正))の規定の準用を除外すること、②特許法一五九条一項において準用する特許法五三条(補正却下)の規定が改正され、意匠法においてそのまま準用することができなくなったため、同項の準用を除外すること(同項に相当する規定を五〇条一項に新設)、③特許法一二二条一項(補正却下決定不服審判)の廃止に伴い、特許法一六二条及び一六三条(補正却下決定不服審判の特則)が削除されたため、これらの規定の準用を除外すること(特一六二条に相当する規定を五一一条に新設するとともに、特一六三条については、本条後段で一六一条を讀替へ)、④特許法一六九条三項で特許法一二二条一項(補正却下決定不服審判)が削除されたため、本条後段で讀み替へることの改正を行った。

平成八年の一部改正において、特許法に一三三条の二（不適法な手続の却下）の規定を新設したことに伴い、同条の準用を追加した。

なお、特許法一三一条一項及び二項を準用しているが、平成一〇年の一部改正により、無効審判において審判請求書の理由の要旨を変更するような補正を認めないこととした（特一三二条の〔趣旨〕を参照）。

平成一五年の一部改正において特許法に新たに規定された一三一条の二第二項一号、一三四条の二及び一三四条の三についてはいずれも審判における訂正に係る規定であるが、意匠法においては訂正制度が設けられていないため、当該条文を準用から除外した。また、四六条一項の審判及び四七条一項の審判を、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

平成二三年の一部改正において、新たに特許法に規定された一三一条の二第一項三号及び一五六条二項については審判における訂正に係る規定であるが、意匠法においては訂正制度が設けられていないため、当該条文を準用から除外している。また、同様の理由から審決の予告の制度を導入する必要がないため、「特許無効審判以外の審判においては、「事件が」を、「事件が」と読み替えて、従来どおりとしている。

## 第六章 再審及び訴訟（改正、昭三七法律一六一）

### （再審の請求）

- 第五三条 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。（改正、平八法律一一〇）
- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。（改正、平八法律一一〇）

〔旧法との関係〕 二二五条において特一一二条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七一条の〔趣旨〕を参照されたい。

### （同前）

- 第五四条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。
- 2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

〔旧法との関係〕 二二五条において特一一二八条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（再審により回復した意匠権の効力の制限）

第五五条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意に輸入をし、若しくは日本国内において製造若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品若しくは画像記録媒体等、善意に日本国内において建築若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る建築物又は善意に日本国内において作成若しくは取得をした当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像には、及ばない。（改正、令元法律三）

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為（改正、平一四法律二四、令元法律三）

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為（追加、令元法律三）

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為（追加、令元法律三）

- 三 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為  
(本号追加、平一八法律五五)
- 四 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為(本号追加、令元法律三)
- イ 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為
- ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為
- 五 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を譲渡又は貸渡しのために所有した行為(本号追加、令元法律三)
- 六 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について行つた次のいずれかに該当する行為(本号追加、令元法律三)
- イ 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為
- ロ 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をした行為
- 七 善意に、当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像を電気通信回線を通じた提供のために保有した行為又は当該登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を譲渡、貸渡し若しくは輸出のため

めに所持した行為（本号追加、令元法律三）

（改正、平六法律二一六）

〔旧法との関係〕 二二五条において特一二五条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七五条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成六年の一部改正において、TRIPS協定二八条の規定に従い、特許法二条三項における発明の実施行為に「譲渡若しくは貸渡しの申出」が規定されたことに合わせ、必要な改正を行った。

また、平成一四年の一部改正、平成一八年の一部改正及び令和元年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。なお、令和元年の一部改正においては、建築物及び画像を意匠の定義に追加したことに伴い、一項について所要の改正を行うとともに、二項について四号から七号を新設し、建築物及び画像についても物品と同様に回復した意匠権の効力の及ばない範囲を規定した。さらに、令和三年の一部改正において、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が「輸入」に含まれるものとした（二条二項）ことに伴い、本条の「輸入」する行為にも同様の行為が含まれることとした。

（同前）

第五八条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠

登録出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備を

している者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

〔旧法との関係〕 二二五条において特一二六条の規定を準用

〔趣 旨〕

特許法一七六条の〔趣旨〕を参照されたい。

（審判の規定の準用）

第五七条 第五十条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。（改正、

平五法律二六、平一五法律四七）

2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。（本項追加、平五法律二六、

改正、平一五法律四七）

（本条追加、昭六〇法律四二）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、再審において審判の規定を準用する旨を規定したものであり、平成五年の一部改正において、従来の五六条の二が移動したものである。

一項は、拒絶査定不服審判の確定審決の再審において審判の規定を準用する規定であり、従来は、一七条の三（補正

却下後の新出願)を準用する五一条一項のみを準用し、その他の規定は、五七条一項において特許法一七四条一項(拒絶査定不服審判の確定審決の再審における審判の規定の準用)の規定を準用していた。平成五年の一部改正においては、特許法一七四条一項で準用する同法一五九条一項において準用する同法五三条の規定が改正され、同法一五九条の規定をそのまま準用することができなくなったため、同法一七四条一項に相当する規定を五八条二項に新設するとともに特許法一五九条に相当する規定を本項において準用することとした。

二項は、平成五年の一部改正で新設されたものであり、特許法において補正却下決定不服審判が廃止されたことに伴い、特許法一七四条二項(補正却下決定不服審判の確定審決の再審における審判の規定の準用)の規定が削除されたため、同項で準用する特許法一六二条の規定に相当する五一条の規定を四七条一項の審判(補正却下決定不服審判)の確定審決の再審において準用する旨を規定したものである。なお、従来の特許法一七四条二項において準用していたその他の規定については、五八条三項で準用している。

なお、平成一五年の一部改正において、四六条一項の審判及び四七条一項の審判を、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

(特許法の準用)

**第五八条** 特許法第七十三条〔再審の請求期間〕及び第七十四条第五項〔審判の規定等の準用〕の規定は、再審に準用する。(改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一五法律四七、平二六法律三六)

2 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第二項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十

条、第六百六十七条の二本文、第六百六十八条、第六百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。（本項追加、平五法律二六、改正、平八法律六八、平一五法律四七、平三三法律六三）<sup>㊦</sup>

3 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第六百六十七条の二本文、第六百六十八条、第六百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。（本項追加、平五法律二六、改正、平八法律六八、平一五法律四七、平三三法律六三）<sup>㊦</sup>

4 特許法第七十四条第三項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。（本項追加、平六法律一一六、改正、平一五法律四七、平二六法律三六）

（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 二二五条

〔趣 旨〕

本条は、再審において特許法の規定を準用する旨を規定したものであり、平成五年の一部改正において、従来の五七条が移動したものである。

一項は、再審の請求期間について定めた特許法一七三条及び民事訴訟法三四八条一項（審理の範囲）を準用する特許法一七四条五項を再審において準用するものである。

二項は、平成五年の一部改正において新設されたものであり、従来の特許法一七四条一項（拒絶査定不服審判の確定審決の再審における審判の規定の準用）で準用する同法一五九条一項において準用する同法五三条の規定が改正され、同法一七四条一項の規定をそのまま準用することができなくなったため、四六条一項の審判（拒絶査定不服審判）の確定審決に対する再審について必要となる特許法の審判の規定を準用したものである。なお、平成八年の一部改正において、特許法に一三三条の二（不適法な手続の却下）の規定を新設したことに伴い、同規定の準用を追加した。また、平成一五年の一部改正において、特許法一三二条の二の規定を新設したが、拒絶査定不服審判では、審判請求書の請求の理由の補正に関する制限がないため、請求の理由の補正について例外的に要旨を変更する補正を許容する規定である特許法一三二条の二第一項ただし書及び同条二項以降の規定については、意匠法では準用から除外した。また、平成二三年の一部改正において、特許法に規定された一五六条二項、一六七条の二第一号、二号及び三号については、審判における訂正に係る規定であるが、意匠法においては訂正制度が設けられていないため、当該条文を準用から除外している。

三項も、平成五年の一部改正で新設されたものであり、特許法において補正却下決定不服審判が廃止されたことに伴い、特許法一七四条二項（補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審における審判の規定の準用）の規定が削除されたため、四七条一項の審判（補正却下決定不服審判）の確定審決に対する再審について必要となる特許法の審判の規定を準用したものである。なお、二項と同様に、平成八年の一部改正で、特許法一三三条の二の規定の準用を追加した。また、二項と同様に、平成一五年の一部改正において、特許法一三二条の二の規定を新設したが、補正却下決定不服審判では、審判請求書の請求の理由の補正に関する制限がないため、請求の理由の補正について例外的に許容する規定である特許法一三二条の二第一項ただし書及び同条二項以降の規定については、意匠法では準用から除外した。

また、平成二三年の一部改正において、特許法に規定された一五六条二項、一六七条の二第一号、二号及び三号については、審判における訂正に係る規定であるが、意匠法においては訂正制度が設けられていないため、当該条文を準用から除外している。

四項は、平成六年の一部改正において新設されたものであり、従来は一項において規定していた四八条一項の審判（意匠登録無効審判）の確定審決に対する再審における特許法の準用規定を移動したものである。

なお、平成一五年の一部改正において、四六条一項の審判、四七条一項の審判及び四八条一項の審判を、拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判及び意匠登録無効審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。平成二六年の一部改正においては、形式的な改正を行った。

（審決等に対する訴え）

第五九条 審決に対する訴え、第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第十七条の二第一項（補正の却下）の規定による却下の決定に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。（改正、平五法律二二六）

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）、第七十九条（被告適格）、第八十条第一項（出訴の通知等）及び第八十条の二から第八十二条まで（審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。（改正、平五法律二二六、平一五法律四七、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 二二五条において特二二八条ノ二の規定を準用

〔趣 旨〕

特許法一七八条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、特許法一五九条一項で準用する同法五三条の規定が改正され、同法一五九条一項の規定をそのまま準用することができなくなり、同項に相当する規定を五〇条一項に新設したことから、準用関係が改正された。また、平成一五年の一部改正において、特許法が改正されたことに伴い準用関係を整理した。なお、意匠法においては、「キャッチボール」現象による弊害（特二二六条を参照）がないため、差戻し規定に係る特許法一八一条二項から四項の規定は準用していなかったが、平成二三年の一部改正で旧二項から旧四項が削除され、旧五項が二項に繰り上がったため、同法一八一条の規定をそのまま準用することとした。また、新たに特許法に規定された一八〇条二項については、請求項に係る規定であるが、意匠法では二以上の意匠を包含する出願を認めていないため、当該条文を準用から除外し、さらに、特許法一八二条一項二号については、「訴えに係る請求項を特定するために必要な」を、「旨を記載した」と読み替えることとした。

（対価の額についての訴え）

第六〇条 第三十三条第三項又は第四項〔通常実施権の設定の裁定〕の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。（改正、昭五〇法律四六）

2 特許法第八十三条第二項（出訴期間）及び第八十四条（被告適格）の規定は、前項の訴えに準用する。

（改正、昭三七法律一四〇、昭五〇法律四六）

〔旧法との関係〕 二二五条において特二二八条ノ七の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一八三条の〔趣旨〕を参照されたい。

第六〇条の二 削除（削除、平二六法律六九）

〔参 考〕

本条は、特許法一八四条の二の準用を規定したものであったが、同条の削除に伴い、本条も削除された。

第六章の二 ジュネーブ改正協定に基づく特例（本章追加、平二六法律三六）

第一節 国際登録出願

（国際登録出願）

第六〇条の三 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人は、特許庁長官に意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第一条(ii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができ、この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

2 前項の規定による国際出願（以下「国際登録出願」という。）をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、日本国特許庁を通じて国際出願（国際登録出願）ができる旨及びその主体並びに出願時の願書等の提出義務について規定したものである。ジュネーブ改正協定三条及び四条(1)(a)の規定により、締約国の国民等については、WI

P O 国際事務局に対して直接に、又は当該締約国を通じて意匠に係る国際出願ができることとされている。また、必要な提出物（願書等）については、ジュネーブ改正協定五条(1)に規定されている。

一項は、日本国特許庁を通じた国際出願（日本国を指定締約国としているか否かを問わない。）について定めている。日本国特許庁を通じて国際出願をすることができる主体については、ジュネーブ改正協定三条及び四条の規定を踏まえ、「日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人」と規定した。

また、ジュネーブ改正協定の国際出願に際しては、特許協力条約と同様、締約国官庁を通じた出願と W I P O 国際事務局への直接出願の両方が認められる（ジュネーブ改正協定四条(1)(a)）ため、本項の前段については、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律二条に倣い、「出願をすることができる」と規定し、W I P O 国際事務局に対して直接に出願をするのか、それとも日本国特許庁を通じて出願するのかは、出願人の選択に委ねることとした。

また、ジュネーブ改正協定には、二人以上が共同出願する場合の要件についての明文の規定はないが、共同出願者全員が国際登録出願の出願人適格を有している必要があるものと解される。将来、下位規則改正や W I P O 国際事務局の運用変更による要件緩和等が行われる可能性があるため、それらに迅速に対応すべく、二人以上が共同出願する場合の要件については、経済産業省令に委任することとした。

二項は、国際登録出願の願書及びその添付物件等の提出義務を規定している。ジュネーブ改正協定上、国際出願は下位規則で定められた言語（英語、フランス語又はスペイン語）で記載する必要があるため、「外国語で作成した願書」を提出しなければならない旨を規定し、許容される言語については経済産業省令に委任することとした。また、ジュネーブ改正協定の規定上、出願時に提出が必要な資料として意匠の見本等を提出する場合がある（ジュネーブ改正協定五条(1)(iii)）ことから、「必要な物件を提出しなければならない」と規定するとともに、願書の記載事項及び形式並びに提出すべき物件の詳細についてはジュネーブ改正協定の下位規則に規定されていることから、その詳細は経済産業省令に委任

することとした。

〔意匠登録出願に関する規定の準用〕

第六〇条の四 第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第十

八条第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

（本条追加、平二六法律三二六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、国際登録出願の出願人が送付手数料を納付しない場合に特許庁長官が補正命令等の措置を実施するための規定である。

ジュネーブ改正協定四条(2)の規定により、締約国官庁は、当該官庁を通じた国際出願について、WIPO国際事務局への送付手数料を徴収することが認められている（当該手数料の納付については、意六七条一項四号に規定）。

当該手数料の徴収を確実にを行うため、六八条二項において準用する特許法一七条三項三号の規定を国際登録出願に準用することで、送付手数料を納付しない者に対して特許庁長官が手続の補正を命ずることを可能にするともに、六八条二項において準用する特許法一八条一項の規定を国際登録出願に準用することで、当該補正命令に応じない場合に国際登録出願手続を却下することを可能とすることとした。

（経済産業省令への委任）

第六〇条の五 前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基

づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平二六法律三二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、国際登録出願に関し、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するために必要な事項の細目について、経済産業省令で定めることとしたものである。

## 第二節 国際意匠登録出願に係る特例

(国際出願による意匠登録出願)

第六〇条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(vii)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第一条(vi)に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表(以下「国際公表」という。)がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなす。(改正、令元法律三)

2 二以上の意匠を包含する国際出願についての前項の規定の適用については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠」とにされた意匠登録出願」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係るジュネーブ改正協定第一条(iii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。（改正、令元法律三）

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所 国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品	意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途（上欄に掲げる製品が建築物又は画像である場合において、当該製品に係る国際登録簿に記録された事項から当該建築物又は画像の用途を認識することができる。）

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された意匠は、第六条第一項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなす。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

## 〔趣 旨〕

本条は、所定の要件を満たす国際出願を国内の意匠登録出願（国際意匠登録出願）として処理するための規定である。

ジュネーブ改正協定一四條(1)において、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と同一の効果を少なくとも有する旨が規定されていることから、ジュネーブ改正協定上の手続を踏んで我が国における意匠登録を受けようとする国際出願について、我が国への意匠登録出願と同様に処理すべく、必要な規定を整備した。

一項は、我が国を指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたものについては、その国際登録の日にされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。

また、ジュネーブ改正協定上、国際出願が国際登録されたこと及びその内容について各国特許庁が確実に把握し、手続を開始できるのは、国際公表後であるため、我が国を指定締約国とする国際出願であつて、その国際登録について国際公表がされたものを我が国への意匠登録出願とみなすこととした。これにより、国際意匠登録出願に係る特許庁に対する手続（手続補正書の提出、出願変更手続等）については、国際登録の国際公表後に初めて可能となる。

なお、将来の規則及び運用改正による要件変更等により、意匠登録出願とみなす対象を特定する必要がある事態（例えば国際登録の対象となる意匠ごとに締約国の指定を取り下げる等の運用が可能となる場合）があり得るため、かかる事態に迅速に対応すべく、「経済産業省令で定めるところにより」意匠登録出願とみなす旨を規定した。

さらに、令和元年の一部改正において、六〇條の二第二項の改正に伴い形式的な改正を行った。

二項は、ジュネーブ改正協定五條(4)の規定により、一の国際出願には複数の意匠を含むことができることから、こうした複数意匠を含む国際登録についてもそれぞれが国際登録の日にされた意匠登録出願として適切に処理すべく、二以上の意匠を含む国際出願については、国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定したものである。

三項及び四項は、国際登録簿に記録された事項を六条一項に規定する願書の記載事項等とみなす旨を規定したものである。なお、六条一項は願書の記載事項と図面の記載事項を規定していることから、前者を三項、後者を四項として、項を分けて規定することとした。

また、令和元年の一部改正において、六条一項三号を改正したことから、三項の表下欄について必要な改正を行った。

(意匠の新規性の喪失の例外の特例)

第六〇条の七 第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面

及び証明書を、同条第三項の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。(改正、令三法律四二)

2 前項に規定する出願人が、その国際出願と同時に証明書をジュネーブ改正協定第一条(四)に規定する国際事務局

(以下「国際事務局」という。)に提出したときは、第四条第三項の規定の適用については、証明書をジュネーブ

改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日の特許庁長官に提出したものとみなす。(本項追加、令三法律四二)

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の適用に必要な手続に係る特例を定めたものである。

各指定締約国は、国際公表の後になって初めて、自国を指定する国際登録(及びこれに係る国際出願)の内容を知り得

ることとなる。他方、我が国の意匠法では、三条一項の規定により、一旦公開されて新規性を喪失した意匠については意匠登録を受けることができないこととしているところ、四条の規定により、意匠登録を受ける権利を有する者の行為により、かかる意匠が公開された場合（同条二項）には、新規性の喪失の例外の適用を受けようとする旨にかかる意匠登録出願の際に提示し、かつ、当該意匠登録出願の日から三〇日以内に必要な書面（証明書）を提出すれば（同条三項）、その意匠は新規性を喪失しなかったものとして取り扱われる。

以上の点に鑑み、一項において、国際意匠登録出願についても四条二項の適用が受けられるよう、新規性の喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面及び証明書の提出については、国際公表の日後、一定期間内であれば可能な旨を規定することとした。なお、国際意匠登録出願については、ジュネーブ改正協定一四条(2)(a)の規定により、拒絶通報が可能な期間内に当該通知をしないまま当該期間が満了すると、指定締約国における保護の効果が発生することとなる。このため、国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の適用を受けるためには、当該期間の満了前にその手続を行う必要があるが、ジュネーブ改正協定一二条(2)(a)の規定により、当該期間は下位規則により定めることとしているから、書面の提出期間については、経済産業省令に委任することとした。

二項は、令和三年の一部改正において追加されたものであり、国際出願の出願人が、ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の願書とともに、証明書を提出することができるよう、当該証明書をWIPO国際事務局に提出したときは、国際登録の日に特許庁長官に提出したものとみなす旨を規定した。

#### （関連意匠の登録の特例）

第六〇条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願で

ある場合における第十条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項

において同じ。)の規定の適用については、同条第一項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。(改正、令元法律三)

2 本意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。(本項追加、令元法律三)

3 基礎意匠に係る一又は二以上の関連意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第八項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする。(本項追加、令元法律三)

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣 旨)

一項は、六〇条の一〇で、国際意匠登録出願に係る優先権の主張について、その根拠をジュネーブ改正協定の規定にしたことに伴い、必要な読替規定の整備を行ったものである。

なお、令和元年の一部改正において、一〇条一項について同条五項で読替規定を設けたことに伴い、形式的な改正を行った。

二項及び三項は、令和元年の一部改正で新たに追加された規定であり、六〇条の一四第二項において、国際登録を基礎とした意匠権はその基礎とした国際登録が消滅したときは消滅したものとみなす旨が規定されていることとの関係

で、意匠権の消滅に係る規定の読替えについて規定するものである。

二項は、令和元年の一部改正で新たに追加された一〇条一項ただし書の読替規定である。一〇条一項ただし書は、①本意匠の意匠権が四四条四項（登録料の未納）の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は③放棄されたときは、当該本意匠について関連意匠の登録ができない旨を規定している。これは、本意匠が登録料の未納等で消滅した後にまで関連意匠を認めると、一度本意匠の消滅によりパブリック・ドメインとなった意匠について、後に登録された関連意匠の権利範囲となってしまう、第三者の利益を害するためである。そこで、国際登録を基礎とした意匠権について、前記①は、六〇条の二一第三項の規定により適用されないこととなるのでこれを除外する一方、六〇条の一四第二項の規定により意匠権が消滅した場合は、一〇条一項ただし書の趣旨と同じ趣旨で関連意匠の登録を認めるべきではないことから、「第四十四条第四項」を「第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。

三項は、令和元年の一部改正で新たに追加された一〇条八項の読替規定である。同項は、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠が複数登録される場合において、①関連意匠の意匠権が四四条四項（登録料の未納）の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は③放棄されたときは、当該関連意匠については、三条一項及び二項の規定の適用除外の対象としない旨を規定している。これは、既に意匠権が消滅した関連意匠についても三条一項及び二項の適用を除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなり、前項と同様に不適切であるためである。

そこで、基礎意匠に係る関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠に国際登録を基礎とした意匠権が含まれる場合には、当該国際登録を基礎とした意匠権について前記①は、六〇条の二一第三項の規定により適用されないこととなるので、これを除外する一方、当該国際登録を基礎とした意匠権が六〇条の一四第二項の規定により意匠権が消滅した場合は、一〇条八項の趣旨と同じ趣旨で関連意匠の登録を認めるべきではないことから、「第四十四条第四項」

を「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。なお、「第六十条の十四第二項」ではなく、「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする理由は、一〇条八項は基礎意匠に係る関連意匠が複数存在する場合を前提としており、当該二以上の意匠の中に、国際登録を基礎とする意匠権と国内で出願された意匠権との両方が含まれる場合、単に「第六十条の十四第二項」と読み替えてしまうと、国内で出願された意匠権についての消滅を規定できなくなってしまうことから、「第四十四条第四項」を「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」と読み替える必要があるためである。

(秘密意匠の特例)

第六〇条の九 国際意匠登録出願の出願人については、第十四条の規定は、適用しない。

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、国際意匠登録出願について秘密意匠の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定一〇条の規定により、国際登録はWIPO国際事務局による国際公表がされるため、国際意匠登録出願についても、その審査の前に国際公表されることが前提となる。

他方、我が国の意匠法一四条では、意匠権の設定の登録の日から最長三年間、その意匠を秘密にすることを請求できる旨を規定している。前述のとおり、国際意匠登録出願は既に国際公表されており、その内容を秘密にすることはそもそも不可能となることから、国際意匠登録出願の出願人については同条の規定を適用しない旨を規定した。

(パリ条約等による優先権主張のの特例)

第六〇条の一〇 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条(同項において準用する同法第四十三条の第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。))並びに第十五条第三項において準用する同法第四十三条の第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の第三項の第二項の規定は、適用しない。(改正、平二七法律五五、平三〇法律三三、令元法律三)

2 特許法第四十三条第二項から第九項までの規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。(改正、平二七法律五五、平三〇法律三三、令元法律三)

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣 旨)

本条は、国際意匠登録出願についての優先権の主張のの特例を定めたものである。

我が国では、意匠登録出願についてパリ条約等による優先権を主張しようとする者は、優先権を主張する旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、また、その基礎とした出願に関するその他の関係書類(証明書等)を出願

の日から三月以内に特許庁長官に提出しなければならない（一五条一項で準用する特四三条及び四三条の三）。

国際出願については、ジュネーブ改正協定六条(1)の規定により、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴わせることができることとされている。その優先権の主張は、六八条四項で準用する特許法二六条の規定により、特段の追加的な手続を要することなく、日本国特許庁との関係においても適法な優先権の主張となる（意匠登録出願について一五条一項で準用する特四三条一項の規定により優先権の主張を行った場合と同様）が、証明書等の提出手続については、ジュネーブ改正協定上、国際出願に伴わせる手続とされていないため、日本国特許庁との関係における所要の手続規定を整備した。

国際意匠登録出願についての優先権の主張については、ジュネーブ改正協定上に各指定締約国に対して直接行うことを妨げる規定は置かれていないが、「締約国に対する出願手続の一元化」というジュネーブ改正協定の趣旨に鑑み、ジュネーブ改正協定六条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化することとした。このため、国際意匠登録出願については、日本国特許庁に優先権の主張をする場合の手続規定は適用しないこととした。

さらに、一五条一項で準用する特許法四三条の三第二項に規定する「特定国」（パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれでもない国）についての優先権の主張は、国際出願に際して国際事務局に対して優先権主張の手続を行うことがジュネーブ改正協定六条(1)(a)の規定によっては認められていないため、一五条一項において準用する特許法四三条の三第二項は、国際意匠登録出願について適用しないこととした。

また、証明書等の提出手続については、ジュネーブ改正協定上、国際出願に伴わせる手続とされていないため、証明書等は我が国に直接提出できることとし、証明書等の提出手続に係る特許法の規定を「ジュネーブ改正協定六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用することとした。この際、国際出願への優先権の主張の手続期間は、ジュネーブ改正協定六条(1)(b)の規定により下位規則に委任されていることから、証明書等の提出期間は経済産業省

令に委任することとした。

なお、平成二七年の一部改正において、一五条一項と同趣旨により、所要の改正及び必要な読替えを規定したものである。

また、平成三〇年の一部改正において、優先権書類の電子的交換を意匠分野においても導入するため、一五条一項と同趣旨により、所要の改正及び必要な読替えを規定した。

さらに、令和元年の一部改正において、パリ条約による優先権の主張の手續における注意喚起のための通知の整備及び救済措置の整備を行うため、一五条一項と同趣旨の改正及び必要な読替えを規定したが、一五条一項で準用する特許法四三条の二第一項に規定するパリ条約の例による優先権の主張は、国際出願に際して国際事務局に対して優先権主張の手續を行うことがジュネーブ改正協定六条(1)(a)の規定によっては認められていないため、一五条一項において準用する特許法四三条の二第一項は、国際意匠登録出願について適用しないこととした。

(意匠登録を受ける権利の特例)

第六〇条の二 国際意匠登録出願についての第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「意匠法第六十条の七第二項に規定する国際事務局」とする。(改正、令三法律四二)

2 国際意匠登録出願については、第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(本条追加、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、国際意匠登録出願について意匠登録を受ける権利の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定一六条(1)(i)の規定により、意匠登録を受ける権利(当該権利の基礎となる国際登録の所有権)の移転は国際登録簿に記録する必要がある、また、同条(2)の規定により、原則として当該記録は指定締約国内でも同一の効果を有する。

他方、一五条二項で準用する特許法三四条四項の規定により、意匠登録を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ効力を生じないため、国際意匠登録出願についての意匠登録を受ける権利の承継については、相続その他の一般承継の場合も含め、WIP O国際事務局への届出を効力発生要件とする必要がある。

一項は、国際意匠登録出願については、一五条二項で準用する特許法三四条四項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのを「国際事務局」と読み替えて準用する旨を規定したものである。

併せて、二項では、一五条二項において準用する特許法三四条五項及び六項(意匠登録を受ける権利の相続その他の一般承継があった場合における、特許庁長官に対する事後届出に係る規定)は適用しないこととした。なお、令和三年の一部改正において、形式的な修正を行った。

(国際公表の効果等)

第六〇条の二 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠

又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知つて意匠権の設定の登録前に業としてその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対しては、同様とする。

2 特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「出願公開後」とあるのは「国際公表後」と、同条第六項中「第一条、第四百四条から第四百四条の三まで、第四百五条から第四百五条の二の十二まで、第四百五条の四から第四百五条の七まで及び」とあるのは「意匠法第三十八条、同法第四十一条において準用する特許法第四百四条の二から第四百五条まで、第四百五条の二の十二及び第四百五条の四から第四百五条の六まで並びに意匠法第五十二条において準用する特許法」と読み替へるものとする。(改正、令元法律三、令三法律四二)

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、国際意匠登録出願に係る補償金請求権について規定したものである。

ジュネーブ改正協定一〇条の規定により、国際登録は各指定締約国での権利化より前にWIPO国際事務局による国際公表がされる。

我が国の意匠法では、意匠権の設定登録後に初めて意匠が公開されることとなっており、設定登録までの間に、第三

者に自己の意匠を実施（模倣）される懸念は小さいが、国際意匠登録出願に係る意匠についてあらかじめ国際公表がされてしまうと、こうした実施（模倣）による被害を受ける懸念が大きく拡大することとなる。

こうした問題に対応するため、設定登録前の産業財産権を保護する措置として、特許法における補償金請求権（特六五条及び一八四条の一〇）が存在する。補償金請求権は、公開された自己の発明を業として実施した第三者に対し、あらかじめ警告することにより、その発明について特許権が設定登録された後に実施料相当額の補償金の支払を請求することができるとの権利であり、公開による出願人の損失を補償する趣旨に立った制度である。

ここで、国際意匠登録出願に関して設定登録前の産業財産権を保護する措置として、特許法に倣い、補償金請求権に係る所要の規定の整備を行った。

一項は、国際公表後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告したときは、出願人は、その警告後から意匠権の設定登録までの間に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠の実施をした者に対し、補償金を請求できるとの旨、及び当該警告をしない場合でも、第三者がその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知って意匠の実施をしていれば、補償金の請求を行うことができる旨を規定したものである。

なお、意匠権の効力は登録意匠に加え、これに類似する意匠にまで及ぶことから（二三条）、補償金の請求は「国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施する」者に対して可能なものとした。

二項は、国際公表による補償金請求権の行使について、特許法の出願公開による補償金請求権を行使する場合の規定を準用することとしたものである。ここで、特許法六五条二項から六項までを準用する旨を規定し、併せて必要な読替規定を整備した。

また、令和元年の特許法等の一部改正において、査証制度が創設され、特許法一〇五条の二から一〇五条の一〇まで（査証人に対する査証の命令、査証人の指定等、忌避、査証、査証を受ける当事者が工場等への立入りを拒む場合等の効果、査証報

告書の写しの送達等、査証報告書の閲覧等、査証人の証言拒絶権、査証人の旅費等及び最高裁判所規則への委任）の規定が新設されたことに伴い、査証制度が準用されないよう、形式的な改正を行った。

さらに、令和三年の特許法等の一部改正において、第三者意見募集制度が創設され、特許法一〇五条の二の二（第三者の意見）の規定が新設されたことに伴い、同制度が準用されないよう、形式的な改正を行った。

#### （意匠登録の査定の特例）

第六〇条の二の二 国際意匠登録出願についての第十九条において準用する特許法第五十二条第二項の規定の適用については、特許庁長官は、査定（第十八条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。）に記載されている事項を、経済産業省令で定めるところにより、国際事務局を経由して国際登録の名義人に通知することをもつて、第十九条において準用する同項の規定による当該査定の謄本の送達に代えることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による通知が国際登録簿に記録された時に、同項に規定する送達があつたものとみなす。

（本条追加、令三法律四二）

#### 〔趣 旨〕

本条は、国際意匠登録出願についての登録査定の方式の特例について規定したものである。

国際意匠登録出願について登録査定がなされた場合、特許庁長官は、登録査定の謄本を出願人に送達しなければならず（意一九条で準用する特五二条二項）、出願人が在外者であつて国内代理人（意匠管理人）がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等に付して発送でき（意六八条五項で準用する特一九二条二項）、この場合、その発送の時に送達があつ

たものとみなされる（同条三項）。

また、日本国特許庁は、本送達の後には、意匠権の設定登録をするとともに、ジュネーブ改正協定に基づく規則一八規則の二に基づいて、国際事務局を經由して出願人に「保護の付与の声明」を電子的に通知している。

しかし、令和二年初頭から世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、一部の外国宛ての国際郵便の引受けが停止され、海外の出願人に対する登録査定の際本の送達に滞ったことにより、意匠登録の要件を満たしている国際意匠登録出願について意匠権の設定登録が遅れ、出願人が不利益を受けるといふ事態が生じた。そこで、令和三年の一部改正において本条を追加し、登録査定の際本の送達を、「保護の付与の声明」の電子的通知と一本化することができる規定を整備した。

一項は、特許庁長官が、出願人に対して、国際意匠登録出願に係る登録査定に記載すべき事項を、国際事務局を經由して、「保護の付与の声明」とともに電子的に通知することで、当該査定のの際本の送達に代えることができる旨を規定している。

二項は、国際事務局を經由して登録査定に記載した事項を通知した場合に、意匠権の設定登録の前提となる登録査定の効力発生の時点（すなわち、査定の際本の送達時点）を明確にし、その後の設定登録を円滑に行う必要があることから設けた規定である。「保護の付与の声明」を受理した国際事務局は、その内容を国際登録簿に記載する義務があり（ジュネーブ改正協定に基づく規則一八規則の二）、国際登録の名義人及び日本国特許庁が共に同局のウェブサイトで公開される国際登録簿の記録にアクセスしてその内容を了知できることから、国際登録簿への記録をもって登録査定のの際本の送達があったものとみなすこととした。

（意匠権の設定の登録の特例）

第六〇条の二三 国際意匠登録出願についての第二〇条第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」とする。(改正、令三法律四二)

(本条追加、平二六法律三六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、国際意匠登録出願の設定登録の特例について規定したものである。

ジュネーブ改正協定五条(1)(iv)の規定により、出願人は国際出願の際に、意匠権の設定登録のための登録料を含めた個別指定手数料(意六〇条の二第一項)をWIPO国際事務局にあらかじめ納付することとされている。

他方、二〇条二項では、登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から所定の期間内(四三条一項、三項又は四項)に四二条一項の規定による登録料の納付があったときに意匠権の設定登録をするものと規定している。

国際登録を基礎とした意匠権の設定登録は、その意匠権の設定登録のための登録料の納付を待つて行う必要がないことから、国際意匠登録出願については、意匠登録をすべき旨の査定(一八条)又は審決(五〇条二項)があったときに意匠権の設定登録をする旨を規定した。

令和三年の一部改正において、四二条が改正されたことに伴い、形式的な修正を行った。

(国際登録の消滅による効果)

第六〇条の一四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられたものとみな

す。

2 前条の規定により読み替えて適用する第二十条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、その基礎とした国際登録が消滅した場合の効果について規定したものである。

ジュネーブ改正協定上、例えばジュネーブ改正協定一六条(1)(iv)の規定による放棄がなされた場合、ジュネーブ改正協定一六条(1)(v)の規定による限定がなされた場合、ジュネーブ改正協定一七条(2)の規定による国際登録の更新がされなかった場合等については国際登録が消滅することとなるが、かかる国際登録の消滅の効果については明確な規定がなく、マドリッド協定の議定書と同様、国際登録が消滅した際の各指定締約国におけるその効果については各指定締約国に委ねられていると解される。このため、国際登録が消滅したときに我が国の国際意匠登録出願又は意匠権に生ずる効果について所要の規定の整備を行った。

具体的には、一項において、国際意匠登録出願が我が国において意匠権の設定登録を受ける前に、かかる国際登録が消滅した場合、当該国際意匠登録出願は取り下げられたものとみなす旨を規定した。

また、二項において、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅した場合、消滅したものとみなす旨を規定した。

さらに、三項において、一項及び二項の効果の発生時期は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日とする旨を規定した。

(関連意匠の意匠権の移転の特例)

第六〇条の一五 基礎意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十二条第二項の規定の

適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

(本条追加、平二六法律三六、改正、令和法律三)

(旧法との関係) 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、基礎意匠の意匠権の消滅の規定に係る規定の読替規定である。なお、平成二六年の一部改正においては本意匠と関連意匠との関係について規定していたが、令和元年の一部改正において、関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。)の意匠権について移転できない場合に関して規定するよう改正した。

六〇条の一四第二項で、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす旨を規定している。

他方、二二条第二項は、①基礎意匠の意匠権が四四条四項(登録料の未納)の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は③放棄されたときは、基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転すること

ができないとしている。これは、基礎意匠が消滅した場合であっても、関連意匠同士を自由に分離して移転できてしまうと、同一意匠権者の下でのみ権利の重複を認める関連意匠制度の趣旨に反するからである。

そこで、国際登録を基礎とした意匠権については前記①の規定は六〇条の二一第三項の規定により適用されないこととなるのでそれを除外するとともに、六〇条の一四第二項の規定により意匠権が消滅した場合には前記②及び③と同様に関連意匠制度の制度趣旨を担保するため、意匠権の消滅の原因を、「第四十四条第四項」から「第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。

〔関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例〕

第六〇条の一六 基礎意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

（本条追加、平二六法律三六、改正、令元法律三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、基礎意匠の意匠権の消滅の規定に係る規定の読替規定である。

なお、平成二六年の一部改正においては本意匠と関連意匠との関係について規定していたが、令和元年の一部改正において、関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。）の意匠権について専用実施権を設定できない場合に関して規定するよう改正した。

六〇条の一四第二項で、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす旨を規定している。

他方、二七条三項は、①基礎意匠の意匠権が四四条四項（登録料の未納）の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は③放棄されたときは、基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、全ての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り設定することができるとしている。これは、関連意匠の専用実施権がそれぞれ別々の者に設定されると、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり、同一の権利者の下でのみ権利の重複を認める関連意匠制度の趣旨に反するからである。

そこで、国際登録を基礎とした意匠権について前記①の規定は六〇条の二一第三項の規定により適用されないこととなるのでそれを除外するとともに、六〇条の一四第二項の規定により基礎意匠の意匠権が消滅した場合には、前記②及び③と同様に関連意匠制度の制度趣旨を担保するため、意匠権の消滅の原因を、「第四十四条第四項」から「第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。

（意匠権の放棄の特例）

第六〇条の一七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

## 〔趣 旨〕

本条は、国際登録を基礎とした意匠権の放棄の特例を定めたものである。

国際登録の放棄については、①WIPO国際事務局が事務管理を行う上で、当該国際登録に係る各指定締約国での意匠権に関する実施権者等の承諾が不要であり（ジュネーブ改正協定上、かかる承諾が必要とされていない）、かつ、②ジュネーブ改正協定一六条(1)(iv)及び(2)の規定により、当該国際登録を基礎とした我が国での意匠権の放棄を伴うこととなる。このため、国際登録を基礎とした意匠権の放棄は、各指定締約国において、かかる実施権者の承諾なくして実施されることとなる。

他方、我が国の意匠法は、三六条で準用する特許法九七条一項の規定により、意匠権に実施権又は質権が設定されているときは、これらの権利者の承諾を得た場合に限り放棄することができる旨を規定していることから、二項で、三六条で準用する特許法九七条一項の規定を適用しない旨を規定した上で、一項では、特段の制約なく国際登録を基礎とした意匠権を放棄できることとした（意匠権の放棄による消滅の効力発生のためには、六〇条の一八及び同法六〇条の一九第二項の規定により、国際登録簿での記録が必要となる）。

なお、国際登録に基づく意匠権については、実施権者等の承諾を得ることなく放棄することを制度上禁止できないが、実施権者等は意匠権が無断で放棄されたことにより生じた損害について、民事上の救済（実施権、質権の設定契約の債務不履行に基づく損害賠償請求等）を受け得るものと考えられる。

## （意匠権の登録の効果の特例）

第六〇条の一八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。  
(本条追加、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限の効力発生要件について規定したものである。

ジュネーブ改正協定一六条(1)(i)の規定により、意匠権(当該意匠権の基礎となる国際登録の所有権)の移転は国際登録簿に記載する必要があり、また、同条(2)の規定により、原則として当該記録は指定締約国内でも同一の効果をもつ。

他方、意匠法三六条で準用する特許法九八条一項一号の規定により、意匠権の移転(相続その他の一般承継の場合を除く)、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限については、国内の意匠原簿に登録することを効力発生要件として規定している。

このため、国際登録を基礎とした意匠権の移転については、相続その他の一般承継の場合も含め、国際登録簿への登録により効力が発生するものとすべく、国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限について、その登録を効力発生要件とした。

これにより、意匠法六〇条の一九の規定とあいまって、意匠権の移転及び放棄による消滅については国際登録簿への登録が効力発生要件となる。

〔意匠原簿への登録の特例〕

第六〇条の一九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用については、同号

中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分制限」とあるのは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制限」とする。

2 国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）は、国際登録簿に登録されたところによる。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、意匠原簿への登録事項の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定一六条(1)(i)、(iv)、(v)及び(vi)では、国際登録の所有権の変更、国際登録の名義人による放棄、国際登録の対象である意匠の限定、国際登録の効果の無効について国際登録簿記録事項として規定しており、これらは意匠権の移転又は消滅に該当するものである。また、同条(2)の規定により、原則としてこれらの記録事項は指定締約国内でも同一の効果を有することとなるため、一項では、六一条一項一号に掲げる登録事項のうち移転及び消滅（存続期間の満了によるもの以外）を意匠登録原簿への登録事項から除き、意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）又は処分の制限を国内の意匠原簿への登録事項として規定することとした。

二項では、国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）は、国際登録簿の登録に

よるものとして規定することとした。

なお、国際登録については、ジュネーブ改正協定上、意匠権の回復に係る措置が存在しないため、意匠権の回復についてはそもそも国内の意匠原簿及び国際登録簿のいずれの登録事項としても規定しないこととした。

〔意匠公報の特例〕

第六〇条の二〇 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条第四項の規定によるものを除く。」又は回復（第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）とあるのは、「第六十条の十四第二項の規定によるもの（ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。）を除く。」とする。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、意匠公報の掲載事項の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定一七条(1)の規定により、国際登録は国際登録の日から起算して五年を期間として効果を有するとされている。そのため、国際登録の更新（ジュネーブ改正協定一七条(2)）を行わずに当該期間が経過した場合には、国際登録の効果は消滅し、当該国際登録を基礎とした意匠権は、六〇条の一四第二項の規定により消滅する。国際登録の更新があった場合にはジュネーブ改正協定一七条(5)の規定により国際事務局によりその旨が公表される。

他方、六六条二項一号は、意匠権の消滅及び四四条の二第二項の規定による意匠権の回復を意匠公報に掲載する旨を

規定している。ただし、①存続期間の満了による意匠権の消滅、及び②四四条四項（登録料の未納）による意匠権の消滅については、その数が非常に多く、手続を著しく煩雑にするものであるから公報の掲載事項としないこととされている。

そこで、前記②については、国際意匠登録出願には適用されないこと、国際登録の更新がなかったことによる意匠権の消滅については、国際事務局により公表されるものであり、その数が非常に多いため、意匠公報を発行することは手続を著しく煩雑にするものであることから、六六条二項一号の規定中、「第四十四条第四項の規定によるもの」については、「第六十条の十四第二項の規定によるもの（ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。）」に読み替えることとした。さらに、国際登録を基礎とする意匠権については意匠権の回復に係る手続が存在しないことから、意匠権の回復については読替えにより意匠公報の掲載事項から除外することとした。

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六〇条の二 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の個別の指定手数料（以下「個別指定手数料」という。）として、一件ごとに、十万五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。（改正、令元法律三）

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、個別指定手数料の額及び納付手続について規定したものである。

各締約国は、自国を指定締約国とする国際出願及び国際登録の更新に係る指定手数料をW I P O 国際事務局から受け取ることができる(ジュネーブ改正協定七条③)。締約国のうち、出願された内容の審査を自国で行っている国は、出願料及び最初の五年分の登録料の額(W I P O 国際事務局が手続を行うことによる節約額は減ずる。)を上回らない範囲で、当該指定手数料の額を個別に定めることができる(個別指定手数料)こととされている(ジュネーブ改正協定七条②)。この個別指定手数料の納付先はW I P O 国際事務局となるが、最終的に日本国特許庁に還付され歳入となることから、結果として我が国の歳入となる点を重視し、その額及び納付手続についての規定を意匠法内に整備したものである。

一項は、国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定七条②に規定する個別指定手数料として、国際意匠登録出願一件ごとに、一〇万五〇〇円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額をW I P O 国際事務局に納付しなければならない旨を規定したものである。なお、前記金額は、国内の意匠登録出願の出願料の上限額と五年分の登録料の上限額の合計額として算出したものである。また、令和三年の一部改正において、登録料の具体的な金額について政令で定めることとする改正を行った(四二条)ことから、これに合わせて、本項の個別指定手数料の具体額も政令で定めることとする改正を行った。

二項は、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録について国際登録の更新(ジュネーブ改正協定一七条②)をする者は、個別指定手数料として、国際登録一件ごとに、八万四五〇〇円を超えない範囲内で

政令で定める額に相当する額をW I P O 国際事務局に納付しなければならない旨を規定した。

なお、国際登録の更新は、ジュネーブ改正協定一七条(1)及び(2)の規定により、五年ごとに行うものとされており、前記金額は、国内の五年間分の登録料の上限額から算出し、一項と同様に政令で定めることとした。

また、締約国内での意匠権の存続に当たっては、ジュネーブ改正協定一七条(2)及び(3)の規定により五年ごとに所定の手数料(当該手数料には、ジュネーブ改正協定七条(1)及び(2)の規定により、個別指定手数料が含まれる。)の支払により国際登録を更新しなければならない。

他方、令和元年の一部改正前においては、日本国特許庁における審査等の手続はW I P O 国際事務局における国際登録の日(及び国際意匠登録出願の日)の後となるため、国際登録の日と国内での意匠権の設定登録の日との間には、必ず差違が生ずることとなり、国内での意匠権を二〇年間存続させる場合、実際には国際登録を二〇年間以上の期間にわたって更新することが必要となる。

このため、国際登録の日から一五年を経過した後にする国際登録の更新については、個別指定手数料の納付を不要なものとするにより、二〇年分の意匠権の維持料と等価の料金を徴取することとしていたが、令和元年の一部改正において、意匠権の存続期間の起算日を出願時に変更したことに伴い、国際登録の日から一五年を経過した後にする国際登録の更新については個別指定手数料の納付を不要なものとする規定を削除した。

三項は、国際意匠登録出願及び国際登録に基づく意匠権については、通常の国内手続における出願料及び登録料の納付に係る規定(四二条から四五条まで及び六七条二項(別表一号に掲げる部分に限る。))は適用しない旨を規定したものである。

(個別指定手数料の返還)

第六〇条の二二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

2 前項の規定による個別指定手数料の返還は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、六〇条の二一の規定により、我が国の歳人となつた個別指定手数料の返還手続について規定したものである。通常の国内の意匠登録出願と異なり、六〇条の二二第一項の規定により納付すべき個別指定手数料については、意匠権の最初の五年間の国内登録料相当額もこれに含むこととしている。

このため、国際意匠登録出願が取り下げられたとき又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定（一七条）若しくは審決（五二条で準用する特一五七条）が確定したときは、当該個別指定手数料のうち国内登録料相当額を返還することとした。

一項は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確

定したときは、納付した者の請求により、既に納付した個別指定手数料のうち国内登録料相当額（具体的な額は政令委任）を返還する旨を規定したものである。

二項は、個別指定手数料の返還請求期間を規定したものである。産業財産権関連法では、料金の返還請求期間は起点から六月又は一年のいずれかで規定されており、過誤納については起点から一年（四五条において準用する特一一一条二項等）、それ以外については納付者が自ら返還請求の契機を容易に認識することができると、起点から六月としている点に鑑み、個別指定手数料の返還請求期間は国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月とすることが適切であるとした。

三項は、平成二六年の一部改正において、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、二項に規定する期間について救済規定を整備したものである。

（経済産業省令への委任）

第六〇条の二三 第六十条の六から前条までに定めるもののほか、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

（本条追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、国際意匠登録出願に関し、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するために必要な事項の細目について、経済産業省令において定めることとしたものである。

## 第七章 雑 則

### (手続の補正)

第六〇条の二四 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

(本条追加、昭四五法律九一、改正、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 二五条において特許法を準用

〔趣 旨〕

匠 法  
1415 意

本条は意匠に関する手続の補正について規定したものである。手続の円滑かつ迅速な進行を図るためには、初めから完全な内容の書類を提出することが最も望ましいが、実際問題として当初から完全なものを望み得ない場合も少なくないので、一定の制限の下、手続の補正を認めることとしている。従来は六八条において、事件が審査、審判又は再審に係属している場合には補正をすることができることとした特許法一七条一項の規定を準用していたのであるが、昭和四五年の一部改正により特許及び実用新案については補正の時期に制限が加えられることになった。しかし、意匠法においては補正について制限を加えないことにしたので特許法をそのまま準用することはできなくなり、改正前の特許法一七条一項と同趣旨の規定を新たに設けたものである。平成二六年の一部改正において第六章の二の「ジュネーブ改正協定に基づく特例」を加えたため、六〇条の三から本条に移動した。

(意匠原簿への登録)

第六一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

- 一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分制限(改正、平六法律一一六、平二〇法律一六)
  - 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分制限(改正、平三法律六三)
  - 三 意匠権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分制限(改正、平三法律六三)
- 2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。(追加、昭三九法律一四八)
- 3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。(改正、昭三九法律一四八)

〔旧法との関係〕 一八条

〔趣旨〕

特許法二七条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成二三年の一部改正により、特許法と同様、通常実施権に当然対抗制度を導入したことに伴い、通常実施権に関する事項を意匠原簿の登録事項から削除し、通常実施権の登録制度を廃止した。

(意匠登録証の交付)

第六二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録又は第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転

の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。(改正、平二三法律六三)

2 意匠登録証の再交付については、経済産業省令で定める。(改正、平一一法律一六〇)

〔旧法との関係〕 一九条

〔趣旨〕

特許法二八条の「趣旨」を参照されたい。

(証明等の請求)

第六三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。(改正、昭三九法律一四八、平五法律二六)

一 願書、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本又は意匠登録出願の審査に係る書類であつて、意匠登録がされていないもの(改正、平五法律二六、平一〇法律五一)

二 第十四条第一項(秘密意匠)の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本

三 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第五号において同じ。)が記載された旨の申出があつたもの(本号追加、平三〇法律三三)

四 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意

匠登録がされていないもの（改正、平五法律二六、平一五法律四七、平三〇法律三三）

五 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの（本号追加、平一〇法律五一、改正、平一五法律四七、平一七法律七五、平三〇法律三三）

六 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの（本号追加、平一〇法律五一、改正、平三〇法律三三）

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの（改正、平三〇法律三三）

2 特許庁長官は、前項第一号から第六号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。（本項追加、平一〇法律五一、改正、平三〇法律三三）

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。（本項追加、平一一法律四三）

4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。（本項追加、平一五法律六一、改正、平二八法律五一、令三法律三七）

〔旧法との関係〕 二二五条において特三〇条の規定を準用

〔趣 旨〕

本条は、証明書等の請求について規定したものであり、特許法一八六条と同趣旨のものである（趣旨については特一八

六条の〔趣旨〕参照)が、意匠については出願公開制度が存在しないため、秘密にすることを要する期間は、意匠登録がされるまでである。一項二号は秘密意匠についての規定であり、秘密意匠の内容は権利発生後でも秘密にされるためである。

平成五年の一部改正においては、一項三号中に補正却下決定不服審判を明記した。一部改正前三号では、補正却下決定不服審判に係る書類については触れていなかった。しかし、これについても意匠登録がされていない間に第三者に公表すれば、他人が合法的にその意匠を実施できるなど出願人の利益が著しく害されるおそれがあるのは、拒絶査定不服審判に係る書類の場合と同様であり、また、特許法一八六条一項二号の場合と区別すべき理由は考えられないから、「補正却下決定不服審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの」についても、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、証明や書類の閲覧等を請求できないものとした。

なお、平成一〇年の一部改正においては、本条一項一号中「願書、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本」の後に「意匠登録出願の審査に係る書類」を追加し、一部改正前四号を六号とし、三号の次に四号及び五号を加える改正を行った。この改正は、特許法一八六条の特許出願の閲覧制限の改正と同趣旨のものである。さらに、平成三〇年の一部改正において、判定に係る書類であつて、当事者から保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたものを閲覧制限の対象に追加したことに伴い、平成一七年の一部改正後の三号以下を一号ずつ繰り下げた(詳細については特一八六条の〔趣旨〕参照)。

三項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)の制定に伴い追加された。意匠登録に関する書類及び意匠原簿については、写しの交付及び閲覧による開示制度が整備されているため、情報公開法の適用除外とすることとなる。

四項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成一五法律五八)の施行に伴い、意匠法でも必要な整備

を行うために追加された。なお、令和三年のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律（平成一五法律五七）に一本化されたことに伴って、形式的な修正が加えられた。なお、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの」であり、「保有個人情報」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」をいう。個人情報の保護に関する法律第五節では、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びにそれらの不服申立てについて規定されている。

意匠登録出願や意匠原簿については、一般的な行政文書と異なり、意匠法独自の完結した体系的な開示及び訂正並びに不服申立ての制度の下にある。このため、一般的な行政文書と同様の開示及び訂正並びに不服申立てを認めることは、意匠法の制度の趣旨を損なうこととなる。

また、これらの文書の内容の訂正については、変更事由が生じた際に申請するという訂正の制度が設けられており、これらの文書に記録された個人情報について一般的な行政文書と同様に訂正を認めることは、その必要性が乏しいのみならず、意匠法の制度の趣旨を損なうこととなる。

さらに、これらの文書は、権利を公証することを目的としており、一般的な行政文書と同様に利用停止を認めることは、意匠法の制度の趣旨を損なうこととなる。

このような観点から、これらの文書については、個人情報の保護に関する法律第五節第四節の「開示、訂正及び利用停止」の適用から除外することを明示した。

平成一五年の一部改正においては、四六条一項の審判、四七条一項の審判及び四八条一項の審判を、拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判及び意匠登録無効審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

平成一七年の不正競争防止法の一部改正においては、営業秘密の規定された項が移動したことに合わせて必要な改正を行った。

〔字句の解釈〕

〈秘密をすることを請求した意匠〉いわゆる秘密意匠のことである。秘密意匠については、一四条のほか、二〇条四項、三七条三項、四〇条ただし書、六六条三項を参照されたい。

（意匠登録表示）

第六四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠登録表示」という。）を付するよう努めなければならない。（改正、平一一法律一六〇、令元法律三）

〔旧法との関係〕 一二五条において特六四条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一八七条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、令和元年の一部改正において、建築物及び画像についても意匠登録が可能となったことから、これらについても意匠登録表示を付する行為を規定するよう所要の改正を行った。その際、建築物及び画像についてはこれらに包装を付する行為が想定されないことから、包装に意匠登録表示を付する行為については物品及び画像記録媒体等についての規定することとした。

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為(改正、令元法律三)

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものについて行う次のいずれかに該当する行為(改正、令元法律三)

イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為(本号追加、令元法律三)

ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為(本号追加、令元法律三)

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等について行う次のいずれかに該当する行為(改正、令元法律三)

イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為(追加、令元法律三)

ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が

登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為（追加、令元法律三）

ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為（追加、令元法律三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、現行法（昭和三十四年法）において新設された規定である。旧法（大正一〇年法）は不正標記の罪について規定していたが、現行法においては本条で虚偽表示一般を禁止し、七一条で本条違反の行為を罰するという構成をとった。各号の具体的な行為については、特許法一九八条の「趣旨」を参照されたい。

なお、令和元年の一部改正において、建築物及び画像についても意匠登録が可能となったことから、これらについても虚偽表示に当たる行為を規定するよう所要の改正を行った。その際、建築物及び画像についてはこれらに包装を付する行為が想定されなことから、包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為については物品及び画像記録媒体等についてのみ規定することとした。また、二号については、有体物（物品等）が対象となる行為と、無体物（画像）が対象となる行為とがあることから、イとロに分けて規定し、三号については、物品、建築物及び画像それぞれについて製造、譲渡等に当たる行為が異なることから、イ、ロ、ハに分けて規定することとした。

（意匠公報）

第六六条 特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十四条第四項〔登録料不納による消滅〕の規定によるものを除く。）又は回復（第四十四条の二第二項〔登録料の追納による意匠権の回復〕の規定によるものに限る。）（改正、昭六〇法律四一、平六法律一一六）

二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決（意匠権の設定の登録がされたものに限る。）（改正、平六法律一一六、平一〇法律五一）

三 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定（改正、平六法律一一六）

四 第五十九条第一項〔審決等に対する訴え〕の訴えについての確定判決（意匠権の設定の登録がされたものに限る。）（改正、平六法律一一六、平一〇法律五一）

3 前項に規定するもののほか、第九条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、全ての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間）の経過後遅滞なく掲載するものとする。（改正、令元法律三）

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

## 四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項

(本項追加、平一〇法律五一)

## 〔趣 旨〕

本条は、意匠公報について規定したものである。

特許庁は、意匠登録出願及び意匠権に関して必要な事項を広く一般公衆に知らせるため、意匠公報を発行することとされ(一項)、意匠権の設定の登録、権利の消滅、審判・再審の請求、確定審決・判決等について、意匠公報に掲載している。

二項は、平成一〇年の一部改正において、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した出願及び放棄された出願については、先後願の判断においては、初めからなかったものとみなすこととした(九条三項改正関係)ことに伴い、いかなる権利も有しない出願について開示をすべきではないことから、意匠権の設定登録がされていないものについては、審判・再審の確定審決、審決等に対する訴えについての確定判決について、意匠公報への掲載を行わない旨を規定したものである。

三項前段は、九条二項の規定により拒絶され、例外的に先後願の判断において初めからなかったものとはみなされない出願については、先行意匠の調査を容易にし、重複開発・投資を回避するために、その出願内容を意匠公報に公示する旨を規定したものである。すなわち、同一又は類似する意匠が同日に複数出願されて、これらの出願人の間で協議が不成立又は不能のときは、いずれの出願も拒絶されるが、これらの出願については例外的に先後願の判断において初めからなかったものとみなされない旨が規定されている(九条三項)。しかしながら、意匠法においては、特許法の場合とは異なり出願公開制度が設けられていないため、いわゆるブラックボックスの問題が生ずることから、これらの出願を

意匠公報に掲載するものである。

三項後段は、協議不成立又は不能により拒絶が確定した出願の中に秘密意匠の意匠登録出願が含まれている場合には、拒絶された全ての出願に係る図面・写真等の意匠の内容についての意匠公報への掲載は、拒絶すべき旨の査定又は審査が確定した日から出願人が指定する秘密請求期間の経過後（秘密意匠の意匠登録出願が複数なされている場合にはそのうちの最長の期間）に行うこととする旨を規定したものである。

なお、令和元年の一部改正において、形式的な改正を行った。

（手数料）

第六七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。（本項追加、昭五

九法律二三）

- 一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者
- 二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 三 第十七条の四、第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者（改正、昭六〇法律四一、平五法律二六）
- 四 国際登録出願をする者（本号追加、平二六法律三六）
- 五 意匠登録証の再交付を請求する者（改正、平二六法律三六）
- 六 第六十三条第一項の規定により証明を請求する者（改正、平一〇法律五一、平二六法律三六）
- 七 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者（改正、平一〇法律五一、平二六法律

三六)

八 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者（改正、平一〇法律五一、平二六法律三六）

九 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者（改正、平一〇法律五一、平二六法律三六）

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。（改正、昭五九法律二三）

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。（改正、昭五九法律二三、平一一法律一六〇、平一五法律四七）

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。（本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七、平二六法律三六）

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（本項追加、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七）

6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。（本項追加、昭五九法律二四、改正、昭五九法律二三、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平

一一法律三二〇、平一五法律四七)

7 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。(改正、昭五九法律二三、昭五九法律二四、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

8 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。(改正、昭五九法律二三、昭五九法律二四、平一〇法律五一、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。(本項追加、平二六法律三二六)

〔旧法との関係〕 一二五条において特三一条の規定を準用

〔趣旨〕

本条は手数料を定めたものであり、趣旨については特許法一九五条の〔趣旨〕を参照されたい。

平成一〇年の一部改正において、六三条一項のみを引用できるように該当部分の改正を行った。

平成二六年の一部改正において、一項四号で、新設六〇条の三の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者は、政令で定める額の手数料(送付手数料)を納付しなければならない旨を規定し、一部改正前四号以下を一号ずつ繰り下げた。

平成一五年の一部改正において、旧四項を削除し、一部改正前五項以下を一項ずつ繰り上げた。また、三項及び四項は、国について手数料の納付を免除する旨を規定したのであって、登録料に関する四二条二項及び三項に対応する(四

二条及び特一〇七条参照)。

なお、四項においては、共有に係る場合における減免規定を「国」と「国以外の者」の共有に係る場合として規定した。また、同項では「手数料(政令で定めるものに限る。)」と規定しているが、これは、国と国以外の者との権利を共有する場合に、自己(共有)の出願に対する閲覧、証明の請求等に係る手数料については、四項の適用を受けることはできないという趣旨である。四項の適用を受けることができる具体的な手数料については、特許法等関係手数料令三条三項に規定されている。

九項は、平成二六年の一部改正において追加された。七項及び八項は過誤納の手数料の返還請求について規定したものであるところ、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、本項を新設し、八項に規定する期間について救済規定を整備した。

(特許法の準用)

第六八条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第八十八条第一項、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第七十三条第一項」と読み替えるものとする。(改正、平五法律二六、平六法律一一六、平二七法律五五、令元法律三)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不

服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平八法律一一〇、平一五法律四七)

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

6 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。(本項追加、平五法律八九)

7 特許法第九十五条の四(行政不服審査法の規定による審査請求の制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。(本項追加、昭三七法律一六一、改正、昭四五法律九一、平五法律八九、平二六法律六九)

〔旧法との関係〕 二二五条

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用について規定したものである。なお、平成一五年の一部改正において、四六条一項の審判及び四七条一項の審判を、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判と規定する修正を行った。趣旨については四六条を参照されたい。

また、平成二七年の一部改正において、特許法五条三項を新設して特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合の救済規定の整備をしたが、意匠登録出願に係る指定期間の延長等については従前のとおりとするため、所要の

規定を整備した。

令和元年の一部改正において、出願人の利便性を向上させる観点から救済措置の整備が行われ、特許庁長官等が指定する期間の経過後であっても、一定期間内に限りその延長を請求することができるよう、一項において特許法五条三項を新たに準用することとした。

## 第八章 罰 則

(侵害の罪) (見出し改正、平一八法律五五)

第六九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平五法律二六、平一〇法律五一、平一八法律五五)

(旧法との関係) 一二六条

(趣 旨)

特許法一九六条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の引上げがなされた(七〇条から七三条まで及び七五条から七七条までも同様)。

また、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様、旧二項が削除され、本条の罪は非親告罪となった。

さらに平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、意匠権又は専用実施権を侵害した者から、三八条の規定により意匠権又は専用実施権の侵害とみなされる行為を行った者が除外され、懲役刑の上限が一〇年、罰金額の上限が一〇〇万円に引き上げられ(みなし侵害行為を除く)、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

(同前)

第六九条の二 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(本条追加、平一八法律五五)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、平成一八年の一部改正で新設された規定であり、三八条に規定される侵害とみなされる行為に対する侵害の罪についての規定である。趣旨については特許法一九六条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

(詐欺の行為の罪)

第七〇条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(改正、平五法律二六)

(旧法との関係) 二七条一号

(趣旨)

本条は、詐欺の行為の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九七条の〔趣旨〕を参照されたい。

(虚偽表示の罪)

第七十一条 第六十五条（虚偽表示の禁止）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（改正、平五法律二二六）

〔旧法との関係〕 二七条二号から四号まで

〔趣旨〕

本条は、虚偽表示の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九八条の〔趣旨〕を参照されたい。

（偽証等の罪）

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。（改正、平一一法律四一）

〔旧法との関係〕 二九条

〔趣旨〕

本条は、偽証等の罪について規定したものである。趣旨については特許法一九九条の〔趣旨〕を参照されたい。

（秘密を漏らした罪）

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を

漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三〇条

〔趣旨〕

本条は、秘密を漏らした罪について規定したものである。趣旨については特許法二〇〇条の〔趣旨〕を参照されたい。

(秘密保持命令違反の罪)

- 第七三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項(第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平一七法律七五、平二六法律三六)
- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)
- (本条追加、平一六法律一一〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、意匠権等の侵害に係る訴訟において、営業秘密を含む準備書面や証拠について、当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁

ずることにより、営業秘密を訴訟手続に顕出することを容易にし、営業秘密の保護及び侵害行為の立証の容易化を図り、併せて審理の充実を図るものである。詳細については特許法二〇〇条の二の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正において、秘密保持命令に違反する罰則が五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金へ引き上げられ、懲役刑と罰金刑を併科することが可能となったことに合わせて一項が改正され、同改正において日本国外において営業秘密を使用、開示する行為を処罰する規定が追加されたことに合わせ、三項が追加された。

また、一項について、平成二六年の一部改正において、六〇条の一二で国際意匠登録出願に補償金請求権制度を導入することに伴い、補償金の請求に係る罰則規定を整備した。特許法六五条六項及び同法一八四条の一〇第二項では、同法一〇五条の四を準用し、補償金の請求に係る訴訟において、裁判所が営業秘密について当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁ずる旨の秘密保持命令を命ずることができる旨を規定し、当該命令に違反した者に対しては、同法二〇〇条の二の規定により罰則が科される。同様に、七三条の二では、四一条において準用する特許法一〇五条の四第一項の規定による秘密保持命令違反に係る罰則を規定しているが、六〇条の一二で補償金請求権に係る規定を設けるに当たり、国際意匠登録出願の補償金の請求に係る訴訟において、秘密保持命令を受け、その命令に違反をした者に対しても罰則を適用する旨を規定した。

(両罰規定)

第七四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(改正、平一〇法律五一、平一七法律七五、平一八法律五五)

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑（本号追加、平一七法律七五）

二 第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑（改正、平一一法律四一）

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。（本項追加、平一六法律一  
二〇）

3 第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。（本項追加、平一八法律五五）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法二〇一条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様の理由から、六九条の罪（侵害の罪）について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が一億円とされた。さらに、平成一八年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の上限は三億円に引き上げられた。

平成一一年の一部改正において、特許法と同様の理由により、七〇条の罪（詐欺の行為の罪）、七一条の罪（虚偽表示の罪）について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が三〇〇万円とされた。

平成一六年の裁判所法等の一部改正においては、秘密保持命令違反行為を行った者に対する告訴の効力が事業主に對しても不可分的に及ぶことを確認的に明らかにするため、二項を新設した。

また、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正において、一項に秘密保持命令に違反した罪を追加し、平成一八年

の一部改正において、罰金額の上限が三億円に引き上げられた。

(過料)

**第七五条** 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条（証拠調及び証拠保全）において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。  
 (改正、平五法律二六、平六法律一一六、平八法律一一〇、平一一法律四一、平一五法律四七、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 三〇条の一

〔趣旨〕

特許法二〇二条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、従来の五七条が五八条に移動したこと及び特許法一七四条一項、二項に相当する規定を五八条に新設したことに伴い、準用関係を改正した。

また、平成六年の一部改正において、五八条の改正及び従来の特許法一七四条二項が同条三項に移動したことに伴う形式的改正が行われた。

さらに、平成一一年の一部改正において、二五条三項及び特許法七一条三項が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。正した。

平成一五年の一部改正において、特許法一七四条三項が同条二項に移動したことに伴い、該当箇所を改正したが、平

成二六年の一部改正において、特許法一七四条二項が同条三項に移動したことに伴い、該当箇所を改正した。

〔同前〕

第七六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕

三一条

〔趣旨〕

特許法二〇三条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔同前〕

第七七条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕

三一条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇四条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則

附 則 (昭和三四年法律第一二五号)

この法律の施行期日は、別に法律で定める。(昭和三四法律一二六により昭和三五年四月一日から施行)

〔趣 旨〕

意匠法施行法(昭和三四法律一二六)一条によって昭和三五年四月一日を施行期日とした。

附 則 (昭和三七年法律第一四〇号抄)

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴

訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段（取消訴訟が高等裁判所に係属しているときの準用）及び第二十一条第二項から第五項まで（決定についての準用、意見の聴取、即時抗告、不服申立ての禁止）の規定を準用する。

附 則（昭和三十七年法律第一六一号抄）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定

その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十九年法律第一四八号）

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（昭和三十九政

令三三三により昭和四〇年一月一日から施行]

附 則 (昭和四五年法律第九一号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(趣 旨)

本条は、特許法等の一部を改正する法律(昭和四五法律九二)の施行期日について規定したものである。

第二条から第八条まで 省略

(趣 旨)

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第七条 附則第二条、第三条及び第五条の規定は、第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に関して準用する。

〔趣旨〕

本条は、特許法の改正に伴う附則二条、三条及び五条の経過措置規定を意匠法の改正に関しても準用するための規定である。その内容については特許法の項を参照されたい。

第八条及び第九条 省略

〔趣旨〕

特許法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（昭和四十六年法律第九六号抄）

1 この法律は、公布の日〔昭和四十六年六月一日〕から施行する。

附 則（昭和五〇年法律第四六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条〔特許法の一部改正〕の規定中特許法第一百七十七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定、第二条〔実用新案法の一部改正〕の規定中実用新案法第三十一条第一項の改正規定及び同法別表の改正規定、第三条

〔意匠法の一部改正〕の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第四条〔商標法の一部改正〕の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項、附則第三条第二項及び第四条の規定 公布の日

〔趣 旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（昭和五〇法律四六）の施行期日について規定したものである。

（特許法の改正に伴つ経過措置）

第二条

2 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであつた特許料については、改正後の特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣 旨〕

特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

第三条 省略

〔趣 旨〕

実用新案法の項の附則三条の〔趣旨〕を参照されたい。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料に準用する。

〔趣旨〕

本条は、改正法の公布前に納付した登録料については従前の例によるものとするため、特許法の改正に伴う経過措置規定の関連規定を準用している。

なお、「納付すべきであった特許料」とは、「納付することができた」という意味ではなく、納付が猶予された場合の特許料をいうのであるが、意匠法では猶予制度がないので、「納付した登録料」についてのみ規定すれば足りる。

第五条 省略

〔趣旨〕

商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則 (昭和五三年法律第二七号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日(昭和五三年四月二十四日)から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一項の

改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二條中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八條中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九條及び第三十條の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

五 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

附 則 (昭和五十三年法律第三〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、条約(一九七〇年六月一九日にワシントンで作成された特許協力条約)が日本国について効力を生ずる日(昭和五十三年一〇月一日)から施行する。

附 則 (昭和五十六年法律第四五号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第一百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二條中商標

法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

五 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

附 則 (昭和五十九年法律第二三号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

附 則 (昭和五十九年法律第二四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年法律第四一号抄）

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇政令二八六により同年一月一日〕から施行する。ただし、第五条〔特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正〕の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇政令二五三により同年一月一日〕から施行する。

〔趣 旨〕

特許法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条及び第三条 省略

〔経過措置〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六十二年法律第二十七号抄)

## (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第一条〔特許法の一部改正〕、第三条〔実用新案の一部改正〕第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、付則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十一条の規定 昭和六十二年六月一日

二 第二条〔特許法の一部改正〕の規定中特許法第八十四条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第八十四条の五第一項並びに第二項第一号及び第四号の改正規定、同法第八十四条の六第二項の規定、同法第八十四条の七第一項の改正規定、同法第八十四条の八の改正規定、同法第八十四条の九第一項の改正規定、同法第八十四条の十の二第二項及び第二項の改正規定、同法第八十四条の十一第一項の改正規定、同法第八十四条の十一の二の改正規定、同法第八十四条の十一の三第四項の改正規定、同法第八十四条

の十二の改正規定、同法第百八十四条の十三の改正規定並びに同法第百八十四条の十六第五項の改正規定、第四条（実用新案法の一部改正）の規定中実用新案法第四十八条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第四十八条の五第一項並びに第二項第一号及び第四号の改定規定、同法第四十八条の六第二項の改正規定、同法第四十八条の七第一項及び第二項の改正規定、同法第四十八条の八第一項の改正規定、同法第四十八条の八の二第四項の改正規定、同法第四十八条の九の改正規定、同法第四十八条の十の改正規定並びに同法第四十八条の十四第五項の改正規定並びに第五条（意匠法の一部改正）の規定中意匠法第十三条の二第一項及び第二項の改正規定、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条(6)(b)の規定による同条(2)(a)の宣言の撤回の効力の発生の日（昭和六十二年二月八日）

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六二法律二七）の施行日について規定したものである。

第二条から第五条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（第五条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置）

第八条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の

意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした意匠権に係る意匠法第四十八条第一項の審判については、第五条の規定による改正前の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

〔趣旨〕

特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

第七条から第一条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成二年法律第三〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二政令二五七により同年二月一日〕から施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五条第二項、第十六条（第十五条第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十九条まで、第三十条（第三号を除く。）、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十九条（第二十三号、第三十号第三号、第三十一条及び第三十五条の準用に係る部分を除く。）、第四十一条、第四十二

条、第四十四条第二号及び附則第九条の規定並びに附則第三条中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二政令二五七により同年二月一日から施行〕

〔趣旨〕

本条は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二法律三〇）の施行期日について規定したものである。本条本文に基づき、意匠法の一部改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。この政令は、平成二年九月七日に政令第二五七号として公布され、施行期日は、平成二年二月一日とした。

第二条から第九条まで 省略

〔趣旨〕

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成五年法律第二六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、（中略）第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、（中略）

附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。(平成五政令三三二)により、平成六年一月一日から施行)

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律(平成五法律二六)の施行期日について規定したものである。

本条本文は、この法律の施行期日をこの法律の公布の日(平成五年四月二三日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とする旨を規定しており、特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成五政令三三二)が平成五年一〇月八日に公布され、施行日は平成六年一月一日とされた。

本条ただし書は、施行期日の特例を規定するものであり、特許料、登録料及び手数料のうち、制度改正に伴い生ずる料金の改定を除く改正規定は、平成五年七月一日から施行する旨を規定しており、手数料の具体額を定める特許法等関係手数料令の一部を改正する政令(平成五政令二〇三)が平成五年六月一八日に公布された。

第二条から第五条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔意匠法の改正に伴つ経過措置〕

第六条 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四条の規定による改正後の意匠

法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、附則二条二項において特許料について規定したことを同様に、この法律の施行前に既に前納された意匠登録料の取扱いについて規定したものである。

この規定により、この法律の施行前に既に登録料を前納している場合は、値上げになった分の登録料を追納する必要はないこととなる。なお、意匠法においては登録料の猶予は認められていないため、二条二項のように施行前に納付を猶予されていた特許料をその猶予期間内に納付する場合は設けられていない。また、意匠法においては、実体的な変更を含む改正が行われたわけではないため、本条で規定する登録料を除いては、改正後の意匠法の適用を受けることとした。

第七条から第一七条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成五年法律第八九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（平成六政令三〇二により

同年一〇月一日から施行」

附 則（平成六年法律第一一六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（前略）第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定 平成八年一月一日

三（略）

〔趣 旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（パリ条約の例による優先権についての経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十一条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法

(以下「新意匠法」という。)第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、発効日(平成七年一月一日)が平成七年七月一日後となったときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第三条から第一〇条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

(意匠法の改正に伴つ経過措置)

第一条 新意匠法第四十四条の二の規定は、第四条の規定による改正前の意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権には、適用しない。

〔趣旨〕

特許法の附則六条三項の〔趣旨〕を参照されたい。

第二一条から第一七条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、商標法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成七年法律第九一号抄）

（施行期日）

第一一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日〔平成七年六月一日〕から施行する。

附 則（平成八年法律第六八号抄）

（施行期日）

第一一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一一条中商標法第四条第一項第二号及び第五号（商標登録を受けることができない商標）の改正規定、同法第九号第一項（出願時の特例）の改正規定、同法第九号の二の前に見出しを付す改正規定、同法第九号の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三号第一項（特許法の準用）の改正規定並びに同法第五十三号の二の改正規定並びに第六条（不正競争防止法の一部改正）の規定、商標法条約が日本国について効力を生ずる日

- 二 第一条中商標法第四十条第四項〔登録料〕及び第七十六条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第二条中特許法第一百七条第三項〔特許料〕、第一百十二条第三項〔特許料の追納〕及び第九十五条第五項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第三条中実用新案法第三十一条第三項〔登録料〕、第三十三条第三項〔登録料の追納〕及び第五十四条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第四条中意匠法第四十二条第四項〔登録料〕、第四十四条第三項〔登録料の追納〕及び第六十七条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定並びに附則第二十七条〔特許特別会計法の一部改正〕の規定 平成八年十月一日
- 三 第一条中商標法附則に二十九条を加える改正規定（同法附則第二条第二項に係る部分を除く。） 平成十年四月一日

〔趣旨〕

商標法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条から第二二条まで 省略

〔趣旨〕

商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附則（平成八年法律第一一〇号抄）

この法律は、新民訴法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十四条中商標法第四十三条の六第二項、第四十三条の八及び第四十三条の十三第一項の改正規定 平成九年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日
- 二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中実用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

附 則（平成一〇年法律第五一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一（略）
- 二 第一条中特許法第一百七十七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第九十五条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五十四条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四条の規定、第五条中商

標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法改正規定並びに同法第七十六条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条の規定 平成十一年四月一日

三（略）

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条及び第三条 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その意匠登録出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であつてこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の意匠法（以下この項において「旧意匠法」という。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧意匠法第四十二条第四項中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。（改正、平一一法律一六〇）
- 3 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由については、なお従前の例による。

## 〔趣旨〕

四条は、四二条三項及び四項の改正（国と国以外の者との共有に係る意匠権についての登録料の取扱いの見直し）以外の事項についての改正法の施行後における改正後の意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。今回の改正においては、類似意匠制度が廃止（一部改正前一〇条等）されていることに伴い、経過措置についても、本意匠の意匠登録出願と類似意匠登録出願とに分けて、規定を設けている。

一項は、改正法の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）又は意匠登録（本意匠の意匠権及び類似意匠の意匠権の両方）に係る審判、再審については、附則二条一項と同様に、原則として従前の例による旨を定めている。したがつて、これらの意匠登録出願等については、査定又は審決が確定して、特許庁に係属しなくなるまでの間、審査における登録要件、無効審判における手続については、改正前の意匠法が適用されることとなる。具体的には、部分意匠制度の導入（二条）、創作容易性水準の引上げ（三条二項）、組物の意匠制度の要件変更（八条）、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し（九条三項）、無効審判における請求理由の補正制限（五二条で準用する特一一二条）等の改正法三条の規定による改正前の意匠法の規定が適用される。

これにより、改正法の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、それぞれ以下のような取扱いがされることになる。

(1) 「この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）」については、なお従前の例による。

この法律の施行の際に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）については、その査定（審査の延長である拒絶査定不服審判も含む。）が確定するまでは、部分意匠として登録（二条）、創作容易性の水準（三条二項）、先後願の判断（九条三項）等については、改正前の規定により判断（審査・拒絶査定不服審判）が行われる。

(2) 「この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録に係る審判若しくは再審」については、なお従前の例による。

この法律の施行の際に特許庁に係属している無効審判・再審（本意匠、類似意匠の両方）については、その審決が確定するまでは、無効審判の請求理由の補正についても制限されないとする改正前の規定により手続が進められる。

二項は、類似意匠制度の廃止に伴う経過措置である。すなわち、類似意匠制度の廃止に伴い、類似意匠（一部改正前一〇条）、出願の変更（一部改正前一二条）等の規定について改廃が行われているが、改正法の施行の際に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願又は施行前になされた類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、無効審判若しくは再審については、改正法の施行後にあつても改正前の意匠法が効力を有することとなるので、類似意匠の意匠登録の要件の規定（一部改正前一〇条）、類似意匠の意匠登録出願から本意匠の意匠登録出願への出願変更の規定（一部改正前一二条）等、改正前の意匠法中の類似意匠に係る規定が適用される。

これにより、改正法の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願又は改正法の施行前にされた類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審については、それぞれ以下のような取扱いがされることになる。

(1) 「この法律の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願」については、改正前の意匠法の規定は、なおその効力を有する。

改正法の施行の際に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願については、類似意匠の登録要件（二部改正前二〇条）、出願の変更（一部改正前一二条）のほか、創作容易性の水準（三条二項）、先後願の判断（九条三項）等、改正前の規定により判断（審査・拒絶査定不服審判）が行われる。

(2) 「この法律の施行前にされた類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審」については、改正前の意匠法の規定は、なおその効力を有する。

この法律の施行前にされた類似意匠の意匠登録に係る意匠登録の効果又は無効審判若しくは再審については、改正前の規定によることとなる。

改正法の施行後に類似意匠が意匠登録される場合でも、改正前の意匠法の規定する登録料（一部改正前四二条二項）により登録され、また、その登録の効果として類似意匠の意匠権は本意匠の意匠権に合体して（二部改正前二二条）、本意匠の意匠権の範囲を確認するにとどまることとなる。さらに、類似意匠の意匠権の登録について改正法施行後に無効審判を請求する場合の根拠（一部改正前四八条）、本意匠が無効審判によりなくなった場合の類似意匠の消滅（一部改正前四九条二項）等、改正前の規定によることとなる。

本項において「なお従前の例による」とせず「なお効力を有する」としたのは、前者の場合は、ある事項に対する法律関係については、新法令又は改正後の法令の規定の施行直前の法律制度をそのまま凍結した状態で適用するのであつ

て、後に至って改正することは不可能であるのに対し、後者の場合は、ある事項については、旧法令又は改正前の法令の効力が効力を有するのであるから、必要があれば改正することが可能であり、今後改訂される産業財産権関係手数料の改訂等に合わせて、改正法の施行前に出願された類似意匠の意匠登録出願に係る施行後に登録が行われる場合の登録料を改訂できるよう手当てをしたものである。

三項は、改正法の施行前にした意匠登録出願に係る無効の理由についての取扱いについての経過措置を規定している。具体的には、特許法の項の附則二条四項の〔趣旨〕を参照されたい。

〔第四条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置〕

第五条 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料は同日前に納付すべきであった登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣 旨〕

本条は、四二条三項及び四項の改正（国と国以外の者との共有に係る意匠権についての登録料の取扱いの見直し）に伴う経過措置である。特許法の附則二条三項の〔趣旨〕を参照されたい。

第六条から第一八条まで 省略

〔趣 旨〕

特許法、実用新案法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の附則各条の〔趣旨〕を参照された

い。

附 則 (平成二十一年法律第四一号抄)

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中特許法第一百七十七条第一項の表の改正規定及び同法第六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日
- 三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定 平成十三年一月一日
- 四 第一条中特許法第四十六条第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年十月一日

## (趣旨)

特許法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条及び第三条 省略

〔趣旨〕

特許法及び実用新案法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願に係る意匠の新規性の要件については、その意匠登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（意匠登録出願の分割）（同法第十三条第五項（出願の変更）において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十条の二第三項（意匠登録出願の分割）の規定を適用する。

3 この法律の施行前に求められた登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定については、なお従前の例による。

4 新意匠法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第三条の規定による改正前の意匠法第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

5 新意匠法第四十一条（特許法の準用）において準用する新特許法第百五条の三（相当な損害額の認定）の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所

の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

6 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、改正法の施行後における改正後の意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(1) 登録要件の見直しに伴う経過措置（一項及び六項）

附則二条一項、六項と同旨

(2) 分割・変更出願に係る手続の簡素化に伴う経過措置（二項）

附則二条二項と同旨

(3) 判定制度の強化に伴う経過措置（三項）

附則二条七項と同旨

(4) 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置（四項及び五項）

附則二条八項、九項と同旨

第五条から第一九条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、実用新案法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成二十一年法律第四三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日（平成一二政令四〇により平成一三年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年法律第一六〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十一年法律第二二〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年法律第二四号抄）

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条の規定（特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定を除く。）及び第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 〔趣旨〕

特許法の附則一条の趣旨を参照されたい。

第二条から第八条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、実用新案法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一五年法律第四七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第一百七条、第九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

〔趣旨〕

特許法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

## 第二条及び第三条 省略

### (意匠法の改正に伴う経過措置)

**第四条** 一部施行日前にした意匠登録出願（一部施行日以後にする意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての第三条の規定による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第四十二条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新意匠法第六十七条第三項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第四項に規定する国等をいう。）」とする。

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

### (趣旨)

本条は、この法律の施行後における改正後の意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。

一項は、独立行政法人の納付すべき料金について経過措置を定めたものである。特許法の改正に伴う経過措置を定めた附則二条四項の〔趣旨〕を参照されたい。

二項及び三項は、審判に関する規定の経過措置を定めている。二項では、この法律の施行前に請求された審判及び再審については、原則として改正前の規定を適用する旨を定めている。

三項は、この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審についても、改正前の規定を適用する旨を定めている。なお、訴訟に係る規定である求意見・意見陳述の規定（特一八〇条の二）については、特に経過措置を置かないことから、施行前に請求された意匠登録無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用することとなる。

第五条から第一八条まで 省略

〔趣 旨〕

特許法、実用新案法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一五年法律第六一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年法律第一二〇号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年法律第七五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一七政令二七〇により同年一月一日〕から施行する。(改正、平二三法律七四)

附 則 (平成一八年法律第五五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日(平成十八年六月七日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成一八政令三四〇により平成一九年四月一日〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一八政令二五九により同年九月一日〕
- 二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出

しを削る改正規定、同条の前面に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第七十五条の改正規定、第九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前面に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前面に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定

平成十九年一月一日

(改正、平二三法律七四)

## 〔趣旨〕

特許法の附則一条の「趣旨」を参照されたい。

## (意匠法の改正に伴う経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第四条の規定は、前条第一号に定める日以後にする意匠登録出願について適用し、同号に定める日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

3 新意義法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日以前にした行為については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、改正法の施行後における意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。

一項は、意匠権の存続期間の延長、意匠の定義の見直し、意匠登録要件の見直し、関連意匠制度の見直し、秘密意匠制度の見直しに係る改正については、本法の施行前にした意匠登録出願については従前の例による旨を定めている。

法適用の公平性や第三者への影響等の観点から、改正法施行日以後にした後の出願から改正法を適用することとしたものである。

二項は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日前にした意匠登録出願については従前の例による旨を定めている。

三項は、定義規定に輸出が追加されたこと及び侵害とみなす行為への輸出を目的とする所持が本改正で追加されたことを受け、その他の規定との調整を定めたものである。

第三条から第一四条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、実用新案法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成二〇年法律第一六号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二〇政令四〇三により平成二二年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第七十七条第一項の改正規定、第四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の第二項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七条から第十三条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二〇政令一八二により同年六月一日〕

三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九条第一項第一号の改正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八条の二十七第一項及び第二項の改正規定 平成二十年九月三十日

四 第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定 平成二十一年一月一日

第二条及び第三条 省略

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十三条第一項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の際本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七条の二第三項、第十七条の三第一項及び第四十七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠法第十七条の二第一項の規定による却下の決定（以下この項において「補正却下決定」という。）の際本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の際本の送達があった場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があった拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

第五条 省略

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條から第一四條まで 省略

附 則 (平成三三年法律第六三号抄)

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成

二三政令三六九により平成二四年四月一日)

第二條及び第三條 省略

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第三條の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四條第二項、第九條、第十七條及び

第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第百四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法（以下「旧意匠法」という。）第二十八条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

5 新意匠法第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

6 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新意匠法第

四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

第五条から第一〇条まで 省略

(政令への委任)

第一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二条から第二二条まで 省略

(平成十八年意匠法等改正法の一部改正)

第三三条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。附則第七條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第二四條 省略

附 則 (平成二六年法律第三六号抄)

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成二七政令二五により同年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條の規定 公布の日(平成二七外務省告示四四により同年五月一四日)

二 第四條中商標法第七條の二第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(平成二六政令二〇七により同年八月一日)

三 第三條中意匠法目次の改正規定、同法第二六條の二第三項の改正規定、同法第六十條の三を同法第六十條の二四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六七條第一項及び第七十三條の二第一項の改正規定並びに第六條中弁理士法第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條及び第七十五

条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定並びに附則第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日〔平成二十七年五月二三日〕

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第四条第四項の規定は、この法律の施行前に第三条の規定による改正前の意匠法（以下「旧意匠法」という。）第四条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

2 新意匠法第十五条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項（新意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項（旧意匠法第十五条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類の提出がなかった場合については、適用しない。

3 新意匠法第四十三条第四項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十三条第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。

4 新意匠法第四十五条において準用する新特許法第百十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十五条において準用する旧特許法第百十一条第二項に規定する期間内に旧意匠法第四十五条において準用する旧

特許法第百十一条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。  
 5 新意匠法第六十七条第九項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第六十七条第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

(平成十一年改正法の一部改正)

第二三条 特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」及び「(以下「新特許法」という。)」を削り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)」に改める。

(趣旨)

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

(平成十四年改正法の一部改正)

第一五条 特許法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成十五年改正法の一部改正）

第一六条 特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成十八年意匠法等改正法の一部改正）

第一七条 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

〔趣旨〕

商標法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成二十六年法律第六九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二七政令三九〇により平成二八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後

でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一〇条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経

過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年法律第五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成二八政令一七により同年四月一日)から施行する。

(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日前に前条の規定による改正前の平成十五年旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は施行日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。

[趣 旨]

本条は、附則八条の規定による、平成一五年改正法の施行の日前(平成一六年四月一日より前)に出願審査の請求がされた特許権に係る特許料についての改正に伴う経過措置を定めたものである。

これは、特許料について同様の規定を定めた附則二条七項の規定と同様の趣旨であり、施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料

を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を基準に納付させることとした。

附 則（平成二八年法律第五一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年法律第三三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成三〇政令二五七により令和元年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日
- 二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日
- 三 第一条中不正競争防止法第二条第一項第十一号の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く。）、同項第十二号の改正規定（同号を同項第十八号とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定（「電子的方法、磁気

的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。」を削る部分及び同項を同条第八項とする部分を除く。及び第十九条第一項第八号の改正規定（第二条第一項第十一号及び第十二号）を「第二条第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に改める部分及び同号を同項第九号とする部分を除く。並びに次条第二項及び附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三〇政令二五七により同年一月二十九日〕

四 第三条中特許法第一百七条第三項の改正規定、第九九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第九十五条第六項の改正規定並びに第九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三二政令一により同年四月一日〕

五 第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和元政令一三により令和二年一月一日〕

第二条から第一条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置〕

第二二条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣 旨〕

本条は、改正法の施行前後における規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。平成三〇年の一部改正により、意匠法四条一項及び二項が定める意匠の新規性の喪失の例外期間が六月から一年に延長されたが、本改正は改正法の施行日の六月前以降に新規性を喪失した意匠について適用し、それ以前に新規性を喪失した意匠については、改正前の意匠法と同様、新規性の喪失の例外期間を六月とすることとした。

〔電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置〕

第二三条 第四条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

〔趣 旨〕

本条は、改正法の施行前後における規定の適用関係を明確にするため、改正法の施行前にした意匠登録出願について

の電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権の主張の手続に係る規定の適用については、従前の例による旨を定めたものである。

第十四条から第十七条まで 省略

〔趣旨〕

実用新案法、商標法及び国際出願法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十九条から第三十五条まで 省略

附 則（令和元年法律第三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元政令一四五によ

り同二年四月一日」から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第四条中商標法第三十一条第一項ただし書の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第一百五十四条第四項の改正規定、同法第一百五十五条の二を同法第一百五十五条の二の十一とし、同法第一百五十五条の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九條第六項の改正規定、同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十条第一項の改正規定（「第四十三條第一項」の下に「、第四十三條の二第一項」を加える部分に限る。）、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五條第一項の改正規定、同法第六十条の十の改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二条第一項、

第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第一号、第六十条の六第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後にする意匠登録出願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 第三条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第三条の規定による改正前の意匠法（次項及び第五項において「旧意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する意匠登録出願について適用し、第四号施行日前に旧意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。

4 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二（同項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

5 新意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定は、第四号施行日前に旧意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

## 〔趣旨〕

本条は、改正法の施行後における意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。

一項は、建築物及び画像の意匠権による保護、創作非容易性の水準の引上げ、組物意匠制度の拡充、内装意匠制度の新設、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更に係る改正について、改正法の施行前にした意匠登録出願については従前の例による旨を定めている。法適用の公平性や第三者への影響等の観点から、改正法施行日以後にした出願から改正法を適用することとしたものである。

二項から五項までは、手続をすべき期間及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合における救済規定について、改正法の施行前後におけるこれらの規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。具体的には、二項、三項及び五項については改正法の施行前に手続をすべき期間が経過した場合について、四項については改正法の施行前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張について、改正法の規定を適用せず、改正前の制度が適用されることとした。

## 第三条 省略

## 〔趣旨〕

商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 省略

附 則 (令和三年法律第三七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一 (略)

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七條、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三條から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十

条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く)、第五十五条(かん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日〔令和三年政令二九一により令和四年四月一日〕

五〇一〇 (略)

第二条から第七十三条まで 省略

附 則 (令和三年法律第四二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和三年政令二五六により令和四年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第百五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定 公布の日から起算して一月を

経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第百十二條第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第百四十五條に二項を加える改正規定並びに同法第百五十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三條第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四條第三項の改正規定、同法第四十四條第二項及び第四項の改正規定、同法第六十條の七の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第六十條の十一第一項の改正規定、同法第六十條の十二の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十條の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条<sup>(四)</sup>に規定する」及び「次項において「国際事務局」という。」を削る部分に限る。）、第四條中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三條第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三條の六第二項の改正規定及び同法第六十八條の十六第一項の改正規定、第六條の規定（工業所有權に関する手續等の特例に関する法律第十五條の三第一項の改正規定を除く。）並びに次條第七項並びに附則第三條第五項、第四條第四項及び第六項、第五條第四項及び第五項並びに第六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（令和三政令二五六により同年一〇月一日）

四 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（令和四政令二五〇により同年一〇月一日）

五 第一条中特許法第三十六條の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三條の二第二項の改正規定、同法第四十八條の三第五項の改正規定、同法第百十二條の二第一項の改正規定、同法第百八十四條の四第四項の改正規定、同法第百八十四條の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九號を第二十號とし、第十一號から第十八號までを一号ずつ繰り下げ、第十號の次に一号を加える改正規定、第二條

中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和四政令二五〇により令和五年四月一日〕

第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第三条 省略

〔趣旨〕

実用新案法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

## (意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第二条第二項、第三十八條、第四十四條の三及び第五十五條の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次条第一項において「第四号施行日」という。）以後にした行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、なお従前の例による。

2 第三条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法（以下この条において「第五号改正後意匠法」という。）第十五条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三條の二第一項（第五号改正後意匠法第十五条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 第三条の規定（附則第一条第三号から第五号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第三十六條において準用する改正後特許法第九十七條第一項の規定は、施行日以後にする意匠権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした意匠権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

4 第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法（以下この条において「第三号改正後意匠法」という。）第四十四條第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に意匠法第四十三條第二項に規定する期間を経過した場合であつて、その期間内に登録料の納付がなかったときについては、適用しない。

5 第五号改正後意匠法第四十四條の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後意匠法第四十四條第四

項の規定により消滅したものとみなされる意匠権について適用し、第五号施行日前に第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の意匠法第四十四条第四項又は第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。

6 第三号改正後意匠法第六十条の七第二項の規定は、第三号施行日以後にする意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第一条(ii)に規定する国際出願（以下この項において「国際出願」という。）について適用し、第三号施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

#### 〔趣旨〕

本条は、改正法の施行前後における規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。

一項は、新たに輸入に含むものとした行為が、民事上の差止めや損害賠償の請求の対象となること等を踏まえ、施行日以後の行為から改正法を適用し、施行日前の行為については改正法を適用しないこととしている。

六項は、施行日以後に意匠の国際出願をする場合には、国際出願と同時に、新規性の喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（証明書）をWIPO国際事務局に対して提出することができ、施行日前に国際出願をする場合には、改正法を適用しない（証明書をWIPO国際事務局に対して提出することができない。）こととしている。

二項から五項までは順に、特許法の附則二条三項、五項、七項、八項の〔趣旨〕を参照されたい。

#### 第五条 省略

〔趣旨〕

商標法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第六条 省略

〔趣旨〕

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第七条 省略

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一〇条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許法第百七条第一項、実用新案法第三十一条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一一条 省略

別 表 (第六十七条関係)

	<p>納付しなければならない者</p>	<p>金 額</p>
一	<p>意匠登録出願をする者</p>	<p>一件につき一万六千円</p>
二	<p>第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者</p>	<p>一件につき五千円</p>
三	<p>第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定又は第四十四条の二第一項の規定により手続をする者(その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。)</p>	<p>一件につき二万五千円</p>
四	<p>第二十五条第一項の規定により判定を求める者</p>	<p>一件につき四万円</p>
五	<p>第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長(第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。)を請求する者</p>	<p>一件につき四千二百円</p>
六	<p>第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長(第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者</p>	<p>一件につき七千二百円</p>

七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
八	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき五万五千円
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円

(改正、昭三九法律一四八、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一〇法律五一、令元法律三、令三法律四二)